

福祉環境調査会

平成31年1月24日(木)
10時00分～ 時 分
全員協議会室

【委員】柳楽委員長、上野副委員長

村武委員、布施委員、芦谷委員、田畑委員、澁谷委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【福祉環境委員会 所管管理職】

〔健康福祉部〕前木健康福祉部長、井上地域福祉課長、白根地域医療対策課長、
湯浅統括保健師、

〔市民生活部〕斗光市民生活部長、猪木迫医療保険課長、野田環境課長

〔金城支所〕吉永金城支所長

〔旭支所〕塚田旭支所長

〔弥栄支所〕河上弥栄支所長、小池市民福祉課長

〔三隅支所〕斎藤三隅支所長

〔上下水道部〕河野上下水道部長、坂田管理課長、桑原下水道課長

【所管外管理職】三浦教育委員会弥栄分室長(防災自治課長)

【事務局】新開書記

議 題

1 執行部報告事項

- (1) 浜田市自死対策総合計画（案）について
- (2) 平成31年度国民健康保険事業費納付金（本算定）について
- (3) 浜田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)について
- (4) (仮称) 杵束コミュニティ施設の整備について
- (5) 「LINE Pay 請求書支払い」を導入します
- (6) その他

2 その他

浜田市自死対策総合計画（案）について

浜田市自死対策総合計画については、医療、職域、地域団体、教育及び行政で構成する「浜田市保健医療福祉協議会 自死対策総合計画策定専門部会」において策定中ですが、このほど、計画（案）がまとまりましたので、内容について報告します。

なお、当該計画（案）については、現在、パブリックコメント（意見公募）を実施しており、今後、この意見を踏まえた修正を行い最終計画とする予定です。

1 浜田市自死対策総合計画（案）

別冊のとおり

2 主な計画の内容（構成）

- (1) 第 1 計画の策定にあたって
(計画策定の趣旨及び基本方針、計画の位置づけ、期間、推進体制等)
- (2) 第 2 浜田市の自死をめぐる現状
(自死の現状、まとめ、取り組むべき課題)
- (3) 第 3 今後の浜田市における自死対策の方向性
(計画の体系、数値目標、基本施策、重点施策)
- (4) 資料編
(専門部会委員名簿、策定経過、相談機関一覧等)

3 策定体制

<浜田市自死対策総合計画策定専門部会> 15 名

心療内科田中クリニック	浜田市社会福祉協議会
西川病院	浜田市民生児童委員協議会
浜田公共職業安定所	のぞみの会
浜田商工会議所	浜田教育事務所
石央商工会	浜田市教育委員会
浜田地域産業保健センター	浜田警察署
しまね分かち合いの会・虹	浜田保健所
グリーンケア芳縁	

<会議の状況>

平成 30 年 5 月 25 日 (木)	第 1 回浜田市保健医療福祉協議会
平成 30 年 9 月 18 日 (火)	第 1 回心の健康づくりネットワーク会議
平成 30 年 11 月 29 日 (木)	第 1 回浜田市自死対策総合計画策定専門部会
平成 30 年 12 月 18 日 (火)	第 2 回浜田市保健医療福祉協議会 (中止のため資料送付)

4 パブリックコメント（意見公募）

(1) 閲覧及び意見募集期間

平成 30 年 12 月 25 日 (火) ～平成 31 年 1 月 30 日 (水)

(2) 閲覧場所

- ・本庁地域医療対策課、健康長寿課及び各支所市民福祉課（8：30～17：15）
- ・中央図書館（9：00～19：00）

※閉庁日・閉館日を除く

※浜田市ホームページでも閲覧できます

5 今後のスケジュール（予定）

平成 31 年 1 月	パブリックコメント意見取りまとめ
平成 31 年 2 月	第 2 回浜田市自死対策総合計画策定専門部会
平成 31 年 2 月	第 3 回浜田市保健医療福祉協議会
平成 31 年 3 月	計画策定

浜田市自死対策総合計画

～誰も自死に追い込まれることのない浜田の実現を目指して～

(案)

島根県 浜田市

目 次

第1	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨及び基本方針	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定及び推進体制	3
5	計画の進捗管理	4
6	計画の見直し	4
7	他の計画との整合	4
8	「自殺」と「自死」について	4
第2	浜田市の自死をめぐる現状	5
1	自死の現状	5
2	現状のまとめ	12
3	取り組むべき課題	13
第3	今後の浜田市における自死対策の方向性	14
1	計画の体系	15
2	数値目標	16
3	6つの基本施策	17
	基本施策1 地域におけるネットワークの充実	17
	基本施策2 自死対策を支える相談支援体制の充実	17
	基本施策3 市民への啓発と周知	18
	基本施策4 生きることの促進要因の支援	19
	基本施策5 遺された人への支援	20
	基本施策6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	21
4	4つの重点施策	22
	重点施策1 高齢者の自死対策の推進	22
	重点施策2 生活困窮者の自死対策の推進	23
	重点施策3 勤務問題に関わる自死への対策の推進	24
	重点施策4 子ども・若者の自死対策の推進	25
	参考資料	
1	自殺対策基本法	27
2	自殺総合対策大綱の概要	31
3	浜田市保健医療福祉協議会規則	33
4	第3次浜田市健康増進計画 関連部分抜粋	37
5	関係団体や相談機関の一覧	39

第1 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨及び基本方針

自死は、その多くが追い込まれた末の死です。自死の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自死に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

自死対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と有機的な連携が図られ「生きることの包括的な支援」として実施するべきであることを改めて確認し、「いのち支える自死対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自死に追い込まれることのない浜田の実現」を目指します。

国の自殺総合対策大綱では、自殺総合対策の基本方針として、以下の5点を掲げています。

- 1) 生きることの包括的な支援として推進
- 2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- 3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- 4) 実践と啓発を両輪として推進
- 5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

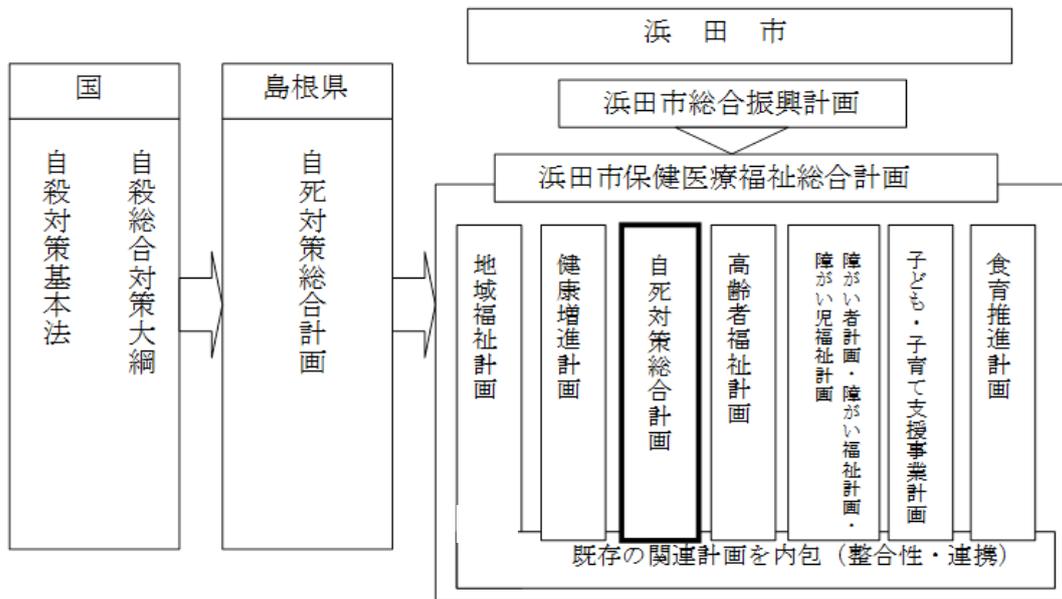
以上のように、自死対策は、社会における「生きることの阻害要因（自死のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自死に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自死リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」のそれぞれにおいて効果的に、かつそれらを総合的に推進する必要があります。

2 計画の位置づけ

この計画は、自殺対策基本法（以下「基本法」という。）第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画です。国や島根県の計画との整合性をもちながら、浜田市の自死対策施策を推進するための基本となる計画です。

（参考）基本法第13条第2項

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。



3 計画の期間

この計画の期間は、平成 31 年度（2019 年度）から平成 34 年度（2022 年度）の 4 年間とします。

	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	34 年度 (2022 年度)	35 年度 (2023 年度)
健康増進計画	計画期間：30 (2018) ～34 年度 (2022 年度)					次期計画
自死対策総合計画	新規策定	計画期間：31 (2019) ～34 年度 (2022 年度)				次期計画
《参考》島根県 自死対策総合計画	計画期間：30 (2018) ～34 年度 (2022 年度)					次期計画

4 計画の策定及び推進体制

[浜田市における策定及び推進体制]

自死対策の推進にあたっては、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因に対する取り組みや自死者の遺族（以下「自死遺族」という。）への支援など、総合的な取り組みが必要です。

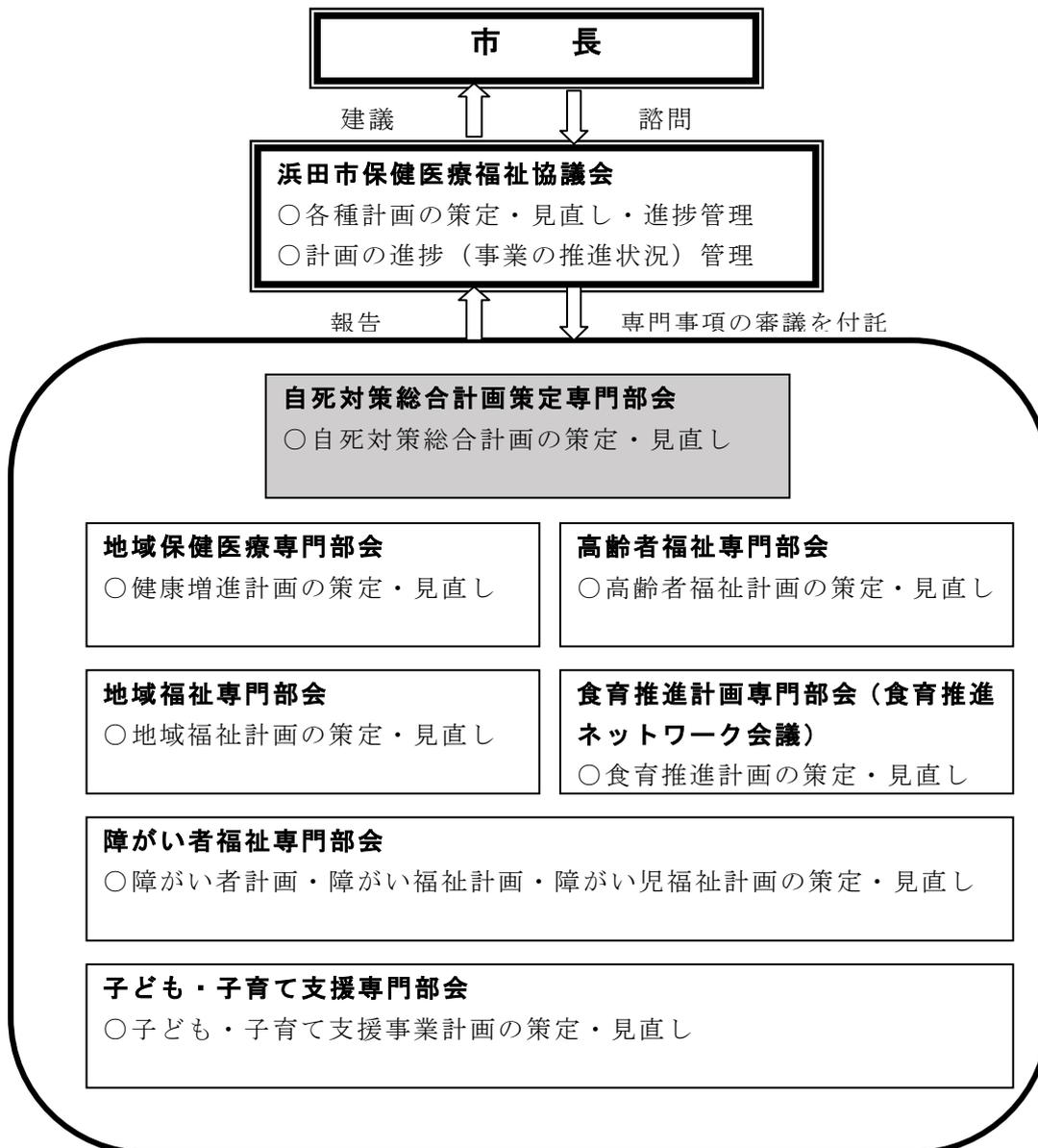
浜田市保健医療福祉協議会の専門部会として、自死対策総合計画策定専門部会を開催し、計画を策定します。また、関係機関と連携し、対策の推進を図ります。

[圏域における連携及び協力の確保]

自死対策の実施にあたっては、地域全体で予防の必要性に対する意識の高揚を図り、地域の実情に応じた継続的な取り組みが必要です。

そのため、圏域ごとに開催される浜田圏域自死総合対策連絡協議会に参加し、地域におけるネットワークの構築により、対策の推進を図ります。

組織体制図



5 計画の進行管理

本計画を推進するため、毎年度の事業計画を策定し、その事業の実施を通じて課題の分析や評価を行います。併せて浜田市保健医療福祉協議会で進捗管理を行います。

6 計画の見直し

本計画は、自死をめぐる状況の変化や目標達成状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

7 他の計画との整合

この計画は、第2次浜田市総合振興計画に基づく浜田市保健医療福祉総合計画を上位計画とし、浜田市健康増進計画、浜田市高齢者福祉計画、浜田市子ども・子育て支援事業計画、浜田市障がい者計画等、市の各種計画や国、島根県の計画との整合性を図ります。

8 「自殺」と「自死」について

「自殺」は広く社会に定着している言葉ですが、平成24年度に島根県が計画を改定する際、遺族の方から、「殺」という文字が使われているため大変辛い言葉であり、偏見にも繋がるため、できるだけ使用しないで欲しいという要望がありました。

一方、「自死」は、遺族等の心情に寄り添った言葉として、多くの場面で使われるようになっていきます。

このことから、島根県では「自殺」という言葉は遺族に配慮して「自死」と言い換えて使用しています。

浜田市も関係者の心情をくみ、「自死」を使用します。

【浜田市での取扱い】

(1) この計画での取扱い

計画本文中は、法律の名称等一部の例外を除き、「自死」を用います。

(注) この計画において例外的に「自殺」という語を用いるケース

①法律、大綱の名称等

自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、自殺予防週間、自殺対策強化月間

②統計用語

自殺死亡率、人口10万人当たりの自殺者数

(2) 市行政における一般的な取扱い

市行政における一般的な取扱いとしては、「自死」を基本としつつ、2つの言葉を状況に応じて使用します。

第2 浜田市の自死をめぐる現状

1 自死の現状

(1) 自死者数の推移

平成24年から平成28年までの5年間の合計でみると、浜田市の自死者は男性62人、女性14人、合計76人でした。

(2) 自死をした人の特徴及び概要

自死をした人の特徴や概要については、表1、図1のとおりです。男性が多く、背景としては、失業、生活苦、介護の悩みなどの理由により、自死に追い込まれています。また、「浜田市地域自殺実態プロファイル^{*1}【2017】」によると、浜田市の自死の特徴から重点的に取り組むべき項目として、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」の3つをあげています。

表1 自死の特徴（平成24年から平成28年までの合計）

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性 60歳以上無職同居	20	26.3%	86.1	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性 40~59歳有職同居	9	11.8%	34.1	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:男性 60歳以上無職独居	8	10.5%	178.3	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4位:男性 40~59歳無職同居	7	9.2%	341.6	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
5位:女性 60歳以上無職同居	6	7.9%	15.2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

資料：自殺総合対策推進センター 浜田市地域自殺実態プロファイル【2017】自殺日・居住地から
*自殺率の母数（人口）は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計
**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考

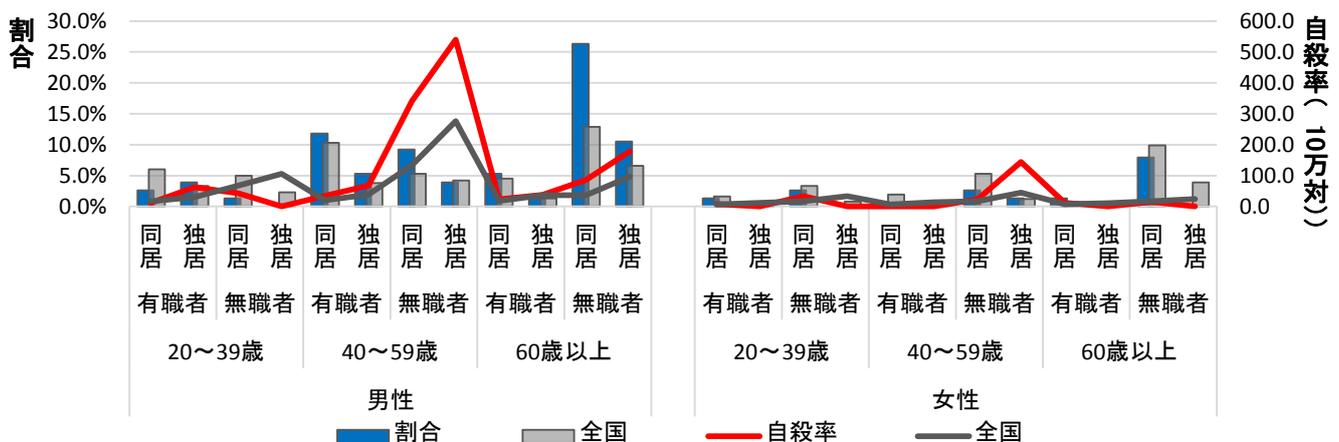


図1 自死の概要（平成24年から平成28年までの合計）

資料：自殺総合対策推進センター 「浜田市地域自殺実態プロファイル【2017】」から

(*)用語注

- 1 地域自殺実態プロファイル 国の自殺総合対策推進センターにおいて、市町村の計画策定を支援するため、市町村の自殺の実態を分析した自殺実態のプロファイルを作成し、市町村に提供された資料。ここでの資料は、公表可能な数字をのせています。

表 2 有職者の自死の内訳（平成 24 年から平成 28 年までの合計）

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	6	24.0%	21.4%
被雇用者・勤め人	19	76.0%	78.6%
合計	25	100.0%	100.0%

（性・年齢・同居の有無の不詳を除く）

資料：自殺総合対策推進センター 「浜田市地域自殺実態プロファイル【2017】」から

（3）自殺年齢調整死亡率^{※1}の推移

人口 10 万人当たりの自殺者数を示す自殺年齢調整死亡率の全年齢の推移について、図 2 は浜田市、図 3 は島根県を示し、各年を中間年とした 5 年の平均の推移です。

男性では浜田市、島根県とも自殺率が高く、特に昭和 60 年にピークを迎え、一時減少傾向でしたが、平成 8 年から平成 20 年まで高い状態が続き、以後減少傾向となっています。

女性では、島根県は昭和 50 年をピークに以後横ばいが続いています。浜田市は昭和 50 年から昭和 60 年までの間と平成 9 年から平成 13 年までの間にピークを迎えています。

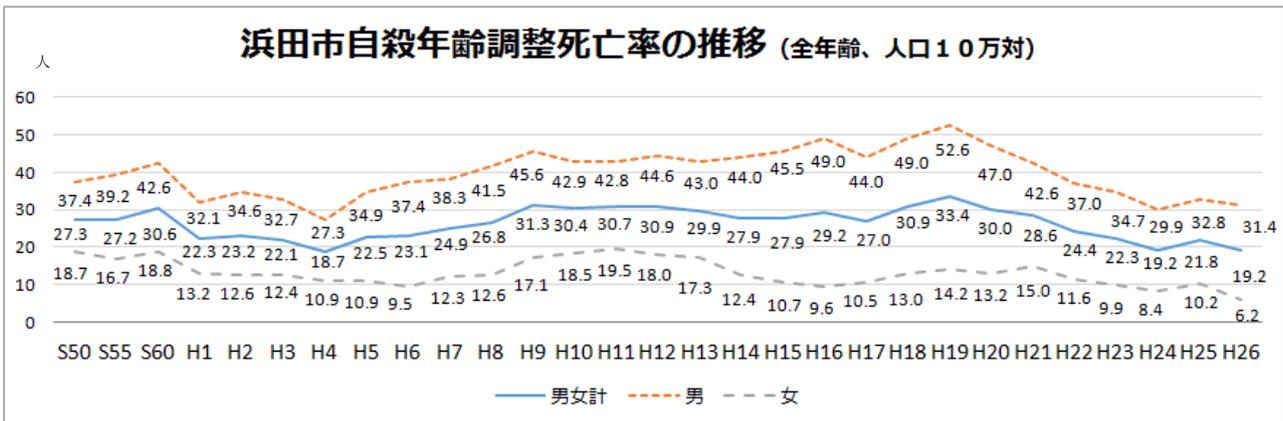


図 2 浜田市の全年齢の年齢調整死亡率の推移（各年を中間年とした 5 年の平均）

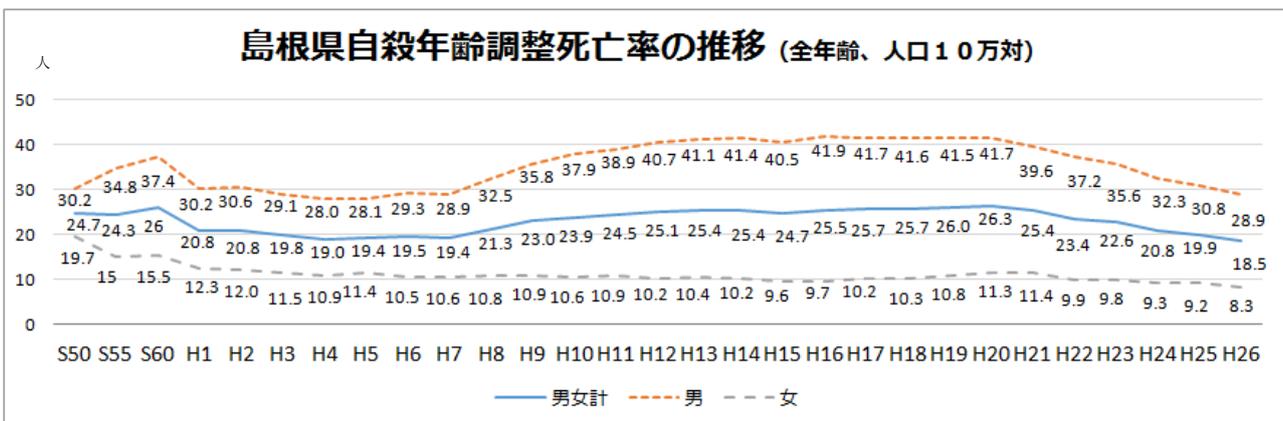


図 3 島根県の全年齢の年齢調整死亡率の推移（各年を中間年とした 5 年の平均）

資料：島根県健康指標データベース^{※2}

（*）用語注

- 1 年齢調整死亡率 人口規模や年齢構成が異なる地域の死亡数について、基準人口（昭和 60 年モデル人口）で補正して求める死亡率。
- 2 島根県健康指標データベースシステム 島根県が提供している健康指標データのこと

次に、40歳から64歳の推移について、図4は浜田市、図5は島根県を示しています。浜田市の男性では、平成9年と平成19年をピークがあり、いずれも島根県より高い傾向を示しています。浜田市の女性も島根県の女性より高い傾向がありましたが、平成23年以降は島根県より低くなっています。

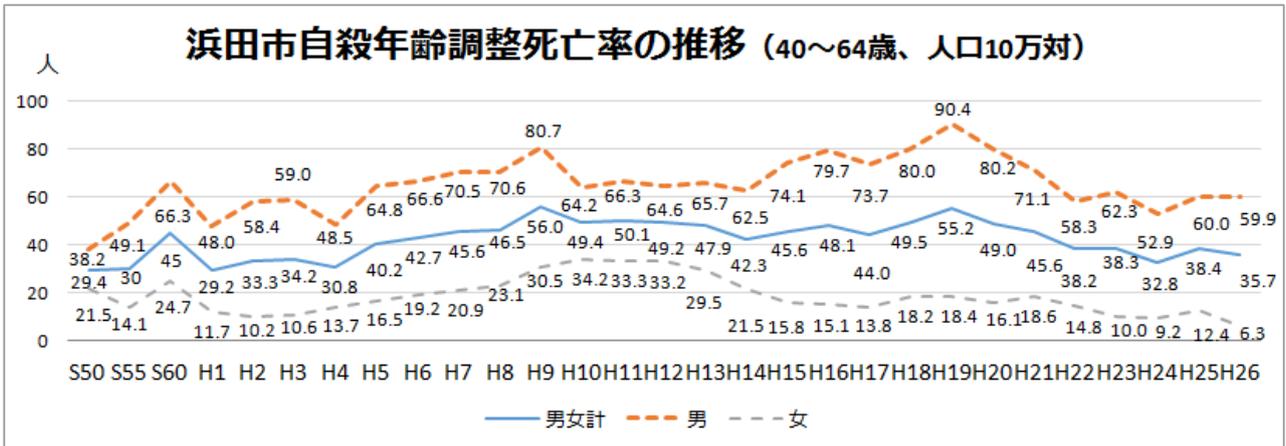


図4 浜田市の40～64歳の年齢調整死亡率の推移（各年を中間年とした5年の平均）

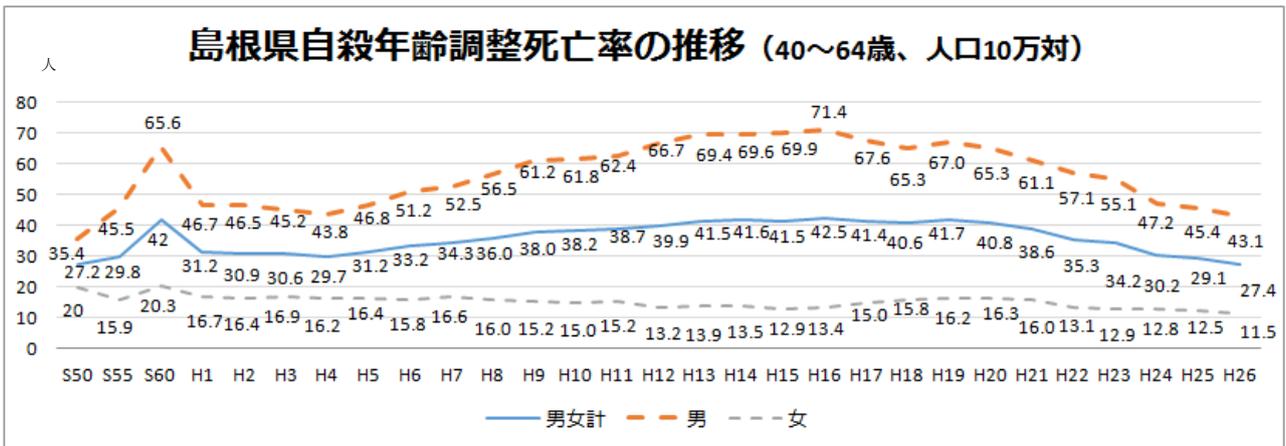


図5 島根県の40～64歳の年齢調整死亡率の推移（各年を中間年とした5年の平均）

資料：島根県健康指標データベースシステム

平成 16 年、21 年、26 年を中心とする 5 年間の年齢調整死亡率を全国、島根県、浜田市別に示しています。（図 6、図 7 但し、全国は単年です。）

浜田市の男性は 39 歳以下を除く年代では、全国、島根県より高い傾向が続いています。特に、40～64 歳、65 歳以上の年代で高い傾向です。（図 6-1、図 6-2、図 6-3）

浜田市の女性は、一部の年代で平成 21 年にやや高くなりましたが、平成 26 年は、いずれの年代も全国、島根県より概ね低い状況です。（図 7-1、図 7-2、図 7-3）

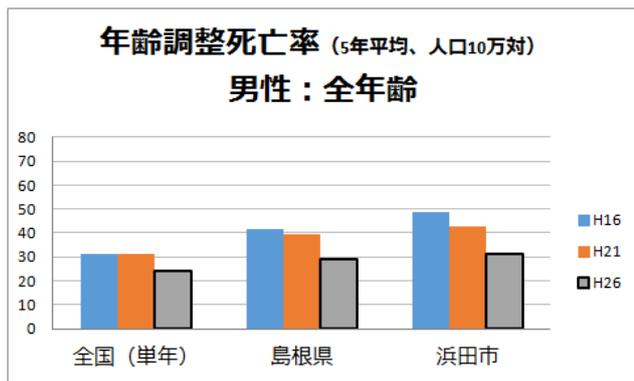


図 6. 年齢調整死亡率（男性全年齢）

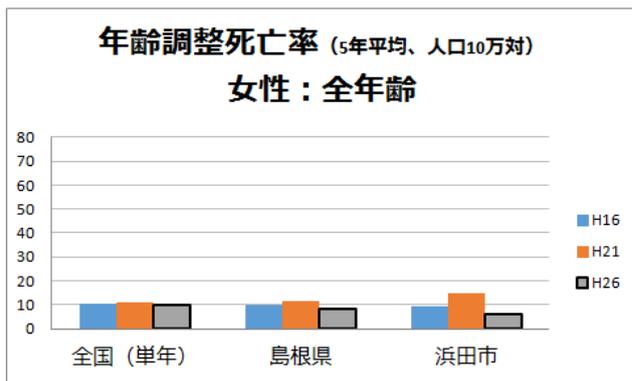


図 7. 年齢調整死亡率（女性全年齢）

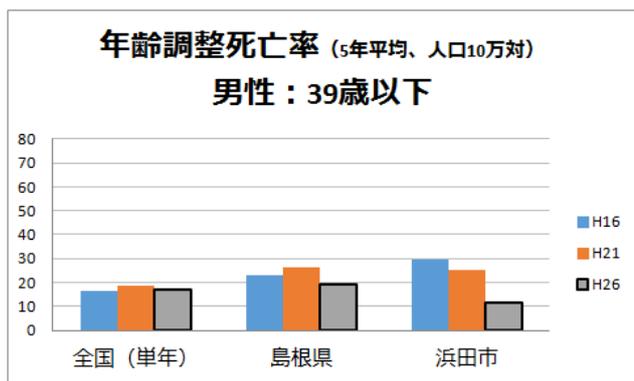


図 6-1. 年齢調整死亡率（男性 39 歳以下）

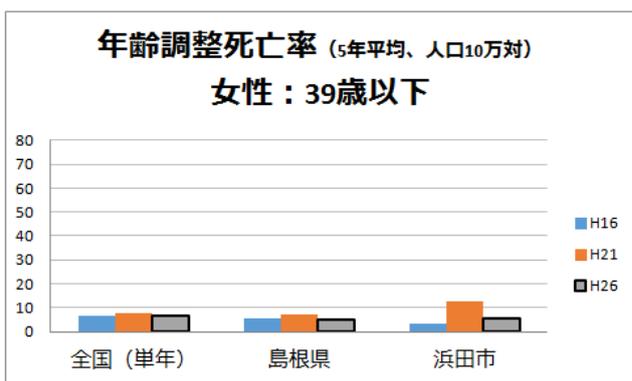


図 7-1. 年齢調整死亡率（女性 39 歳以下）

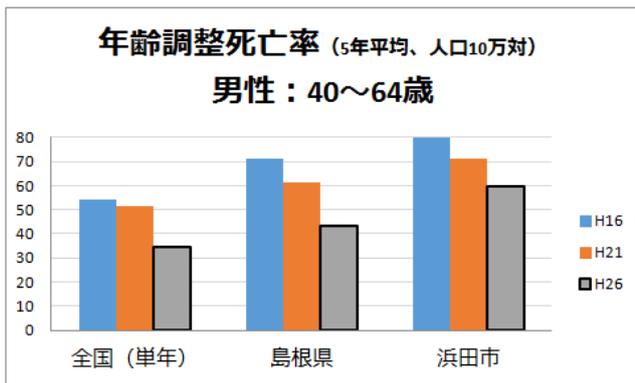


図 6-2. 年齢調整死亡率 (男性 40～64 歳)

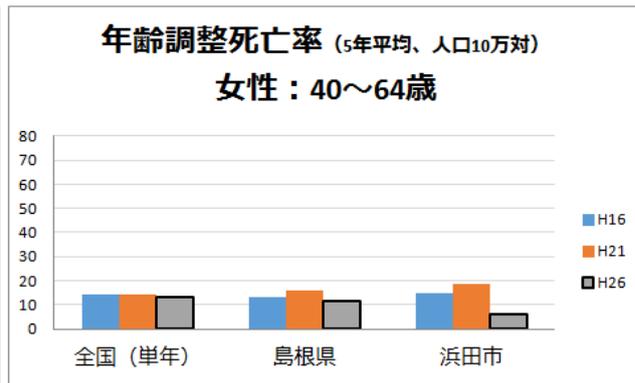


図 7-2. 年齢調整死亡率 (女性 40～64 歳)

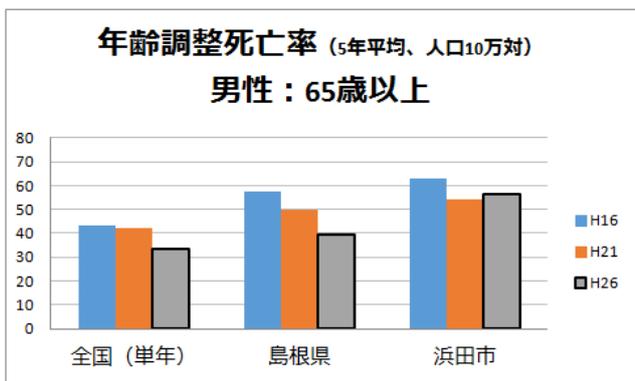


図 6-3. 年齢調整死亡率 (男性 65 歳以上)

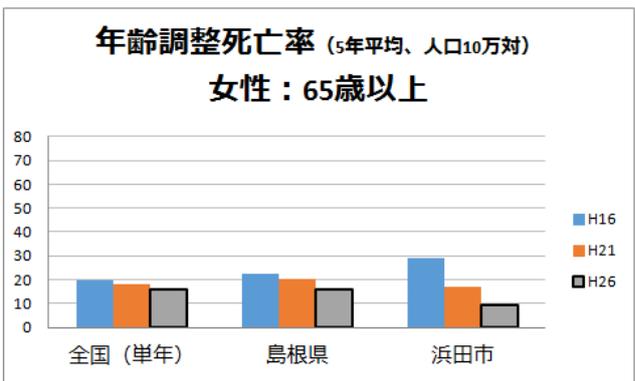


図 7-3. 年齢調整死亡率 (女性 65 歳以上)

資料：島根県健康指標データベースシステム

(4) 休養・睡眠・ストレス等の状況

浜田市が実施した健康増進計画策定時のアンケート調査^{※1}によると、睡眠で休養が取れている人の割合は男性が63.4%、女性が62.2%であり、男女とも平成24年と比べ減少しています。年齢階級別にみると、男女とも50歳代の割合が最も低く、それ以上の年代では年代が上がるにつれ増加しています。(図8、図9)

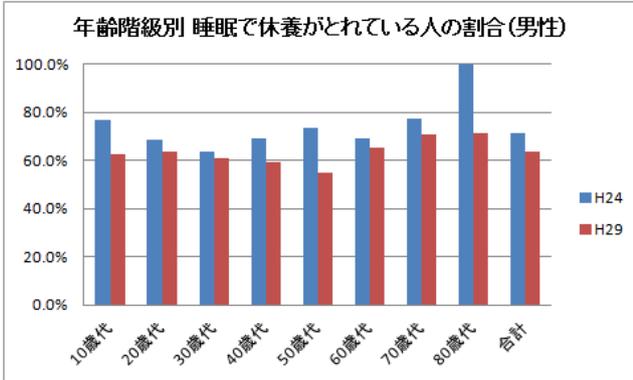


図8. 年齢階級別睡眠で休養がとれている人の割合(男性)

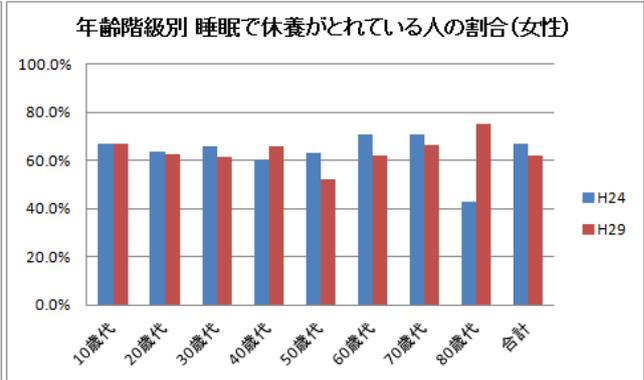


図9. 年齢階級別睡眠で休養がとれている人の割合(女性)

眠れないことがある人の割合は、男女とも平成24年に比べて増えています。特に男女とも10歳代、50歳代、60歳代、70歳代の割合が多いです。また、10歳代で男女とも眠れないことがあると答えた人の割合が増加しています。(図10、図11)

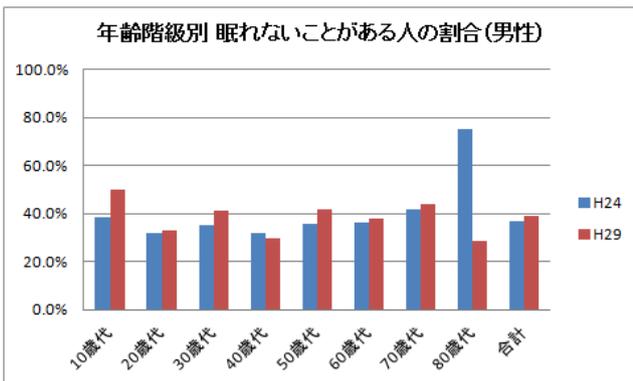


図10. 年齢階級別眠れないことがある人の割合(男性)

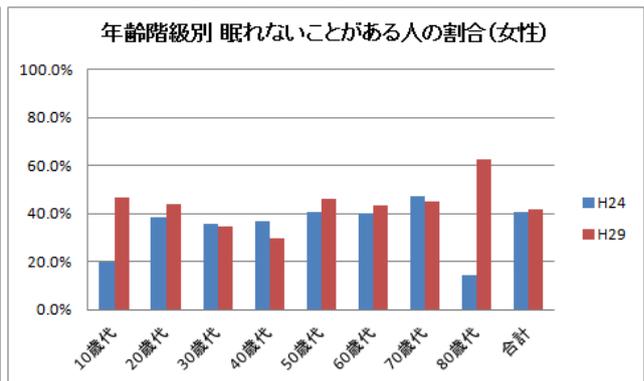


図11. 年齢階級別眠れないことがある人の割合(女性)

ストレスを感じた時に相談できる人がいない人の割合は、男女とも、60歳代、70歳代、80歳代が多い状況です。(図12、図13)

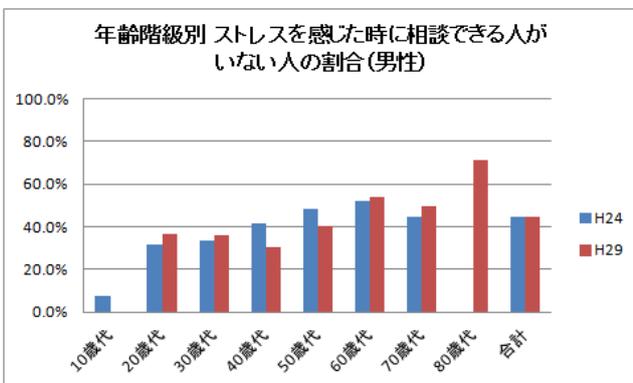


図12. 年齢階級別ストレスを感じた時に相談できる人がいない人の割合(男性)

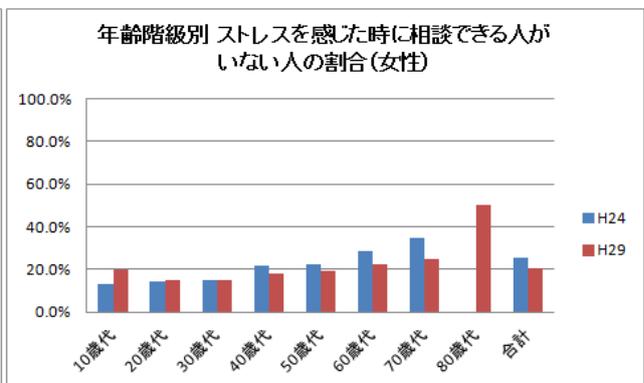


図13. 年齢階級別ストレスを感じた時に相談できる人がいない人の割合(女性)

(*)用語注

- 1 健康増進計画・食育推進計画調査票 浜田市健康増進計画策定時の独自調査。アンケート形式で無作為抽出した18歳から80歳の男女に送付。平成24年は2,201人、平成29年は2,438人の回答を得た。

(5) 産後うつ病の状況

浜田市では、赤ちゃん訪問時に、「エジンバラ産後うつ病質問票」^{※1}を産婦に記載してもらっています。その質問票を採点した結果、合計点数が9点以上となると、産後うつ病状態と推測されるため、産婦への継続的支援が必要と判断し、フォローにつなげています。平成29年度の状況でみると産婦の8.1%が9点以上の産後うつ病状態となっています。(図14) また、里帰りの有無でみると、里帰りなしの産婦が産後うつ病の傾向が強いことが認められました。(図15) 育児疲労感の有無でみると、育児疲労感のある産婦が産後うつ病の傾向が強いことが認められました。(図16)

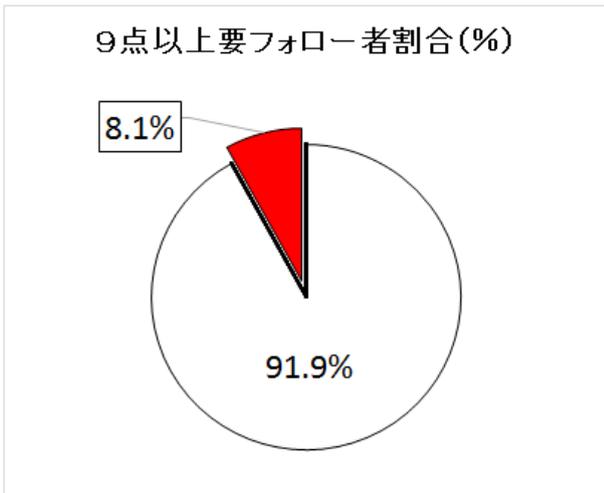


図14. 平成29年度エジンバラ産後うつ病質問票の結果 (n=322 平均点数3.4点)

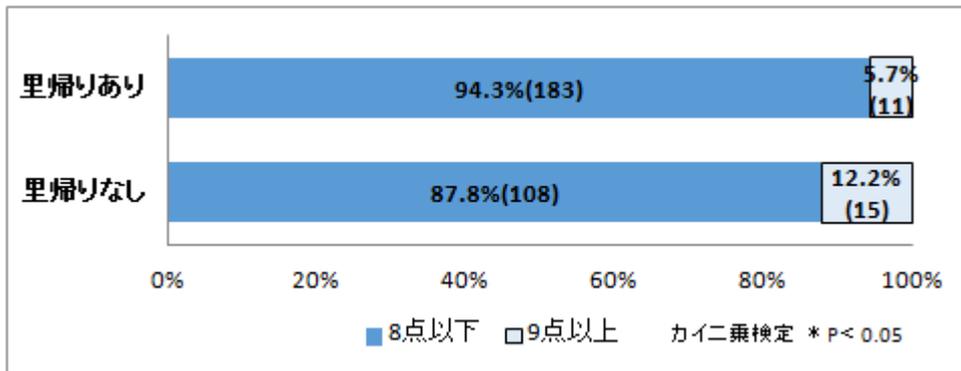


図15. 平成29年度エジンバラ産後うつ病質問票の結果と里帰りの有無について (n=317 不明5)

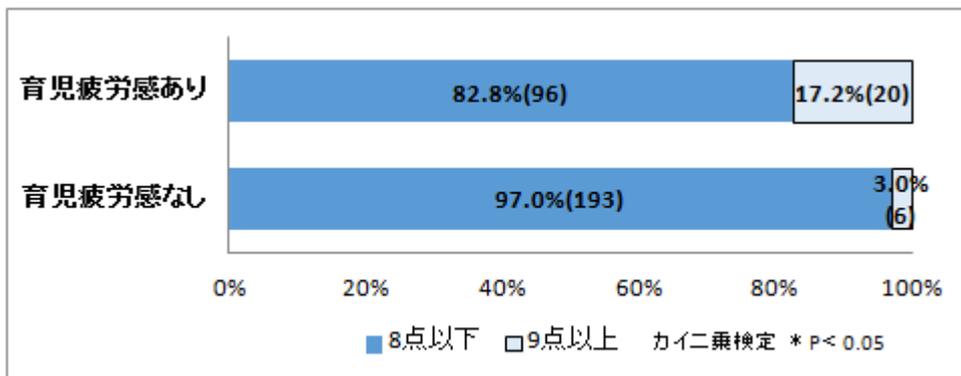


図16. 平成29年度エジンバラ産後うつ病質問票の結果と育児疲労感の有無について (n=315 不明7)

(*)用語注

- 1 エジンバラ産後うつ病質問票 産後うつ病のスクリーニング(選別する)を目的とした質問紙。10項目あり、0~3点までの点数をつけ、合計30点満点中9点以上が産後うつ病の可能性が高いと言われている。

2 現状のまとめ

- ・自死の特徴としては、平成 24 年から平成 28 年までの 5 年間の合計自死者数 76 人のうち、「男性 60 歳以上無職同居」が 20 人（26.3%）と一番多く、次いで「男性 40～59 歳有職同居」「男性 60 歳以上無職独居」の順で多い傾向でした。背景としては、「失業」「生活苦」「介護の悩み」「身体疾患」「過労」「職場の人間関係の悩み」「配置転換」「仕事の失敗」「うつ状態」など複合的な背景による自死でした。
- ・浜田市地域自殺実態プロファイル【2017】によると、重点的に取り組みが必要なこととして「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」の 3 つをあげています。
- ・全年齢の年齢調整死亡率の推移では、男女とも平成 9 年以降、高い状態でしたが、平成 22 年以降は減少傾向を示しています。また、島根県と比べると男女とも高い傾向で推移しています。
- ・年齢区分を全年齢、39 歳以下、40～64 歳、65 歳以上の 4 つの区分の平成 26 年を中間年とした 5 年の平均でみると、男性の自殺死亡率は、39 歳以下を除くほぼ全ての年齢区分で全国の値より高く、女性は全ての年齢区分では全国の値より低くなっています。また、平成 16 年、平成 21 年、平成 26 年の各年を中間年とした 5 年の平均の推移をみると男性は 65 歳以上を除く年齢区分で減少傾向にありますが、女性は平成 21 年を中間年とした 5 年の平均では 65 歳を除く年代区分で増加傾向となり、以後減少に転じています。
- ・睡眠で休養がとれている人は、減少傾向にあり、特に男女とも 50 歳代の割合が最も低い状況でした。また、眠れないことがある人の割合も増えており、男女とも 10 歳代、50 歳代、60 歳代、70 歳代の割合が多く、ストレスを感じた時に相談できる人がいない人の割合は、男女とも 60 歳代、70 歳代の割合が多い状況です。また、10 歳代での睡眠で休養がとれている人の割合の減少や眠れないことがある人の割合の増加、ストレスを感じた時に相談できる人がいない女性の割合の増加など、若い年代の心の健康に関して不安な要素が見受けられます。
- ・エンジンバラ産後うつ病質問票により、9 点以上の回答をし、産後うつ病状態と推測される産婦は全体の 8.1%でした。里帰りをしていない産婦や育児疲労感がある産婦が産後うつ病の傾向が強いことが認められました。

3 取り組むべき課題

浜田市の自死による死亡率は、減少傾向にあります。男性は島根県と比べて依然として高い状況です。自死をした人の特徴から、重点的に取り組むべき項目としては「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」の3つがあがっており、若年層の死因に占める自死の割合は少ないものの、約1割弱の産婦が産後うつ病傾向の状態にあることや10歳代の男女とも眠れないことがあると答えた人の割合が増えているなど、次世代を担う「子ども・若者」についても同様に取り組んでいく必要があります。

自死の問題は、市民誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、市民の理解を促進するとともに、自死に対する誤った認識や偏見を払拭するための啓発を行うことが重要です。自死者や遺族のプライバシーに配慮しつつ自死の地域実態を把握し、市民への情報提供を行うとともに、自死の多くが追い込まれた末の死であることを共通認識し、必要に応じて関係機関が連携した取り組みを充実していきます。

自死や自死関連事象に関する正しい知識を普及し、自死の危険を示すサインに「気づき」、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家に「つなぎ」、「見守る」等の「ゲートキーパー^{※1}」的な支援者を増やす取り組みを推進する必要があります。

併せて、追い込まれている人が相談できる機関について事前に知ることができるよう各種相談窓口の情報提供に努めていく必要があります。

地域の自死対策を進める上で、関係団体の活動は不可欠であることから、関係団体への活動の支援や連携の推進に努めていく必要があります。

このように自死対策は、社会における「生きることの阻害要因（自死のリスク要因）」減らし、「生きることの促進要因（自死に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自死リスクを低下させる方向で実施する必要があります。

(※) 用語注

1 ゲートキーパー 自死を考えている人のサインに気づき、適切な対応をとることができる人材。

第3 今後の浜田市における自死対策の方向性

浜田市における自死対策は、健康増進計画の重点目標の一つの「心の健康づくりの推進」の項に明記して、取り組みを行ってきました。

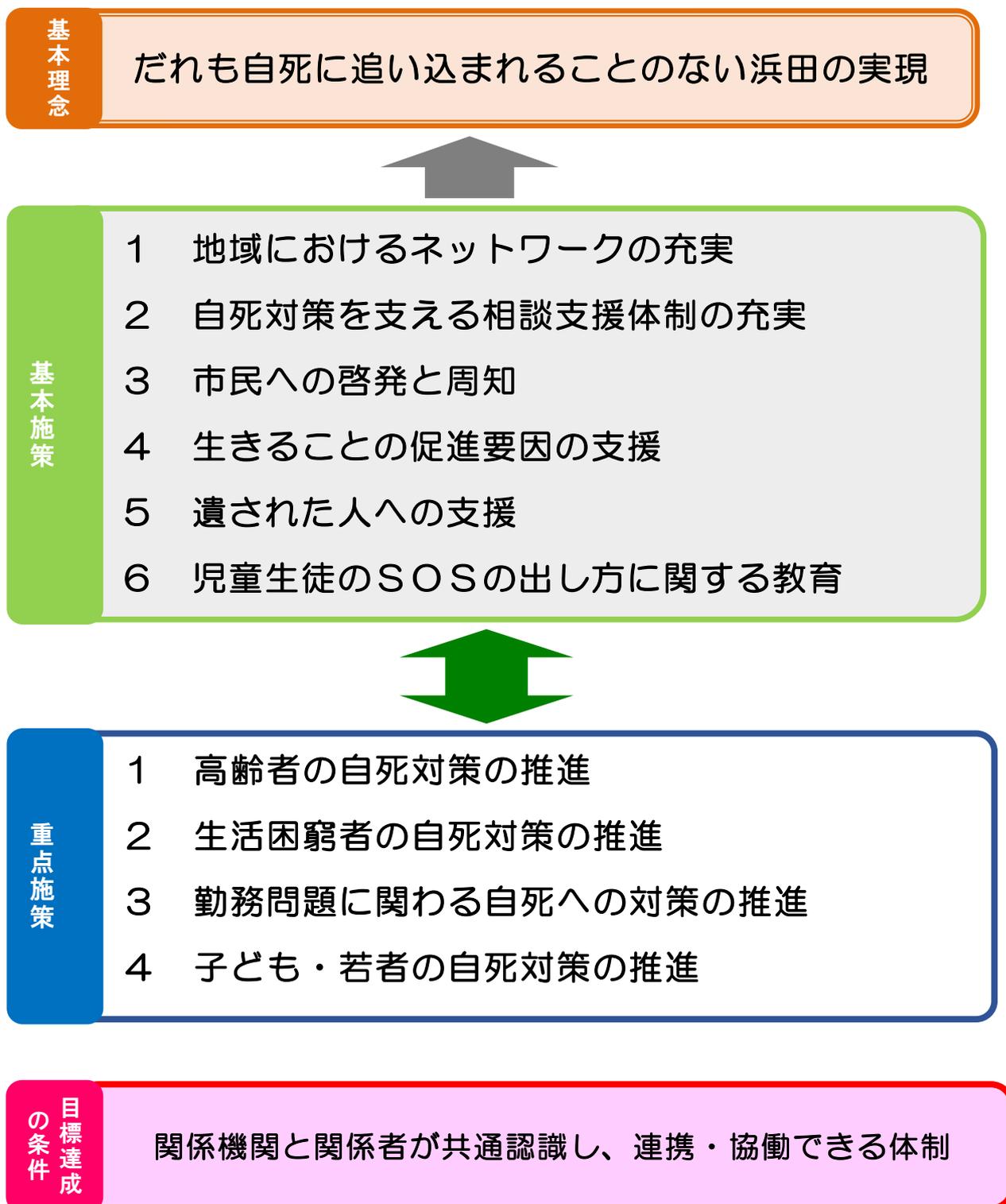
平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、全ての都道府県及び市町村で自死対策の計画を策定することとなり、今回「自死対策総合計画」として策定をするものです。

一人で悩みを抱えてしまう背景となる「自死そのものや多重債務、うつ病等の関連事象は不名誉で恥ずかしいものである」という間違った認識からの脱却や、自死に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、その場合には誰かに援助を求めることが大切であるということが社会全体の共通認識となることが求められています。このため、市及び関係機関・団体では自死や精神疾患に対する偏見をなくすよう引き続き積極的に啓発を行います。

また、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、見守り、支え合いができるようにするなど、市民や関係機関・団体が主体的に対策に取り組む必要があります。

浜田市の自死者数は減少傾向にありますが、依然として自殺死亡率は島根県より高い状況です。このため、「だれも自死に追い込まれることのない浜田の実現」を基本理念として、6つの基本施策と4つの重点施策に取り組めます。目標達成するためには、関係機関と関係者が共通認識し、連携・協働できる体制を構築していくことが重要です。

1 計画の体系



2 数値目標

平成 34 年（2022 年）までに自殺の年齢調整死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）を以下のとおりとします。

○男女計の全年齢の死亡率を平成 26 年（2014 年）を中間年とする 5 年の平均と比べて 20%以上減少させる。

○男性の 40 歳から 64 歳までの壮年期の死亡率を平成 25 年（2013 年）を中間年とする 5 年の島根県の平均値の 45.4 以下とする。

（参考）

国の目標値

先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成 38 年（2026 年）までに、自殺死亡率を平成 27 年（2015 年）と比べて 30%以上減少させる。

島根県の目標値

平成 34 年（2022 年）までに自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）を平成 27 年（2015 年）と比べて 20%以上減少させる。

3 6つの基本施策

【基本施策 1】地域におけるネットワークの充実

(1) 地域における連携の推進

- ・浜田圏域自死総合対策連絡会、浜田圏域健康長寿しまね推進会議（心の健康づくり部会）、地域職域連携推進会議等を通じ、関係機関との連携を推進します。

(2) 地域のグループや団体との連携

- ・自死遺族やグリーフケア^{*1}等死別した遺族の会の自助グループや、アルコール依存症の本人及び家族等の自助グループ、精神関連のボランティア組織等、地域のグループや団体が実施する各種事業に対して支援を行うとともに、連携を図ります。

(3) 地域資源の把握と周知

- ・地域の自助グループや団体等の発掘とその取り組み内容の把握により、地域での支える場と人材を知り、周知に努めます。

(4) 大規模災害等予期しない事象での心のケアの推進

- ・大規模災害等の際には島根県をはじめとする関係機関や医療機関との連携に努めるとともに、市民や地域のネットワークを活用し、被災者等の対象者の支援に努めます。

【基本施策 2】自死対策を支える相談支援体制の充実

(1) スクリーニング^{*2}や相談支援体制の充実

- ・相談や訪問時に、高齢者の基本チェックリストやエジンバラ産後うつ病質問票等を活用し、対象者の心の状態を把握し、必要な支援につなげます。

(2) 関係者や関係機関への情報提供と自死リスクに「気づき」、「見守り」、「つなげる」取り組みの推進

- ・子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者等に対しての関係者や関係機関により行われている事例検討会やケース検討会が自死防止につながることを理解を深め、関係機関との連携に努めます。
- ・県のゲートキーパー養成講座等を周知し、関係者の気づきを増やし、見守り、つなげる取り組みを推進します。
- ・市内で開催されている研修会や検討会において、関係機関に情報提供を行い、支援者の「気づき」「見守り」「つなげる」取り組みを推進します。

(*)用語注

- 1 グリーフケア 親族や家族、友人などの親しい人との死別を体験した人に寄り添い、深い悲しみから立ち直れるよう支援すること
- 2 スクリーニング ある集団の中から、ふるいわけ、選別すること

(3) 医療機関との連携

- ・希死念慮^{*1}のある人やうつ病傾向の強い人に対しては、医療機関への受診を促し、適切な治療につなげます。また、受診後は、本人及び家族や医療機関との連携を密にとり、回復への支援につなげます。

(4) 関係機関とのネットワークの強化と見守りや支え合いを行う支援者の拡大

- ・地域・職域・学校等での見守りや支え合いを拡大するため、それぞれに必要な情報を提供し、支援者の拡大に努めます。
- ・あらゆる場面を通じて、自死リスクについて周知し、見守りや支え合いを行う支援者を増やす取り組みを推進します。
- ・庁内組織の心の健康づくりネットワーク会議等において、子どもから高齢者までのライフステージ^{*2}に応じた課題や、生活困窮、多重債務、過労など、分野ごとの課題を情報共有し、連携に努めます。

【基本施策 3】市民への啓発と周知

(1) うつ病予防、自死防止に関する普及啓発

- ・自死予防週間や自死対策強化月間を活用し、企画展示や関係機関と連携して普及啓発活動を実施します。
- ・パンフレットや広報、ホームページ、SNS^{*3}により、うつ病予防や自死リスクに関する情報、相談支援先等の周知を図ります。
- ・地域、職域、学校等への出前講座を開催し、普及啓発に努めます。
- ・イベントでの普及啓発を行います。

(2) 子どもから高齢者までの生涯を通じた心の健康づくりの推進

- ・睡眠・運動・ストレス・アルコール等についての正しい知識の普及啓発を図ります。特に、子どもの時期は「早寝、早起き、朝ごはん」といった規則正しい生活習慣の実践が大切であることを周知啓発していきます。

(3) 自死リスクの原因に応じた相談機関の周知

- ・原因に応じた相談機関の一覧の作成、更新、周知に努めます。また、浜田保健所が開催する会議等といった情報交換の場を活用し、連携した対応ができる体制に努めます。

(*)用語注

- | | |
|-----------|--|
| 1 希死念慮 | 自死したい、死にたいと思うこと |
| 2 ライフステージ | 人の一生における世代ごとの意。
ここでは、青少年(30歳未満)・中高年(30歳～64歳)・高齢者(65歳以上)とし、中高年には、出産、子育て、更年期など女性特有の要因から心の健康を損ないやすい時期も含んでいる。 |
| 3 SNS | Facebook, Twitter, LINE等を総称したものでソーシャルメディアのことです。Facebookで「浜田市健康情報」と検索してもらうと健康情報を発信しています。 |

【基本施策 4】 生きることの促進要因の支援

(1) 自死リスクの原因に応じた支援

① 高齢者への対策

- ・ 高齢者に対しては、高齢者の介護等に関する総合的な相談窓口である浜田市地域包括支援センターの周知を図ることにより、早期の相談対応や適切な支援につなげていきます。

② 生活困窮者への対策

- ・ 多重債務者の早期発見と債務整理等の早期解決を図るため、関係機関と連携し相談窓口から法律専門家にスムーズに引き継ぎ、多重債務者の精神的負担感の軽減と解決方法について必要な支援を行います。
- ・ 失業者には、浜田市無料職業紹介所、ハローワークなどによりきめ細やかな職業相談を実施するほか、失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関して、関係機関と連携を図ります。
- ・ 生活困窮者に対しては、生活保護やあんしん生活相談窓口を紹介します。

③ 勤務・経営に関する対策

- ・ 事業存続の可能性がある中小企業や小規模事業所が、一時的に経営環境の悪化等の要因により安易に廃業・倒産に至らないようにするため、経営相談や制度融資等の紹介を行います。
- ・ 浜田商工会議所や石央商工会を通じて、経営の危機に直面している中小企業や小規模事業所を対象とした相談事業を紹介します。
- ・ 長時間労働や雇用不安、職場でのトラブル等、個別労働相談に対し、労使双方から気軽に相談できる体制や制度について周知を図ります。
- ・ ストレスによるうつ病傾向にある人に対しては、産業医や衛生管理者又は地域産業保健センターの保健師による相談につなげます。

④ 子ども・若者への対策

- ・ ひきこもり支援は、相談者の状態や問題に応じて、適切に必要な関係機関につなげます。
- ・ 児童虐待やDV^{*1}等の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子ども、DV等の被害者の適切な保護・支援を図るため、浜田児童相談所や女性相談センター等との連携に努めます。また、必要時、一時保護等の体制がとれるよう関係機関との連携に努めます。
- ・ 出産に対する不安や産後うつ病、育児不安など、妊娠期から出産、子育てについての様々な不安や悩みについては、子育て支援センターや子育て世代包括支援センターにおいて切れ目のない支援を行います。
- ・ 経済的にも精神的にも負担が大きいひとり親に対しては、母子父子自立支援員が、きめ細かい相談に応じ、個々の状況やニーズに応じた支援に努めます。併せて、必要時、就労支援も行います。

(*)用語注

- 1 DV (ドメスティック・バイオレンス) 配偶者からの暴力。配偶者は、婚姻届出をしていないいわゆる「事実婚」や離婚後、引き続き暴力を受ける場合も含む。交際相手からの暴力は「デートDV」という。

⑤その他の対策

- ・民生児童委員や地域の人たちによる支え合いや、見守りの体制づくりを推進し、配慮を要する方への適切な支援につながるよう連携に努めます。
- ・悩みを抱える人がいつでもどこでも相談ができ、適切な支援を迅速に受けられるためのよりどころとして、24時間365日の無料電話相談（よりそいホットライン）を周知するほか、全国共通ダイヤル（こころの健康相談統一ダイヤル）の周知を行います。

(2) 人と人との交流を通じ、つながりや生きがいを感じられる地域づくり

- ・市民が自分の居場所や役割を見出し、安心した生活が送れるよう、子どもから高齢者まで集える場の提供、支援を行います。
- ・高齢者に対しては、地域の中で生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを推進することが重要であり、高齢者の介護予防や社会参加の推進等のための多様な通いの場の整備など、地域の実情に応じた介護予防の取り組みを促進します。
- ・地域の主体的なまちづくり活動を支援し、市民が安心して暮らせる地域社会を目指します。

【基本施策 5】 遺された人への支援

(1) 自死遺族やグリーフケア等の自助グループへの支援

- ・自死遺族やグリーフケアの団体が開催する定例会や講演会の開催、啓発活動などの各種事業の周知や後援等を行います。
- ・自助グループからの相談やニーズ把握を行いながら、寄り添った支援を行います。

(2) 各種支援情報の提供

- ・大切な人を亡くされた遺族に対し、手続き等で訪れる関係窓口の担当者が、遺族の心情に配慮のない言動をとり、遺族がより深い悲しみを受けるようなこと（二次被害）を引き起こさないよう、相手の立場に立った対応ができるよう周知に努めます。
- ・各種相談先の情報や、相談会の開催等、自死対策の関連情報を市の広報やホームページに掲載し、自死遺族の方に対して情報を周知することに努めます。

【基本施策 6】 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

(1) いじめを苦しめた自死を未然に防ぐ

- ・ いじめ防止対策推進法、いじめの防止に関する基本的な方針、浜田市いじめ防止基本方針による取り組みを推進します。いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ことを共通理解し、周知徹底に努めます。
- ・ 支援者は児童生徒が相談しやすい雰囲気や場所を設けることや、電話相談の周知を図ります。
- ・ 発達障がいや性的マイノリティ^{*1}等により、周囲の環境になじめない児童生徒を発見した際には、必要な支援を講じます。
- ・ 教職員向けに開催する研修会において、市内の児童生徒の実態や、全国的な若者の自死の実態やリスク、SOSの出し方に関する教育等の情報を提供し、教職員の理解の促進を図ります。
- ・ 子どもが困難やストレスに直面したときにSOSを他者に表出でき、適切に対処できる力や生きる力を身につけられるよう、思春期からの心身の発達や心の健康の保持増進に関する指導、講座を開催します。
- ・ 子ども一人ひとりに命について考える機会をもち、命の大切さの教育を設けます。

(2) 安心な居場所づくりの支援

- ・ 青少年サポートセンター等での居場所づくりや社会体験等の支援事業を実施し、子どもや若者の内的エネルギーを高める支援を行います。
- ・ スクールソーシャルワーカー^{*2}やスクールカウンセラー^{*3}などを活用し、子どもの相談しやすい体制づくりを促進します。
- ・ 地域における相談先の情報を掲載したリーフレットなどの配布により、相談先の周知を図ります。

(3) 一人ひとりの個性の尊重

- ・ 児童生徒を対象にした人権教育により、一人ひとりの個性を尊重できる心をはぐくみます。
- ・ 発達障がいや性的マイノリティ等への理解を促し、当事者やその家族が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

(※) 用語注

- 1 性的マイノリティ 異性愛を一般的としている社会から少数とされる同性愛者や両性愛者、性同一性障がいなどの人々のこと。
- 2 スクールソーシャルワーカー 子どもと家族を支えるために、子どもの家庭環境による問題に対処するため、関係機関と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。
- 3 スクールカウンセラー 教育機関において、心理相談業務に従事する心理職専門家。

4 4つの重点施策

【重点施策1】高齢者の自死対策の推進

高齢者の現状と課題

平成24年から平成28年までの5年間の合計の自死者数76人でみると、浜田市の自死者のうち、60歳以上の人は、男性33人、女性7人、合計40人であり、全体の53%を占めています。

平成30年8月1日の住民基本台帳データによると、65歳以上の高齢者の世帯構成員割合の状況をみても、独居世帯が31%、高齢者世帯が41%であり、72%が高齢者のみの世帯構成です。

高齢者は加齢に伴う身体機能の低下や新たな病気の発症等で、介護や生活困窮等の問題を抱え込むケースが多くみられます。また、家族との死別や離別をきっかけに独居となり、地域で孤立してしまうケースでは自死リスクが高まる恐れがあります。

高齢者の自死を防止するには、高齢者本人のみならず、家族や地域、関係機関等の支援者が連携し、対策に取り組んでいく必要があります。

高齢者の自死防止に向けた施策の方向性と対策

(1) 高齢者とその支援者に対して、支援先情報の周知の充実

- ・地域包括支援センターを中心に相談先等の情報を掲載した啓発リーフレット等を配布します。
- ・独居高齢者や高齢者世帯等への訪問活動を通じて、困りごとを抱える住民を早期に発見し、必要な相談、支援につなげます。
- ・民生児童委員、公民館、自治会等との連携を強化します。

(2) 支援者の「気づき」の力を高める

- ・心の健康づくりや、自死リスクをテーマにした出前講座や健康教室等を実施します。
- ・自死リスクに関する情報提供を行い、自死リスクを抱えた高齢者の早期発見と対応に努めます。

(3) 支援者を支える見守りと適切な支援の充実

- ・認知症の受診、介護等に関する相談等、市民の様々な悩みに地域包括支援センターの職員が対応し、高齢者を抱える家族の不安や負担の軽減を図ります。
- ・認知症の当事者とその家族や支援者等認知症に関心のある市民が交流できる場を設けて、課題の解決や悩みの解消を図ります。
- ・身体面の虚弱な高齢者や援護を必要とする高齢者が安心して自立した生活を地域で送れるよう各種生活支援サービスを提供します。

(4) 生きがいと役割が実感できる居場所や通いの場を通じた地域づくりの推進

- ・介護予防に資する住民主体のグループ活動（運動、栄養、認知症予防等）への支援を実施します。
- ・地域サロン活動への支援を実施し、地域での孤立化を防止します。

【重点施策 2】生活困窮者の自死対策の推進

生活困窮者の現状と課題

生活困窮は、リストラ、倒産等による失業や、パート労働者などの低賃金、病気による就労困難、ひとり親家庭やDV被害者等での経済困窮、借金など様々な原因により陥ります。

生活困窮者や生活保護受給者の自死のリスクは深刻であり、生活困窮者による自死を防ぐには、生活保護等の経済的な支援に加えて、就労支援や疾患に対する治療等、関係機関が連携し支援していく必要があります。生活困窮者の中には適切な支援制度につながらず、自死へのリスクを抱えこんでしまう人は少なくありません。これらの人を早い段階で発見するとともに、問題が深刻化する前に支援へとつなぐ取り組みを推進します。

生活困窮者の自死防止に向けた施策の方向性と対策

(1) 生活困窮者が相談しやすい環境や支援先の周知を図る

- ・失業、借金、病気等により生活困窮となる原因に応じた各種相談機関の周知を実施します。
- ・支援者は、相談しやすい雰囲気努め、問題の原因の整理と方策について相談者と一緒に検討します。

(2) 生活困窮者への必要な支援を行い、生きづらさの軽減を図ります

- ・必要に応じて、社会福祉協議会が実施している生活支援や、生活保護、法律相談等の制度の活用による支援を実施します。
- ・ハローワーク等への相談による職業相談を実施するとともに、失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関して、関係機関と連携を図り対応します。
- ・ひとり親家庭、DV被害者等に対する支援を実施します。
- ・経済的理由により就学が困難な児童生徒に対する制度を紹介します。

(3) 支援が必要な人を早期に支援へとつなぐための取り組みの推進

- ・地域の民生児童委員や地域、職域、学校等での見守りと気づきによる取り組みを推進します。
- ・DV等の発生予防、早期発見、早期対応等、児童相談所や女性相談等関係機関との連携を強化します。
- ・学校から家庭へ就学援助資金等経済的支援に関するチラシ等の配布及び周知を行います。

(4) 関係諸機関の切れ目ない連携による取り組みの推進

- ・ 民生児童委員や主任児童委員等に心の健康づくりや自死対策に関する知識の普及を図り、住民主体の気づきや見守りが出来るよう地域の取り組みを支援します。
- ・ 医療従事者、法律専門家、商工会議所、商工会等の関係職員、生活保護担当部署、社会福祉協議会の生活支援、保健所等関係機関のスムーズな情報共有と連携による自死防止の推進を図ります。

【重点施策 3】勤務問題に関わる自死への対策の推進

勤務問題の現状と課題

従業員では、職場での人間関係や長時間労働、転勤や異動等の環境変化等、勤務上の問題をきっかけに退職や失業に至った結果、生活困窮や、多重債務、家庭内不和などの問題が発生し、最終的に自死のリスクが高まるケースが少なくありません。一方、雇用主である、経営者もリーマンショック後の経営状況の悪化、倒産、多重債務などにより自死に追い込まれたケースがありました。また、小規模事業所では従業員のメンタルヘルス対策の遅れが指摘されています。勤務上の悩みを抱えた人が適切な相談先、支援先につながるよう、相談体制の強化や、相談機関の周知を図るとともに、自死リスクを生まないような労働環境を整備することが大切です。

経営者、労働者一人ひとりが心身ともに健康で、やりがいを持って働き続けることのできるように経営状態の安定と職場環境づくりを推進します。

勤務問題の自死防止に向けた施策の方向性と対策

(1) 勤務問題による自死リスクの低減に向けた相談体制の充実

- ・ 職場におけるストレスチェック等の実施による、職場のストレス要因の把握と対応を図ります。
- ・ セクシュアルハラスメント^{*1}、マタニティハラスメント^{*2}、パワーハラスメント^{*3}等の相談窓口を周知します。
- ・ 関係機関と連携し、心の健康づくりの推進体制づくりや研修会を開催します。

(2) 相談機関の周知の充実

- ・ 法律相談等、相談できる機関の周知を実施します。
- ・ 心の健康づくりや、自死リスクに関する健康教育等を実施します。
- ・ 個別相談等による、保健所のこころの相談や、医療機関等を紹介し、適切な関係機関につなげます。
- ・ 経営者に対する相談機関の周知を行います。

(※) 用語注

- | | | |
|---|--------------|--|
| 1 | セクシュアルハラスメント | 性的な言動による嫌がらせ行為。 |
| 2 | マタニティハラスメント | 妊婦に対して行われる嫌がらせ行為。 |
| 3 | パワーハラスメント | 職場内の人間関係において発生するいじめや嫌がらせ。上司が部下に行うものや、高い職能をもつものがそうでない者に対して行う行為。 |

(3) 健康経営の理念の普及

- ・出前講座等を通じて、働き方改革等職場におけるワークライフバランスや健康経営についての基本理念を啓発します。
- ・有給休暇、育児、介護休暇等の必要な休暇の取得がしやすい環境づくりを推進します。
- ・職場復帰訓練等、メンタル不調で休業した労働者が職場復帰しやすい、働きやすい職場環境の整備を推進します。
- ・事業主を対象とした、心の健康づくりに対する知識の普及啓発を実施します。

【重点施策 4】子ども・若者の自死対策の推進

子ども・若者の現状と課題

少子高齢化や核家族化が進み、親子の孤立化、産後に育児不安を持つ養育者が増えています。子どもへの過剰な期待や、無関心、虐待等、愛着形成が確立できないことによる、子どもの自己肯定感の低下等が問題になっています。また、発達障がいや性的マイノリティ等により生きづらさを抱えた若者やひきこもり等について顕在化してきています。また、SNS等のメディアの普及により、子ども・若者をめぐる問題は、複雑化・閉鎖化・拡大化しています。

さらに、ひきこもりの長期化等により親が高齢化し、支援につながらないまま孤立し、様々な問題が深刻化する、いわゆる「8050（はちまるごーまる）問題^{*1}」等の問題も今後課題となってきます。

子ども・若者の自死防止に向けた施策の方向性と対策

(1) 相談しやすい環境整備

- ・子育て世代包括支援センターや子育て支援センターにおいて、妊娠期から出産・育児期までの切れ目のない支援を行います。
- ・乳幼児健診、発達クリニック、保育所巡回訪問等により子どもの発達に関する相談の機会の提供と充実を図ります。
- ・学校現場でのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用による相談体制の充実に努めます。
- ・青少年サポートセンター、保健所、心と体の相談センター、専門医、学校と家庭との情報共有等に努めます。
- ・学校、家庭、地域、専門機関等との連携を図ります。
- ・こころの相談等の相談できる場の紹介を実施します。
- ・ひきこもりの会等といった当事者や家族が集え、相談できる場の紹介を実施します。
- ・「ヤングテレホン/けいさついじめ 110 番」、「みこぴーヤングメール」等の相談窓口を周知します。

(※) 用語注

- 1 8050 問題 ひきこもりの子をもつ家庭が高齢化し、50 歳の子を 80 歳の親が面倒をみている家庭が増えているという社会問題をいう。

- ・青少年サポートセンターやしまね若者サポートステーション^{※1}等の関係機関と連携し、若者のひきこもり、未就労者への職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援を行います。

(2) 安心できる居場所の確保

- ・放課後の居場所、公民館活動、子育て支援センター、子育てサロン等地域の集いの場の提供による居場所の確保に努めます。
- ・青少年サポートセンターによる不登校児やひきこもりの人に対する居場所づくりや社会体験等の支援事業を実施します。

(3) 睡眠、休養等のよい生活習慣や生活リズムの獲得

- ・乳幼児健診における睡眠時間の確保等の指導等、生活習慣確立に向けて養育者への理解と実践に向けた取り組みにつながるよう支援します。
- ・保護者、学童、生徒向け出前講座等による生活習慣確立に向けての意識啓発を行います。
- ・若者の睡眠時間や活動時間等の生活習慣の確立に向けての周知の充実を図ります。
- ・メディアとの関わり方についての普及啓発を実施します。

(※)用語注

1 しまね若者サポートステーション 15歳から40歳前半までの働くことに不安や悩みを抱える若者の総合相談窓口。

平成 31 年度国民健康保険事業費納付金（本算定）について

平成 31 年度事業費納付金及び標準保険料率等の本算定結果が県から通知されました。

浜田市事業費納付金：1,534,059,708 円（一般被保険者分）

（医療分 1,174,924,524 円 支援金分 281,165,580 円 介護分 77,969,604 円）

対 30 年度増減 46,124,946 円 ▲14,775,735 円 6,004,113 円

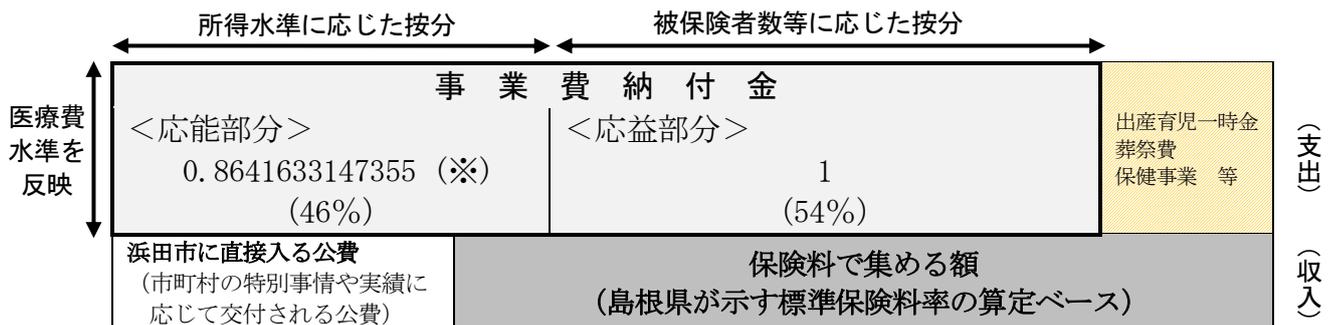
	被保険者数 (一般)	一人当たり 所得額	医療費指数 (国平均=1)	平成 31 年度	平成 30 年度	増減 A-B
				一人当たり 保険料 収納必要額 A	一人当たり 保険料 収納必要額 B	
浜田市	10,367 人	442,430 円	1.2326	140,270 円	130,166 円	10,104 円

※いずれも法定軽減前の保険料額を記載（激変緩和後収納率で割り戻したもの）

平成 31 年度事業費納付金の傾向

- ・ 県全体の保険給付費見込額は、被保険者数の減少に対して一人当たり医療費の増加を勘案し、平成30年度（本算定）とほぼ同額と推計されている。
 （推計額約520億円、前年度比約2億7,800万円減）
- ・ 県全体の前期高齢者交付金概算交付額が約12億4,000万円減少したこと、浜田市における同交付金の前々年度精算額約5,000万円が平成31年度事業費納付金に加算されることが影響し、医療分（一般）の事業費納付金額は平成30年度（本算定）と比較し約4,600万円の増となる。

◆市町村毎の事業費納付金額算定方法（医療分一般の場合）



※全国を 1 とした場合の島根県の所得水準=0.8641633147355

◆事業費納付金額及び保険料で集める額

	事業費納付金	納付金対象外経費	浜田市に直接入る公費	保険料で集める額	標準的な収納率	必要な保険料総額
医療分	1,174,924,524 円	126,230,800 円	438,276,085 円	862,879,239 円	96.10%	897,897,232 円
支援金分	281,165,580 円	1,133,000 円	25,377,814 円	256,920,766 円	96.10%	267,347,311 円
介護分	77,969,604 円	400,000 円	6,524,417 円	71,845,187 円	96.22%	74,667,623 円
合計	1,534,059,708 円	127,763,800 円	470,178,316 円	1,191,645,192 円		1,239,912,166 円

◆平成 31 年度浜田市標準保険料率（本算定）

(1) 医療分＋支援金分

区分			標準保険料 (50 : 50)	平成30年度	対30年度比較
医療分 ＋ 支援金分	応能割	所得割	12.75%	11.93%	0.82ホ [°] イト
	応益割	被保険者均等割	39,340円	35,400円	3,940円
		世帯別平等割	25,070円	24,600円	470円
	賦課限度額			77万円	77万円
医療分	応能割	所得割	9.81%	8.88%	0.93ホ [°] イト
	応益割	被保険者均等割	30,314円	26,200円	4,114円
		世帯別平等割	19,318円	18,200円	1,118円
	賦課限度額			58万円	58万円
支援金分	応能割	所得割	2.94%	3.05%	▲0.11ホ [°] イト
	応益割	被保険者均等割	9,026円	9,200円	▲174円
		世帯別平等割	5,752円	6,400円	▲648円
	賦課限度額			19万円	19万円

(2) 介護分

区分			標準保険料 (50 : 50)	平成30年度	対30年度比較
介護分	応能割	所得割	2.30%	1.98%	0.32ホ [°] イト
	応益割	被保険者均等割	9,755円	8,000円	1,755円
		平等割	4,296円	3,800円	496円
	賦課限度額			16万円	16万円

・課題：標準保険料率どおりに賦課・徴収しても、必要な保険料が確保できるとは限らない。⇒原因：賦課限度額を超える部分の所得控除が少ないため⇒対応：市で算定する

◆浜田市一人当たりの保険料率計算指数

(1) 医療分

被保険者数 一般被保険者	世帯数	一般被保険者 一人当たり 所得額	所得指数を 指数化	世帯数/被 保険者数を 指数化	医療費指数 (国平均=1)	納付金方式 導入による 影響
10,367人	6,972	442,430円	0.8836	1.0733	1.2326	1.1806

(2) 支援金分

納付金方式導入 による影響
0.9579

(3) 介護分

納付金方式導入 による影響
0.9500

(4) 一人当たりの前期高齢者交付金

平成 31 年度 (理論値)	平成 30 年度 (理論値)	増減
202,288円	205,347円	▲3,059円

※（県平均=1.000）

※納付金算定における寄与度⇒医療費指数>所得指数>世帯数等の指数

- ・要因 1：納付金方式導入による影響
- ・要因 2：前期高齢者交付金算定方法変更

浜田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）について

今年度策定することとしております、浜田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、有識者、住民代表、事業者及び行政（市・県）で構成する「浜田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定委員会」において、検討を進めております。このほど、第3回策定委員会において、計画（案）の取りまとめを終えたことから、その内容について報告します。

なお、当該計画（案）については、現在、パブリックコメント（意見公募）を実施しており、今後、この結果を踏まえ策定委員会において、最終計画を取りまとめしていくこととしております。

1 浜田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）

別冊のとおり。

2 主な計画の内容（構成）

(1) 第1章 基本的事項

（計画の目的、計画の期間、地球温暖化の動向等）

(2) 第2章 現状と課題

（温室効果ガス排出量の状況、これまでの取組、課題の整理等）

(3) 第3章 計画の目標

（目指す将来像等）

(4) 第4章 政策

（省エネ(家庭、産業・業務、交通・運輸)、再エネ、環境教育・人材育成等)

(5) 第5章 計画の推進

（推進体制と役割、進行管理）

(6) 資料編

（策定委員名簿、経過、アンケート調査結果、温室効果ガス排出量削減及び再生可能エネルギー導入に関する参考目標、用語の解説）

3 策定体制

＜浜田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定委員会＞

区分	選出枠	人数
有識者	島根県立大学、エネルギーコンサルタント 島根県地球温暖化防止活動センター	3名
住民代表	浜田市地球温暖化対策地域協議会、浜田市環境審議会、島根県立大学（学生）	3名

事業者	浜田商工会議所、石中央商工会、石中央森林組合 社団法人浜田自動車協会、社団法人島根県建築士事務所協会浜田支部、市内エネルギー供給事業者	6名
行政	島根県環境政策課、浜田市地域政策部、 浜田市市民生活部	3名

合計 15 名

<会議の状況>

- 平成 30 年 8 月 30 日 (木) 第 1 回策定委員会
- 平成 30 年 10 月 30 日 (火) 第 2 回策定委員会
- 平成 30 年 11 月 16 日 (金) 部会長会議
- 平成 30 年 12 月 21 日 (金) 第 3 回策定委員会

4 パブリックコメント（意見公募）

(1) 閲覧及び意見募集期間

平成 31 年 1 月 7 日 (月) ～平成 31 年 2 月 8 日 (金)

(2) 閲覧場所

- ・本庁環境課及び各支所市民福祉課（8：30～17：15）
- ・中央図書館（9：00～19：00）

※閉庁日・閉館日を除く

※浜田市ホームページでも閲覧できます。

5 今後のスケジュール（予定）

- 平成 31 年 2 月 パブリックコメント意見取りまとめ
- 平成 31 年 2 月 第 4 回策定委員会
- 平成 31 年 3 月 計画策定

(案)

浜田市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)



省エネルギーと創エネルギーの両輪で
人と地域の元気を支え続けるまち

2019年 3月

島根県 浜田市

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の期間	3
(1) 総合計画期間	
(2) 短期計画期間	
第4節 計画の対象	4
(1) 対象の範囲	
(2) 対象とする部門・分野及び温室効果ガスの種類	
第5節 地球温暖化問題の現状	5
(1) 地球温暖化のメカニズム	
(2) 地球温暖化の状況とその原因	
(3) 地球温暖化が及ぼす影響	
第6節 地球温暖化対策の動向	8
(1) 国際動向	
(2) 日本の動向	

第2章 現状と課題

第1節 浜田市の地域特性	11
(1) 浜田市の位置・歴史	
(2) 浜田市の主要指標	
第2節 温室効果ガス排出量の現況	14
(1) 浜田市の温室効果ガス排出量	
(2) 温室効果ガス排出量の推移	
第3節 本市のこれまでの取り組み	16
(1) 地球温暖化対策に関する取り組み (浜田市地域省エネルギービジョン・浜田市地球温暖化対策推進計画)	
(2) 新エネルギー推進に関する取り組み (浜田市地域新エネルギービジョン)	
第4節 地球温暖化に対する市民・事業者の意識	20
(1) 調査の概要	
(2) 主な調査結果(市民)	
(3) 主な調査結果(事業者)	
第5節 課題の整理	28

- (1) 全般的な課題
- (2) 部門・分野別にみた課題

第3章 計画の目標

第1節 目指す将来像	30
(1) 目指す将来像(2030ビジョン)	
(2) 目指す具体的な姿	

第4章 政策

第1節 省エネルギーの推進に関する政策	32
(1) 家庭部門	
(2) 産業・業務その他部門	
(3) 交通・運輸部門	
第2節 再生可能エネルギー導入の推進に関する政策	36
(1) 再生可能エネルギーの導入拡大	
(2) エネルギーの地産地消の推進	
第3節 総合的な地球温暖化対策に関する政策	38
(1) 循環型社会の形成	
(2) 温室効果ガス吸収源活動の推進	
(3) 環境保全に取り組む人材育成	

第5章 計画の推進

第1節 推進体制と各主体の役割	41
第2節 進行管理	42

資料編

1 浜田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定	1
(1) 浜田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定委員名簿	1
(2) 浜田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定の経過	2
2 地球環境及び地球温暖化に関する意識調査(市民・事業者)	3
(1) 市民アンケートの結果	3
(2) 事業者アンケートの結果	14
3 温室効果ガス排出量の参考目標	28
4 再生可能エネルギー導入量の参考目標	31
5 用語の解説	32

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節 計画の目的

本市では、2007年2月に「浜田市地域省エネルギービジョン」、2008年3月に「浜田市地域新エネルギービジョン」、同年12月には「浜田市地球温暖化対策推進計画」（以下「前計画」という。）を策定し、省エネルギーと新エネルギーの両面で、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を推進してきました。

このような状況の中、政府は、2016年に策定した我が国の地球温暖化対策計画において、2030年度の温室効果ガス排出量を、2013年度比で26.0%減の水準にするという目標を掲げました。また、2018年7月には第5次エネルギー基本計画も閣議決定され、化石燃料からのエネルギー転換・脱炭素化に向けた挑戦を掲げています。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）においては、地方公共団体に対して、区域の自然的社会的条件に応じた地球温暖化対策の更なる推進が求められています。

このようなことから、本市においても、より実効性の高い省エネルギー政策とともに、地域資源を活かした自然エネルギー政策を統合し、省エネルギーと創エネルギーの両輪でより一層の地球温暖化対策を推進することとし、本計画を策定することとしました。



風力発電所（弥畝山）

第 2 節 計画の位置づけ

本計画は、温対法第 19 条第 2 項の趣旨に照らした地方公共団体実行計画（区域施策編）として策定するものです。

策定に当たっては、従来計画である「浜田市地域省エネルギービジョン」「浜田市地域新エネルギービジョン」「浜田市地球温暖化対策推進計画」を統合・継承するとともに、上位計画である「第 2 次浜田市総合振興計画」「浜田市環境基本計画」やその他の関連計画との整合を図りながら、下図に示すような位置づけにより展開します。

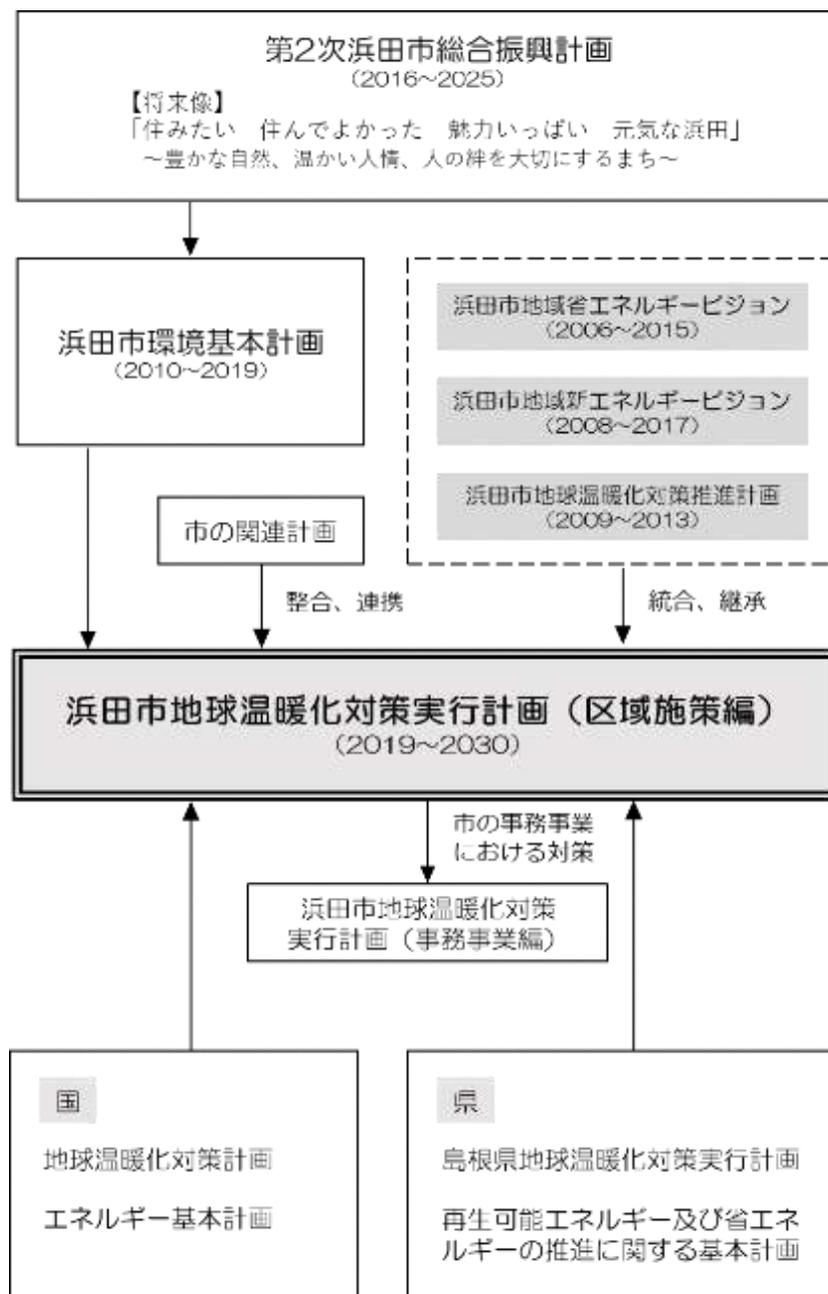


図 計画の位置づけ

第 3 節 計画の期間

(1) 総合計画期間

本計画の計画期間は、国の地球温暖化対策計画等を踏まえ、温室効果ガス排出量の基準年度を 2013 年度とし、2019 年度を初年度として 2030 年度を目標年度とする 12 年間とします。

【基準年度】	2013 年度
【計画期間】	2019 年度～2030 年度

(2) 短期計画期間

総合計画期間を 6 年ごとに区切り、2019 年度～2024 年度を「前期」、2025 年度～2030 年度を「後期」とし、段階的に計画を進めていきます。

基準年度	総合計画期間 2019 年度～2030 年度	
	前期	後期
2013	2019 ～ 2024	2025 ～ 2030

第 4 節 計画の対象

(1) 対象の範囲

本計画の対象地域は浜田市全域とし、市民生活や事業活動に起因して市内で排出される温室効果ガスを対象とします。

(2) 対象とする部門・分野及び温室効果ガスの種類

本計画において対象となる温室効果ガスは、温対法第 2 条第 3 項に基づき次のとおり規定されています。これらのうち、人口 20 万人以下の市町村に対しては、国が定めた地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアルにおいて、排出割合の大きい「産業」「業務その他」「家庭」「運輸（自動車）」の主要 4 部門から排出されるエネルギー起源二酸化炭素（CO₂）について、排出量等の記載が求められています。また、廃棄物の焼却処分に伴い発生する非エネルギー起源 CO₂についても把握が望ましいとされています。

本計画においては、上記の主要 4 部門のエネルギー起源二酸化炭素（CO₂）と、廃棄物分野の非エネルギー起源二酸化炭素（CO₂）を対象とします。

第 5 節 地球温暖化問題の現状

(1) 地球温暖化のメカニズム

現在、地球の平均気温は 14℃前後ですが、もし大気中に水蒸気、二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスがなければ、マイナス 19℃くらいになります。太陽から地球に降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めているからです。

近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めています。これが地球温暖化です。



図 地球温暖化のメカニズム

(出展：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>))

(2) 地球温暖化の状況とその原因

「国連気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 5 次評価報告書」(以下「評価報告書」という。)によると、世界の平均地上気温は、産業革命以降の 100 年余りで 0.85℃上昇しており、その要因が人間活動である可能性が極めて高いと結論づけています。さらに将来、今世紀末までの世界平均地上気温は最大 4.8℃、海面水位は最大 0.82m 上昇する可能性があるとして予測されています。

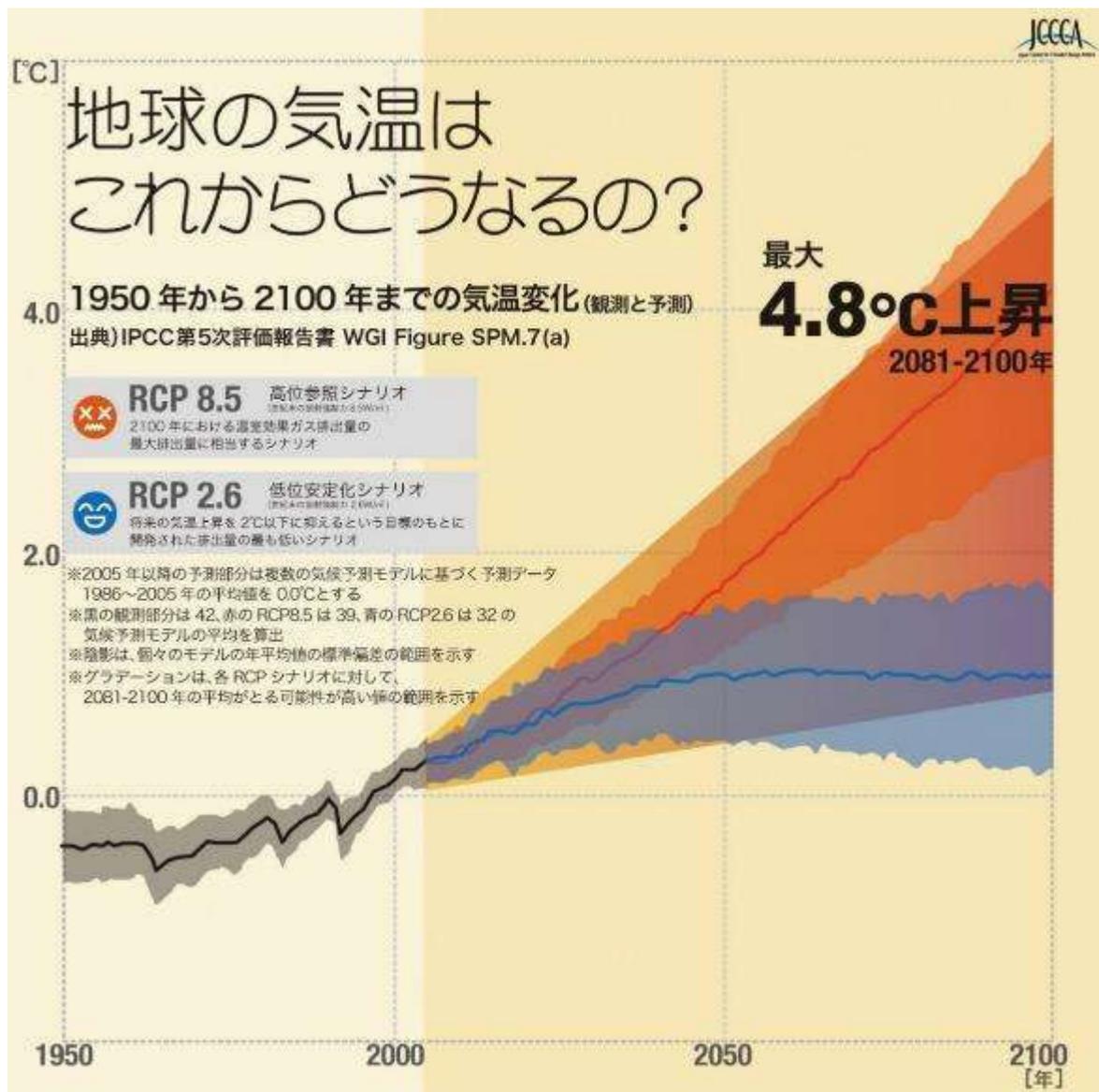


図 世界の地上気温の将来予測

(出展：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>))

(3) 地球温暖化が及ぼす影響

地球温暖化は、単に気温の上昇をもたらすだけでなく、地球上の気候システムが変化することにより、水資源、生態系、気象災害、健康、食料供給など、様々な分野に影響を及ぼすことから、「気候変動（Climate Change）」の問題として捉えられています。

評価報告書では、気候変動がすべての陸地及び海洋にもたらす将来の主要なリスクとして、表 2 のとおり 8 点のリスクが挙げられています。気候変動は完全に抑制できるものではないため、気候変動によるリスクに対し人や社会、経済のシステムを適応させ、悪影響を極力小さくする努力も必要とされており、地球温暖化防止の「緩和策」と気候変動リスク低減の「適応策」を両輪で進めていく必要があります。



図 気候変動がもたらす将来リスク

(出展：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>))

第6節 地球温暖化対策の動向

(1) 国際動向

1992年に世界は、国連の下、大気中の温室効果ガスの濃度を安定させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」を採択し、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意しました。同条約に基づき、1995年から毎年、気候変動枠組条約締結国会議（COP）を開催し、気候変動の緩和や適応の取組みに関する決定が行われてきました。

1997年には、京都市で開催されたCOP3において、先進国に対して法的な拘束力を持った温室効果ガス排出削減目標を定めた「京都議定書」が採択され、世界全体での温室効果ガス排出削減の大きな一歩を踏み出しました。しかし、削減目標を定めていない中国やインドをはじめとした発展途上国の経済成長により、世界全体の温室効果ガス排出量は2000年以降急激に増加しました。

2015年、フランス・パリで開催されたCOP21において、気候変動に関する2020年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、産業革命前からの平均気温上昇を2℃未満に抑えることを目指し、そのために、今世紀後半に、人為起源の温室効果ガスの排出を正味ゼロにすることを世界共通の目標として、主要国を含め180の参加国全てが排出削減に取り組むこととなりました。しかしながら2017年、アメリカのトランプ大統領がパリ協定からの離脱を表明し、大きな波紋が広がっています。

国名	削減目標
中国	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030年までに 60-65% 削減 <small>※2030年前後に、CO₂排出量のピーク</small> 2005年比
EU	2030年までに 40% 削減 1990年比
インド	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030年までに 33-35% 削減 2005年比
日本	2030年度までに 26% 削減 <small>※2005年度比では25.4%削減</small> 2013年度比
ロシア	2030年までに 70-75% に抑制 1990年比
アメリカ	2025年までに 26-28% 削減 2005年比

図 各国の温室効果ガス削減目標

(出展：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>))

(2) 日本の動向

日本の 2013 年度の温室効果ガス総排出量は 14 億 800 万 t -CO₂でした。これは、1990 年度比では 10.8%増、2005 年度比では 0.8%増となっています。エネルギー起源二酸化炭素排出量が増加した背景には、東日本大震災後に原子力発電所の運転停止による火力発電の増加によって化石燃料消費量が増加したこと等が挙げられます。

政府は、2015 年 7 月に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガス削減目標を、2013 年度比で 26.0%減（2005 年度比で 25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定しました。また、同年 12 月のパリ協定の採択を踏まえ、2016 年 5 月には「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。併せて、国は「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、地方公共団体実行計画の共同策定や国民運動の更なる展開等について規定し、地球温暖化対策の一層の基盤強化を図っています。

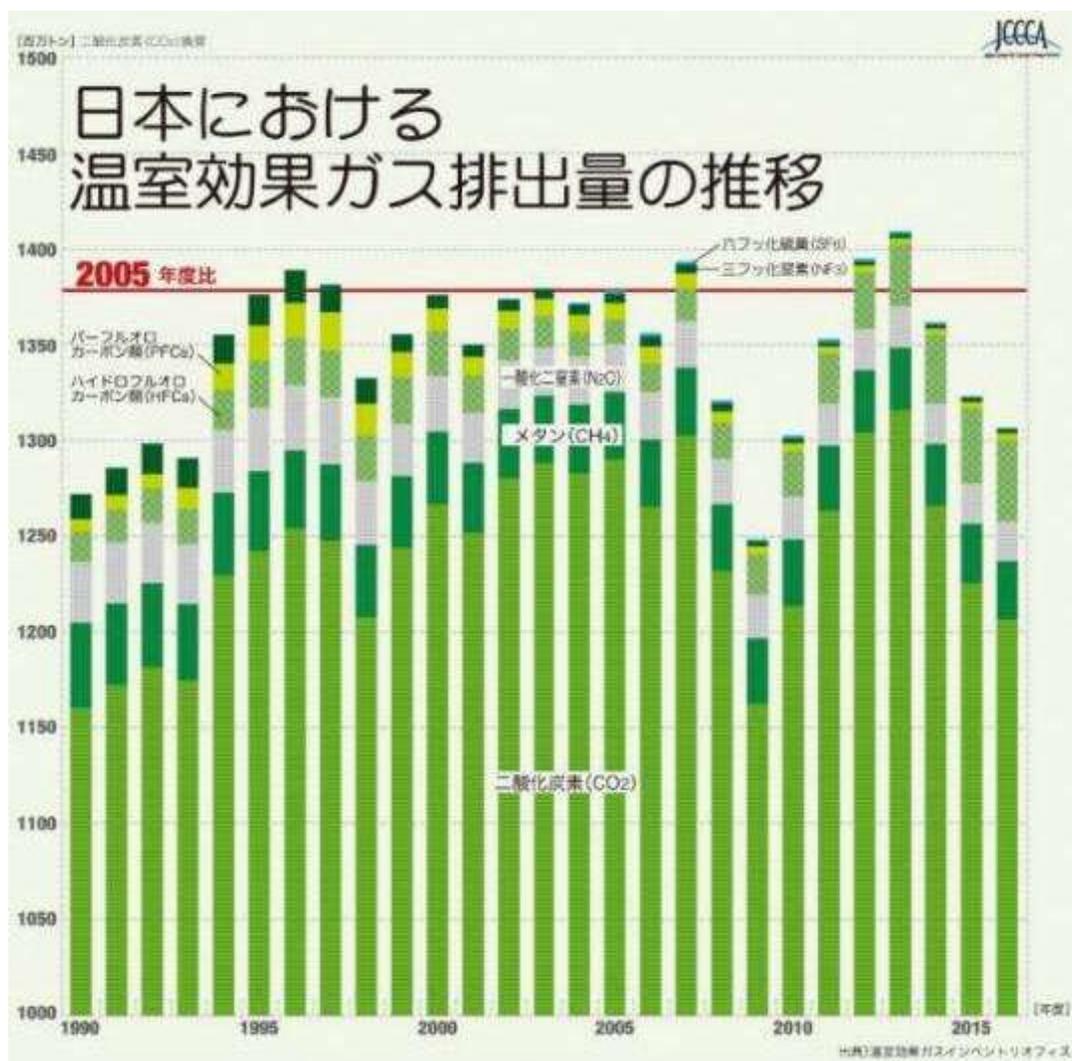


図 日本における温室効果ガス排出量の推移

(出展：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>))

【コベネフィットの追求】

- ・ 地域における地球温暖化対策は、温室効果ガス排出の抑制を実現するだけではありません。地域活性化、人口減少、産業振興、防災、健康等の多様な課題の解決に貢献し、住民・事業者の利益となる可能性を秘めています。
- ・ 地球温暖化対策は、社会経済情勢や技術動向も踏まえて区域の目指す将来像の中に位置づけ、コベネフィット、すなわち、温室効果ガスの排出抑制等と併せて地域が追求できる経済・社会的な便益の観点を含めて検討すべきであると考えられます。
- ・ また、関連する他分野の施策も、地球温暖化対策の観点から再検討し、効果的な連携を図るべきであると考えられます。

コベネフィット（一つの活動がさまざまな利益に繋がること。）

【努力の見える PDCA】

- ・ 区域における温室効果ガス排出量は、様々な外的要因にも左右されるものであり、また、個々の施策による削減効果が把握しがたい場合もあります。
- ・ そこで、温室効果ガス総量削減目標のみならず、最終エネルギー消費量や再生可能エネルギー導入量等を計画目標として掲げることも有効です。
- ・ 加えて、個々の施策についても、削減効果のみならず、進捗評価のための指標を設定し、庁内においても、住民にとっても努力の見える PDCA サイクルを回すべきであると考えられます。
- ・ 住民を含む地域のステークホルダーの関心喚起や取組の動機づけに向けては、進捗（成果と課題）を可視化して分かりやすく伝えるコミュニケーションが重要です。

ステークホルダー（その課題にかかわる問題当事者）

【戦略的なパートナーシップ】

- ・ 地球温暖化対策は、環境部局のみならず、関係部局を含む全庁的取組とし、庁外のステークホルダー（住民、事業者、金融機関、民間団体、他の地方公共団体等）の参画・協働が不可欠です。
- ・ 区域施策編や各施策について、それらの立案・実施から評価・改善に至るまで、あらゆるフェーズで戦略的に連携することが望ましいと考えられます。
- ・ 都道府県は、特に広域的なルール作りや市町村の支援に、市町村は現場よりのプロジェクト支援や住民の普及啓発により注力する等、それぞれの特性を踏まえた役割分担が重要です。

フェーズ（段階、局面）

第2章 現状と課題

第1節 浜田市の地域特性

(1) 浜田市の位置・歴史

浜田市は、奈良時代には国庁が置かれ、中世には朝鮮貿易が盛んになり、江戸時代には浜田藩として城が築かれ、明治時代には浜田県庁が置かれるなど、石見地方の政治・経済・文化・教育の中心地としての役割を果たしてきました。今では、島根県西部の中核都市としての役割を担うとともに、活気あふれるまちづくりを推進しています。

また、2005年10月1日には、浜田市、金城町、旭町、弥栄村、三隅町の5市町村が合併しました。古くから海と山の恵みを受け、同じ政治、経済、文化圏として一体的に栄えてきた地域です。

市域は、東部が江津市・邑南町と、西部が益田市と、さらに南部が広島県と接し、中国山地から日本海に至る東西約46.4km、南北約28.1km、面積690.66㎢を有しています。

本市は、豊かな自然と温泉や石見神楽、アクアスなどの地域観光資源を有し、高速道路や港などの産業都市基盤、そして島根県立大学や医療福祉施設などの社会生活基盤が整備されています。



図 浜田市の位置

(2) 浜田市の主要指標

◆ 気 象 ◆

本市の年平均気温は、平年値（1981年～2010年）で15.5℃となっており全体的に温暖な気候ですが、沿岸部と山間部では気温や降水量の差が見られ、山間部では積雪もあり多様な気候を併せ持っています。

また、過去100年の年平均気温の推移を見てみると、変動しながら徐々に上昇している傾向が見られます。

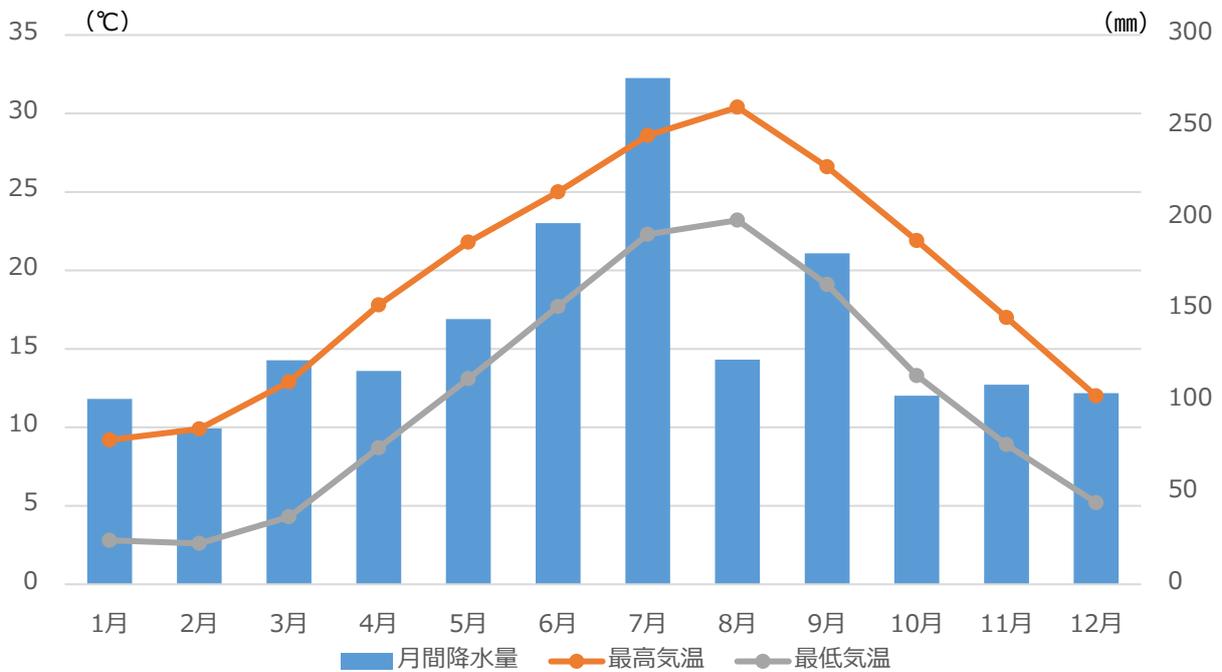


図 浜田市（浜田）における気温（最高・最低）及び月間降水量の年平均値

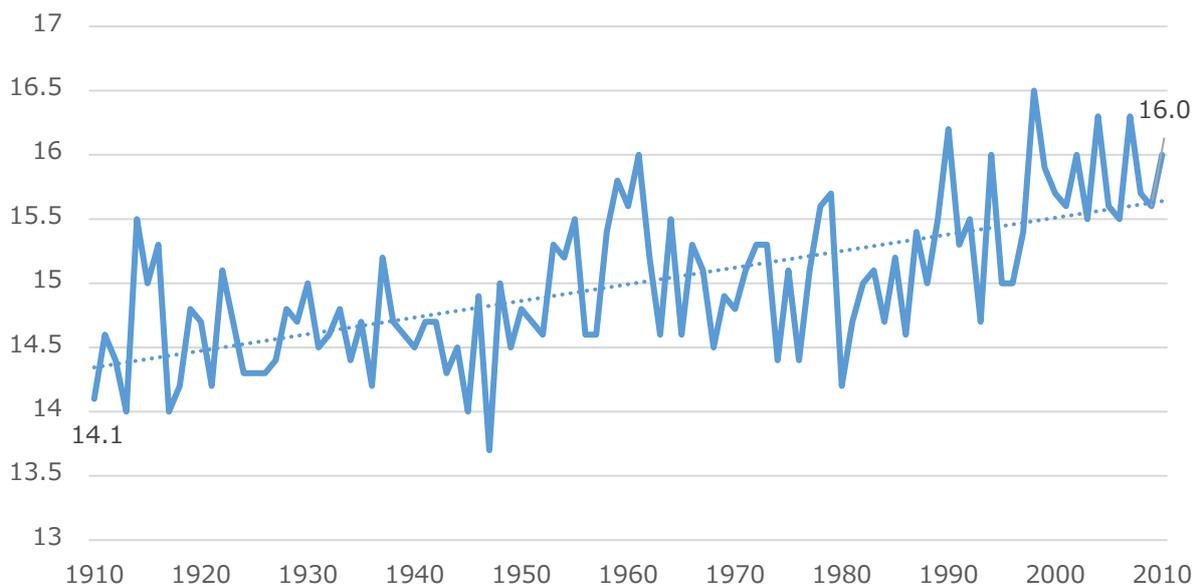


図 1910～2010年の100年間における年平均気温の推移

◆ 人口及び世帯 ◆

2015年の国勢調査において、本市の人口は58,105人、世帯数は24,498世帯となっています。現在の市域における推移をみると、人口は年々減少している一方で世帯数は横ばいとなっており、世帯の小規模化が進んでいるといえます。

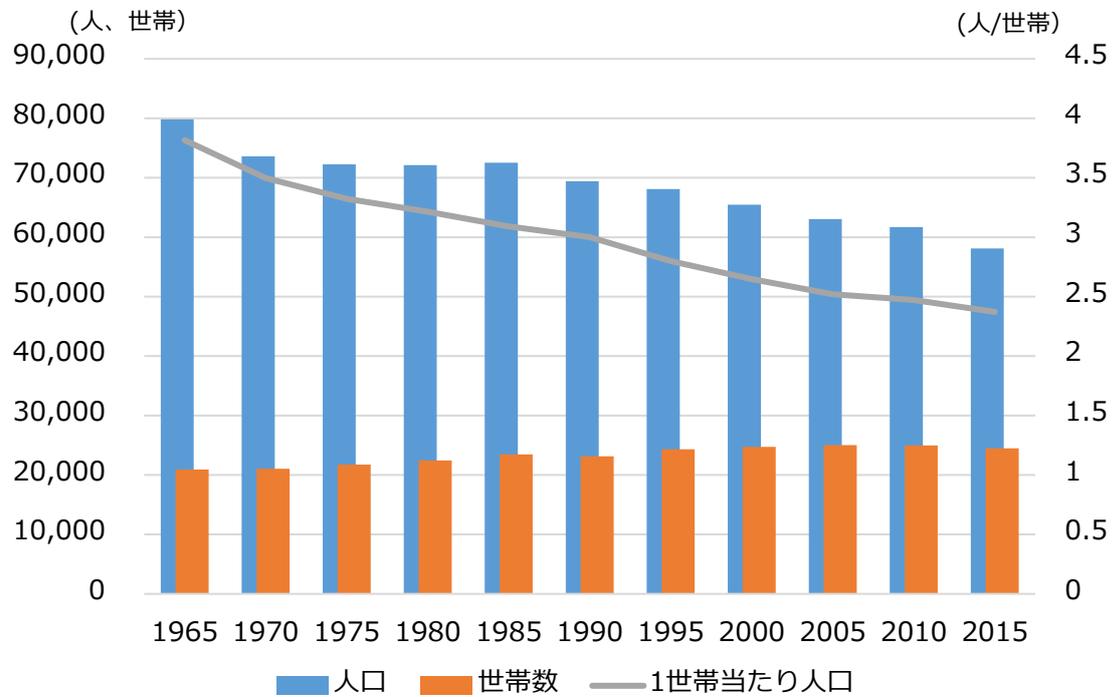


図 浜田市の人口、世帯数の推移

第 2 節 温室効果ガス排出量の現況

(1) 浜田市の温室効果ガス排出量

2013 年度において、浜田市全体の温室効果ガス排出量は 550,415 t -CO₂ で、全体の約 99%をエネルギー起源 CO₂が占めています。

部門・分野別では、業務その他部門が 144,327 t -CO₂ (26.2%) と最も多く、次いで家庭部門 142,536 t -CO₂ (25.9%)、産業部門 136,193 t -CO₂ (24.7%)、運輸部門 121,735 t -CO₂ (22.1%) の順となっています。

表 2013 年度における浜田市の温室効果ガス排出量

項目		温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	
起源	部門・分野	2013 年度	構成比
エネルギー起源 CO ₂	産業部門 計	136,193	24.0%
	製造業	115,726	21.0%
	建設業・鉱業	9,184	1.7%
	農林水産業	11,283	2.0%
	業務その他部門	144,327	26.2%
	家庭部門	142,536	25.9%
	運輸部門 計	121,735	22.1%
	自動車	114,195	20.7%
	鉄道	4,381	0.8%
船舶	3,159	0.6%	
エネ起 CO ₂ 以外のガス	廃棄物分野 (一般廃棄物)	5,624	1.0%
合計		550,415	100%

※ 四捨五入のため、合計値の小数点以下が整合しない場合があります。

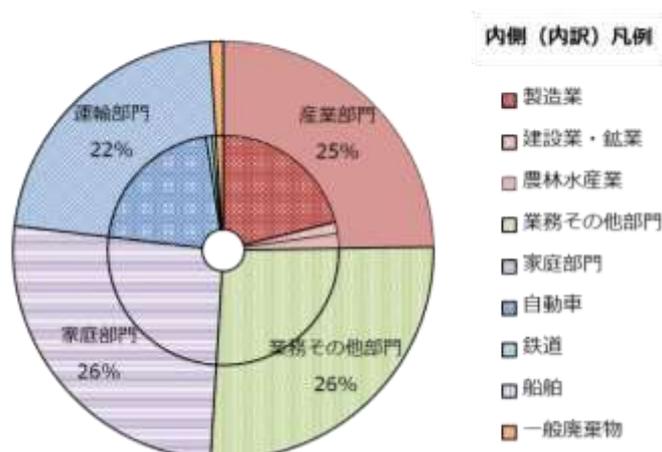


図 部門・分野別温室効果ガス排出量の構成比

(2) 温室効果ガス排出量の推移

浜田市全体の温室効果ガス排出量は、前計画の基準年度であった2005年度の564,737 t-CO₂から、目標年度の2013年度には550,416 t-CO₂となり、14,321 t-CO₂ (2.5%) 減少しました。しかしながら、目標としていたマイナス8%には達しませんでした。

また、部門・分野別にみると、産業部門は3.2%増加、業務その他部門は6.4%減少、家庭部門は1.7%増加、運輸部門は10%減少、廃棄物分野は68.6%増加しました。

表 浜田市のCO₂排出量の推移 (2005年度及び2013年度)

部門	2005年度 排出量 (t-CO ₂)	2013年度 排出量 (t-CO ₂)	増減 (t-CO ₂)	増減率 (%)
合計	564,737	550,416	△ 14,321	△ 2.5
産業部門	131,994	136,193	4,199	3.2
製造業	108,511	115,726	7,215	6.6
建設業・鉱業	11,503	9,184	△ 2,319	△ 20.2
農林水産業	11,981	11,283	△ 697	△ 5.8
業務その他部門	154,126	144,327	△ 9,799	△ 6.4
家庭部門	140,178	142,537	2,358	1.7
運輸部門	135,102	121,736	△ 13,367	△ 9.9
自動車	127,708	114,195	△ 13,512	△ 10.6
旅客	63,564	58,383	△ 5,181	△ 8.2
貨物	64,144	55,812	△ 8,332	△ 13.0
鉄道	3,834	4,381	547	14.3
船舶	3,560	3,159	△ 401	△ 11.3
廃棄物分野 (一般廃棄物)	3,336	5,624	2,288	68.6

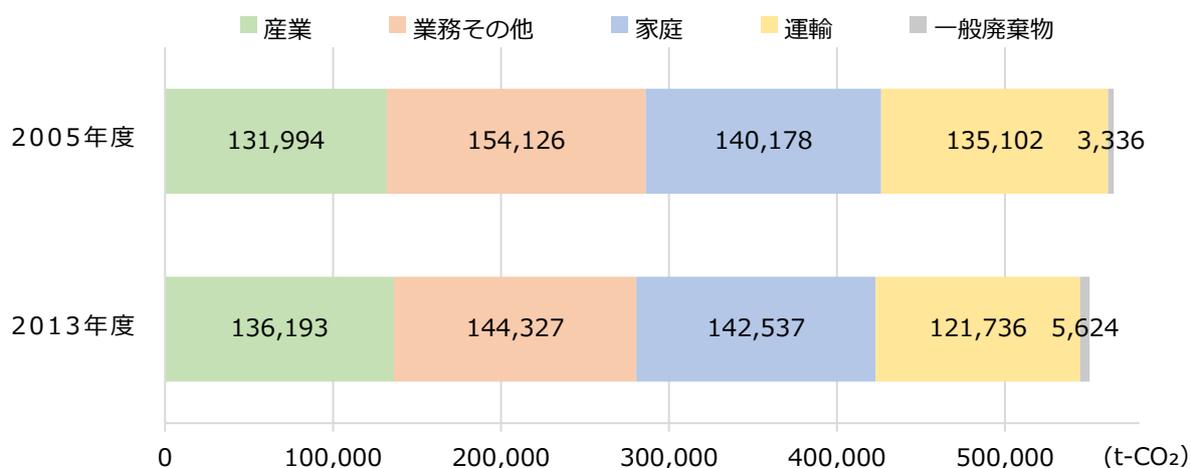


図 部門・分野別温室効果ガス排出量の推移

第3節 本市のこれまでの取り組み

(1) 地球温暖化対策に関する取り組み

(浜田市地域省エネルギービジョン・浜田市地球温暖化対策推進計画)

本市における地球温暖化対策は、2007年2月に「浜田市地域省エネルギービジョン」を策定。これに引き続き、2008年12月に策定した「浜田市地球温暖化対策推進計画」では、市民・事業者・行政が互いに協働し、地域の実情に応じた温室効果ガス排出抑制の取組を総合的・計画的に推進することにより、未来を担う子供たちにより良い環境を残すことを目的に、前述の省エネルギービジョンとの一体的な取組として実施してきました。

◆ 計画期間 ◆

浜田市地域省エネルギービジョン

2006年度～2015年度

浜田市地球温暖化対策推進計画

2009年度～2013年度

◆ エネルギー使用量削減目標 ◆

浜田市地域省エネルギービジョン

2010年度に2005年度比 5%削減

2015年度に2005年度比 10%削減（努力目標）

◆ CO₂排出量削減目標 ◆

浜田市地球温暖化対策推進計画

2013年度に2005年度比 8%削減

◆ 主な取組内容 ◆

① 浜田市地球温暖化対策地域協議会の設置（2009年2月）

市民・事業者・行政が協働して地球温暖化対策を推進する取組を行う組織として設立しました。

2018年8月現在の会員数 137（個人会員 37、団体会員 100）

《主な取組》

- ・グリーンカーテン普及事業（ゴーヤ苗セットの無料配布）
- ・マイバッグ持参運動（持参率調査、マイバッグ作りワークショップ）
- ・エコドライブ推進街頭啓発活動
- ・子ども環境探偵団（環境学習事業）
- ・環境講演会 等

②レジ袋削減の取組み

レジ袋の使用量削減によりごみの減量及び資源節約を図るため、2011年に「浜田市レジ袋削減の推進に関する条例」を制定し、レジ袋の無料配布中止やマイバッグ持参運動に取り組みました。

③住宅用太陽光発電システム設置補助金

家庭レベルでの再生可能エネルギーの普及を図り地球温暖化対策を推進するため、太陽光発電システムの設置補助を行いました。

2010～2011年度 1kWあたり3万円 上限12万円（市単独）

2012～2013年度 1kWあたり4万円 上限16万円（市+県）

2014年度～ 1kWあたり1万円 上限4万円（県単独）

これまでの補助実績（2018年8月現在） 401件

④リユース食器利用促進事業

ごみの減量及び市民の環境意識の高揚を図ることを目的として、祭りやイベントでの飲食提供の際に、洗って繰り返し利用できるリユース食器の普及活動を行いました。

- ・リユース食器体験イベントの実施

山陰浜田港マリン大橋リレーマラソン（2015年度～）

浜田市健康福祉フェスティバル（2016年度～）

弥栄ふるさとまつり（2016年度） ほか

- ・リユース食器利用促進補助金の設置（2016年度～）

補助金額：食器レンタル料及び送料の1/2 上限10万円

これまでの補助実績（2018年8月現在） 55件

⑤クールチョイス推進事業

地球温暖化防止の新たな国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」を旗印とした低炭素型のライフスタイルを推進し、本市のCO2排出量の削減及び環境に配慮したまちづくりに向けた機運醸成を図りました。

- ・レンタサイクル「はまちやり」活用ワークショップの開催
- ・バスラッピングによるクールチョイスのPR
- ・石見ケーブルビジョンCM放映等、メディアを活用したPR 等

(2) 新エネルギーの推進に関する取り組み

(浜田市地域新エネルギービジョン)

本市では、「浜田市総合振興計画」に掲げるまちづくりの大綱の1つである、「自然環境を活かした潤いのあるまち」を実現するため、2008年3月に「浜田市地域新エネルギービジョン」を策定し、“ふるさとを引き継ぎ、未来を開く新エネルギー”の基本理念のもと、再生可能エネルギーの推進に関する各種施策を展開してきました。

◆ 計画期間 ◆

2008年度～2017年度

◆ 導入目標 ◆

- (1) 市民・事業者・行政が一体となって新エネルギーの導入と環境保全活動を推進します。
- (2) 産業振興を目指した新エネルギーの導入を推進します。
- (3) 新エネルギーの導入に向けた環境教育を推進します。
- (4) 公共部門への積極的な新エネルギーの導入と活用を推進します。
- (5) 広域連携による新エネルギーの導入を推進します。

◆ 新エネルギーの導入実績（計画期間内） ◆

【太陽光発電】

① 土地

No.	発電所名	場所	事業主体	発電能力 (パネル枚数)	完成年度
1	F 浜田太陽光発電所	治和町	(株)NTTファシリティーズ	1,516KW (5,140枚)	2014
2	浜田メガソーラー発電所	長浜町	浜田メガソーラー合同会社	11,000KW (44,000枚)	2015
3	金城メガソーラー太陽光発電所	金城町	(株)TiIDA	1,660KW (6,850枚)	2015
4	グリーンパワー金城太陽光発電所	金城町	合同会社グリーンパワー金城	13,680KW (54,720枚)	2015
5	三隅港臨海工業団地太陽光発電所	三隅町	島根県企業局	1,800KW (7,452枚)	2015
6	浜田カントリークラブMS太陽光発電所	長浜町	CC Hamada Solar 合同会社	12,000KW (46,160枚)	2016

② 公共施設

No.	発電所名	場 所	事業主体	発電能力	完成年度
1	長浜小学校	長浜町	浜田市	5KW	2011
2	三隅図書館	三隅町	浜田市	60KW	2012
3	中央図書館	黒川町	浜田市	10KW	2013
4	国府小学校	下府町	浜田市	10KW	2014
5	旭小学校	旭町	浜田市	10KW	2015

【風力発電】

No.	発電所名	場所	事業主体	発電能力	完成年度
1	ウインドファーム 浜田	弥栄町	(株)グリーンパワ ー浜田	48,430KW (29基)	2016

第4節 地球温暖化に対する市民・事業者の意識

本計画の策定にあたり、市民の地球温暖化対策の認知度、実施状況などを把握するため、市民及び事業者を対象とした意識調査を行いました。

(1) 調査の概要

◆ 調査方法 ◆

郵送によるアンケート方式

◆ 調査日程 ◆

- ・ 調査票配布 2017年12月6日
- ・ 締め切り 2018年1月15日

◆ サンプル数 ◆

- ・ 市民 1,000通（回答数423通、回答率42.3%）
- ・ 事業者 100通（回答数60通、回答率60%）

(2) 主な調査結果（市民）

◆ 地球温暖化による影響への関心 ◆

「雪や雨の降り方が変化する」が最も多く、次いで「台風や高潮被害が増加する」が多くなり、水害に対する関心が高いことがわかります。「特に関心がない」との回答は非常に少なくなりました。

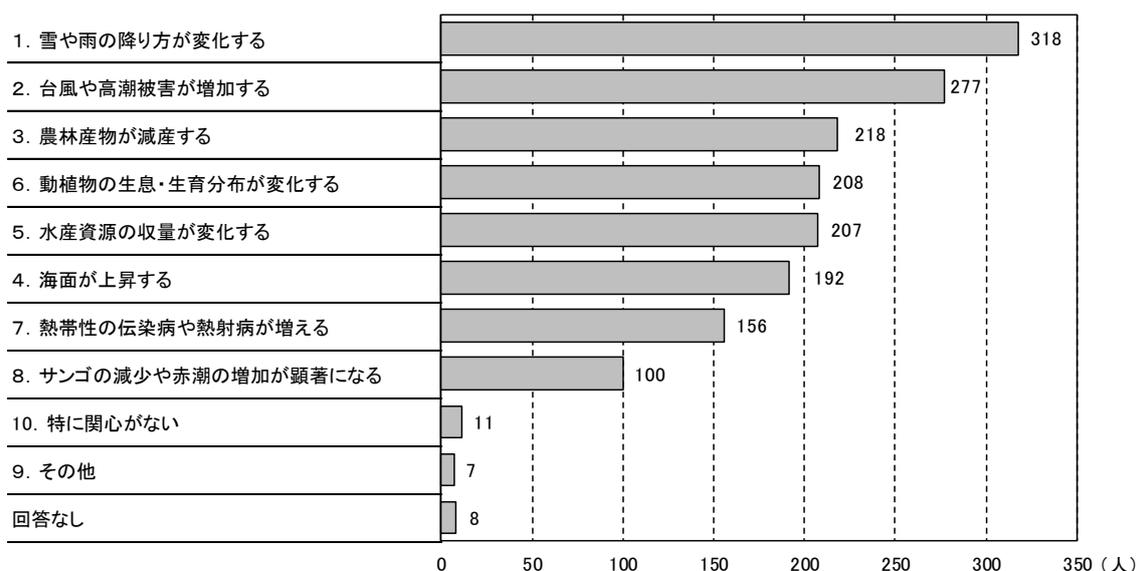


図 関心のある地球温暖化の影響

◆ 地球温暖化防止対策と生活内容との関係 ◆

「どちらかという地球温暖化防止対策を優先したほうがよい」との回答が最も多く、次いで「多少不便になっても、地球温暖化防止のために積極的に対策を行うべきだ」との回答が多くなりました。これら2つの回答の合計は全体の約8割を占めています。

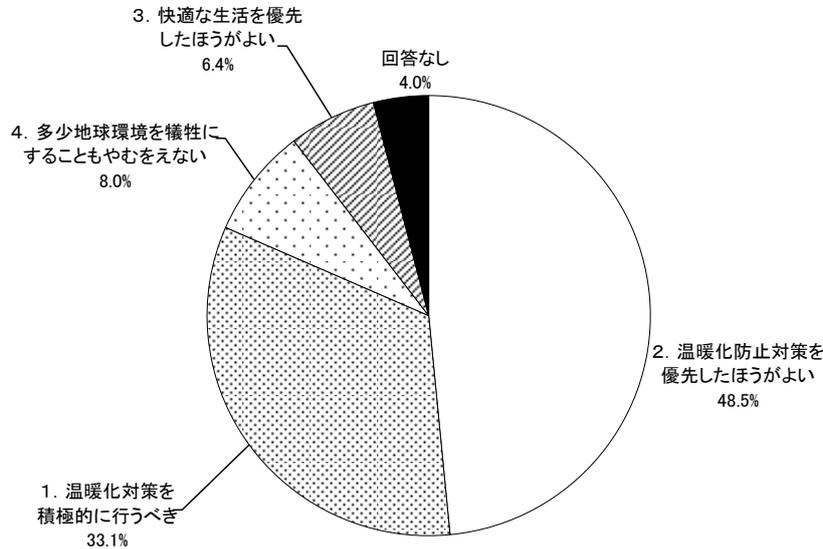


図 地球温暖化防止対策と生活内容との関係についての考え

世代別にみると、「快適な生活を送るためには、多少地球環境を犠牲にすることもやむをえない」との回答の合計が占める割合は、20～29歳で最も高く、50～59歳で最も低くなりました。

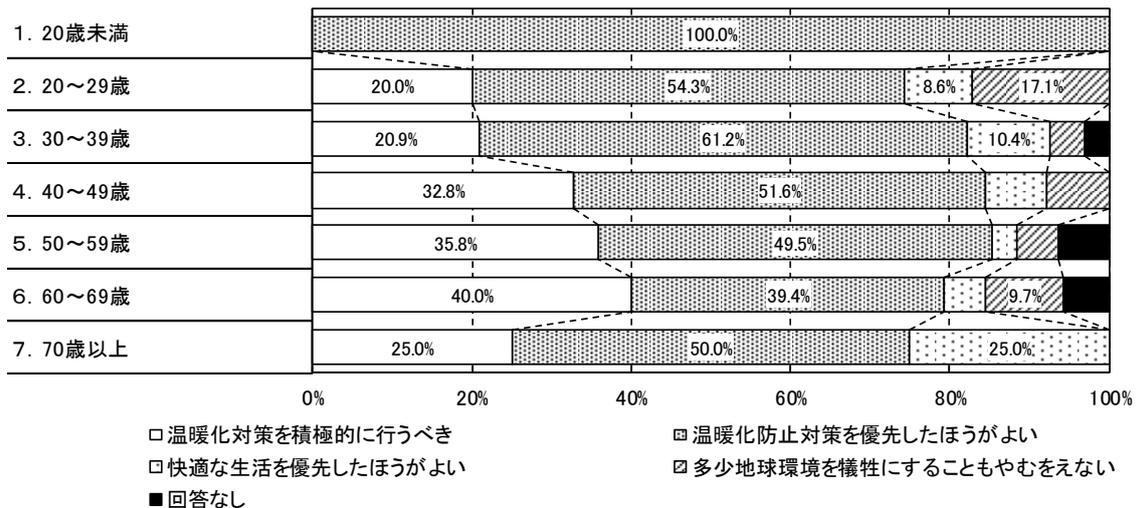


図 地球温暖化防止対策と生活内容との関係についての考えと年齢の関係

◆ 省エネ設備の導入状況 ◆

省エネ設備の導入状況について、「省エネ型照明」、「省エネ型エアコン」、「省エネ型冷蔵庫」、「高効率型給湯器」に関しては「すでに導入している」との回答が比較的多くなっています。一方で、「太陽光発電」、「太陽熱温水器」、「家庭用エネルギー管理システム（HEMS）」に関しては「導入の予定がない」が約7割以上を占めています。

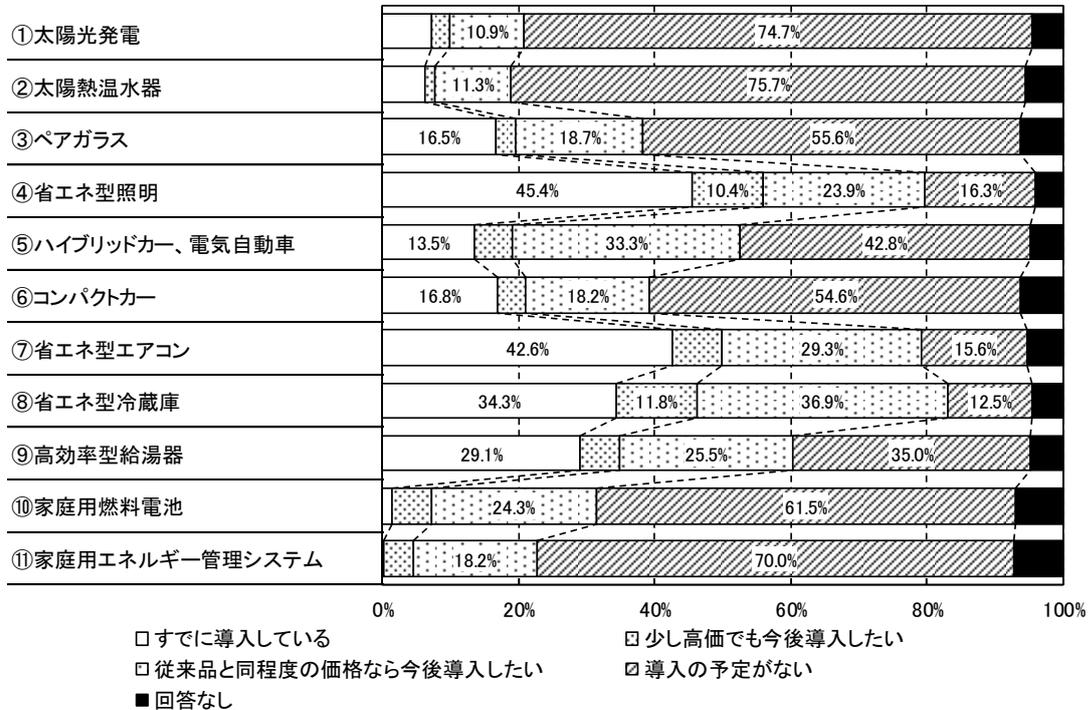


図 省エネ設備の導入状況

◆ 省エネ行動の実施状況 ◆

省エネ行動の実施状況について、設問で挙げた 18 項目中 13 項目で過半数が「現在実施している」と回答しています。

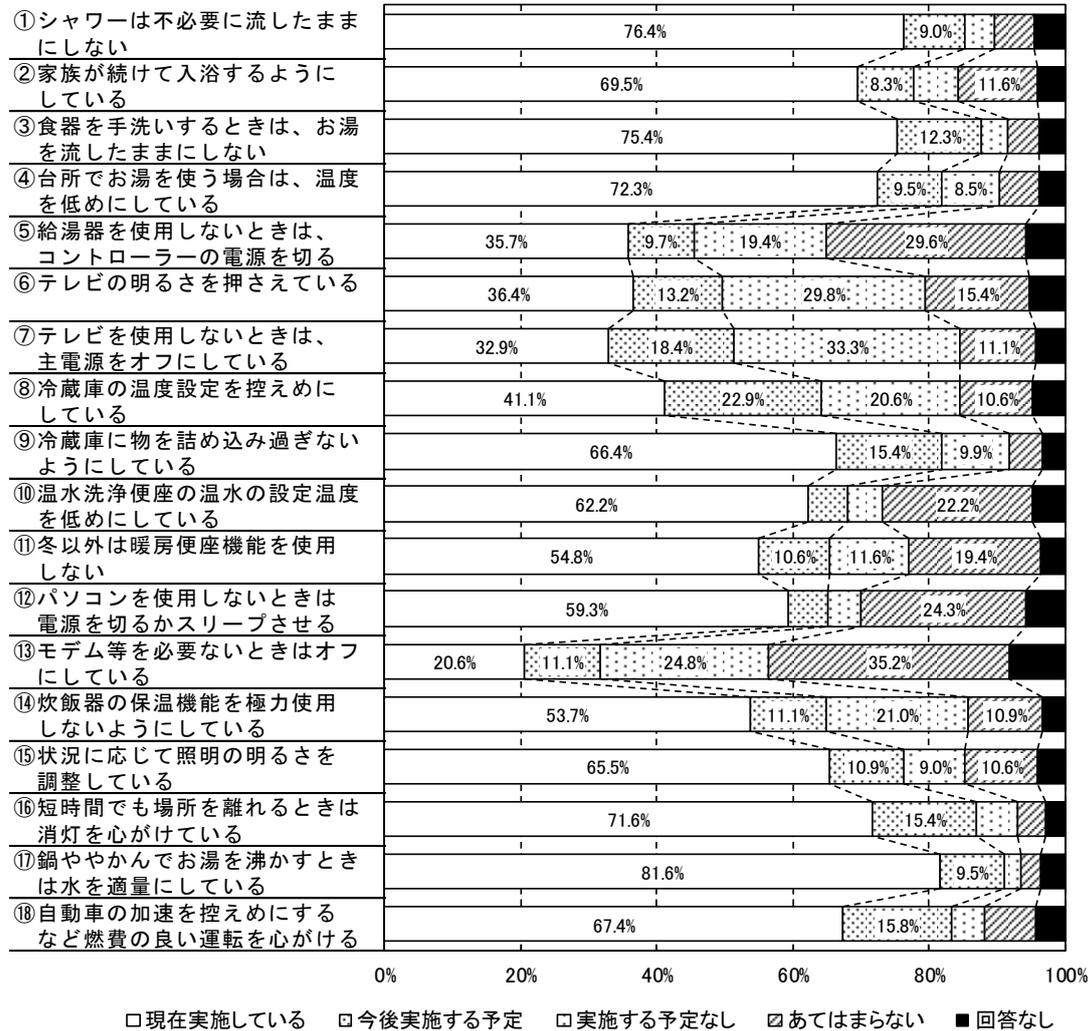


図 省エネ行動の実施状況

(3) 主な調査結果 (事業者)

◆ 温室効果ガス削減目標・方針の策定具合 ◆

「今のところ取組む予定はない」が最も多く、全体の約 6 割を占めています。

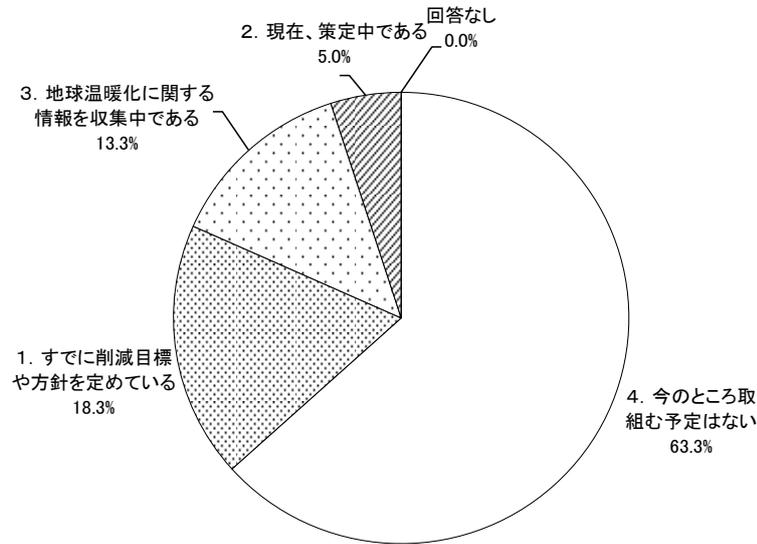


図 温室効果ガス削減目標・方針の策定具合

◆ 環境マネジメントシステム (ISO14001) 認証取得への対応 ◆

「今のところ取得する予定はない」との回答がもっとも多く、全体の 7 割以上を占めています。「環境マネジメントシステムについて知らない」との回答も合わせると、全体の 8 割にのぼります。

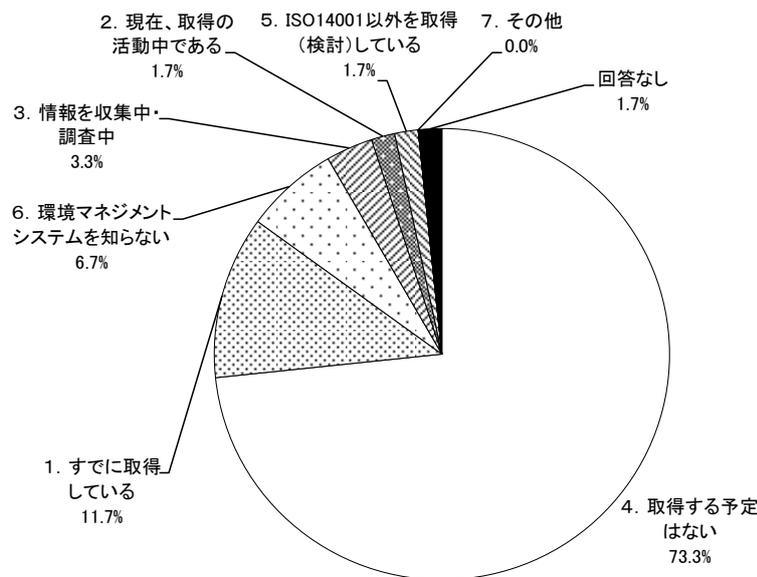


図 ISO14001 認証取得への対応

◆ 省エネ設備の導入状況 ◆

「省エネ型照明」のみ「すでに導入している」との回答が半分を超えています。一方、「太陽熱温水器」、「風力発電」、「ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）」、「雨水利用設備」については「導入の予定がない」が 8 割を超えています。

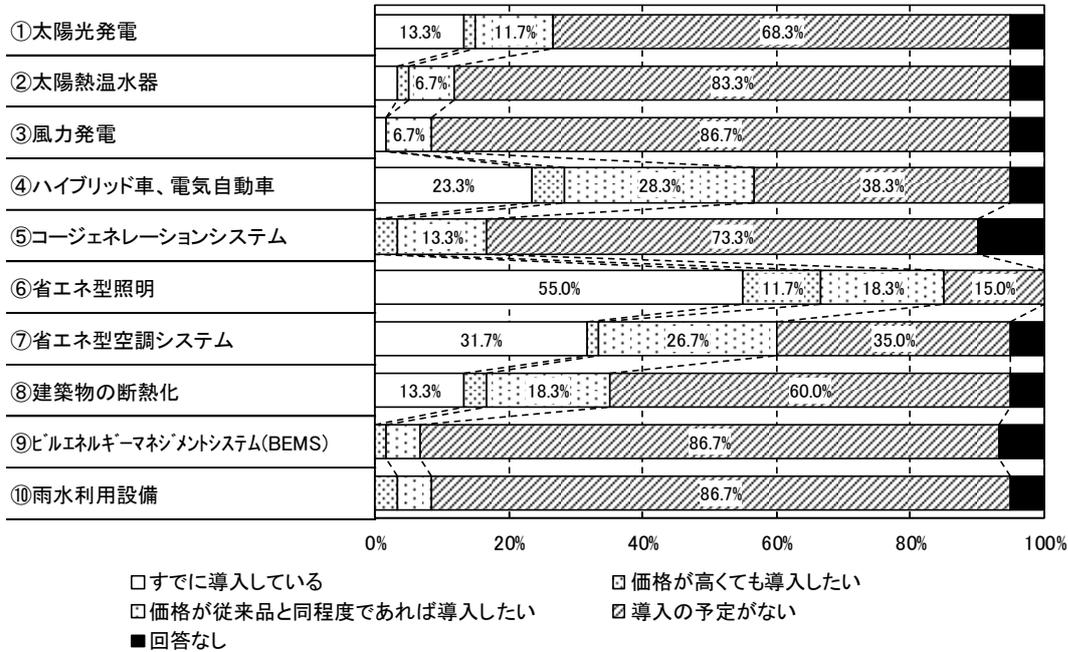


図 省エネ設備の導入状況

◆ 地球温暖化防止のための取り組みの実施状況 ◆

「車両の点検・整備を定期的実施する」、「急発進、急ブレーキ、空ぶかしをしないようにする」、「無駄なコピー、余分な資料は、作らないようにする」、「従業員にごみの分別を呼びかけ徹底する」については、「現在実施している」との回答がいずれにおいても 8 割を超えています。一方で、「エネルギーなどの削減に向けての具体的な目標をつくる」、「洗面所などの蛇口に節水コマをつける」については、「現在実施している」が 2 割以下であり、「実施する予定なし」がそれぞれ 3 割以上となっています。

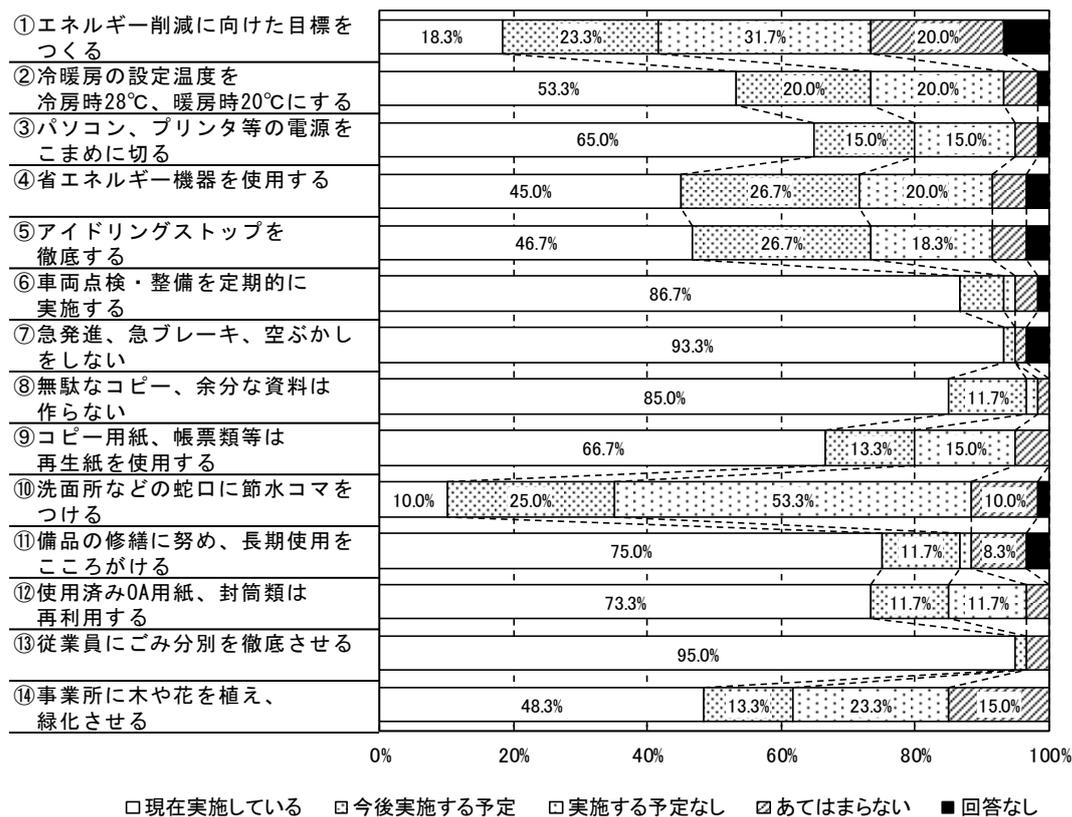


図 地球温暖化防止のための取組の実施状況

◆ 温暖化防止の取り組みを実施する際に障害となっている事項 ◆

「設備投資に伴う、予算的な問題がある」との回答が最も多く、全体の約 7割を占めています。

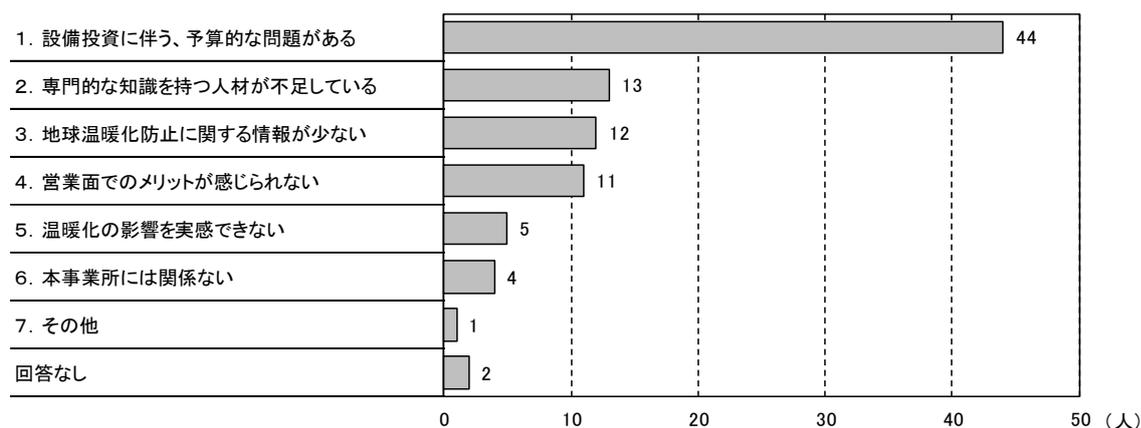


図 取組を実施する際に障害となっている事項

◆ 関心がある新エネルギー・省エネルギー ◆

「太陽光発電」との回答が最も多く、回答した事業所の半数以上が関心を持っています。次いで関心が高くなったのは「バイオマスエネルギー」でした。一方で「雪氷熱利用」、「廃棄物発電・熱利用」、「コージェネレーション」、「温暖差エネルギー」については回答が少なくなっています。

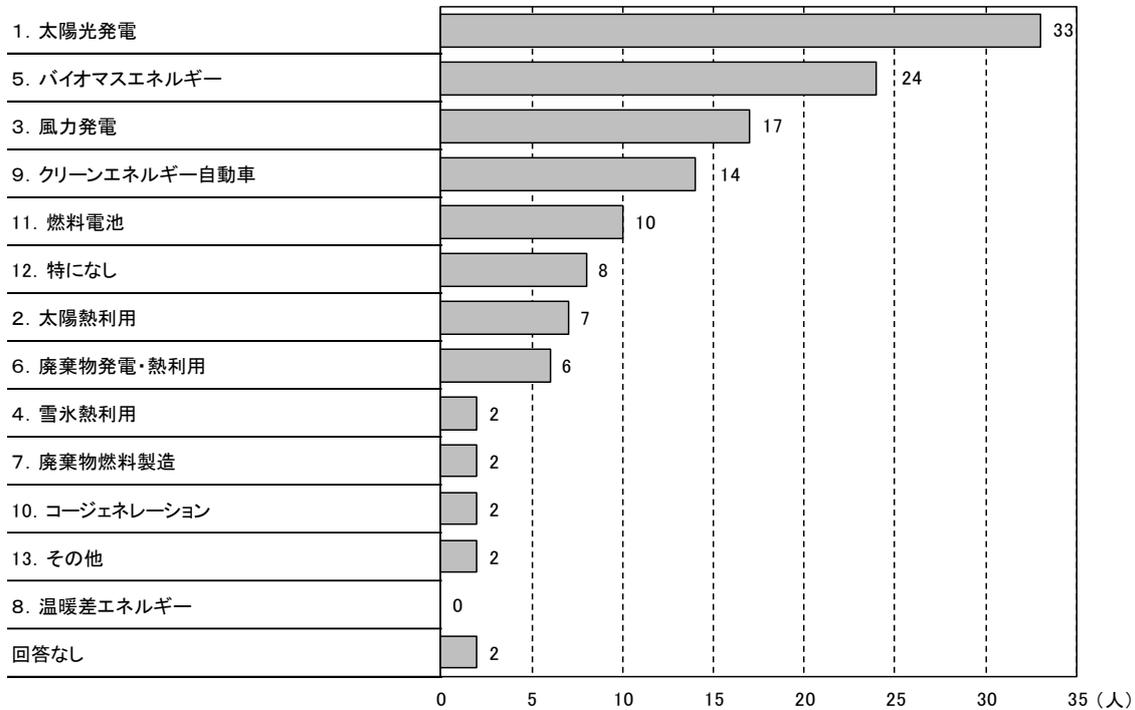


図 関心がある新エネルギー・省エネルギー

■ バイオマス

エネルギー源として活用が可能な木製品やし尿などの有機物のこと。再生可能エネルギーの一つ。発酵させ発生するメタンガスを燃料として利用することもある。

■ 雪氷熱利用

冬の間降った雪や、冷たい外気を使って凍らせた氷を保管し、冷熱が必要となる時季に利用するものです。寒冷地の気象特性を活用するため、利用地域は限定されますが、資源は豊富にあることから注目される取組。

■ コージェネレーション

発電に際し、電力に併せ同時に得られる熱も有効利用する方式。コージェネレーションにより熱効率が改善し、二酸化炭素の排出削減につながる。

■ 温暖差エネルギー

冷凍設備を用いて、海水、河川水その他の水を熱源として利用する熱エネルギーのこと。

第 5 節 課題の整理

(1) 全般的な課題

- 本市ではこれまで、日常生活や事業活動において、省エネルギーに対する様々な取り組みを推進してきましたが、前計画で定めていた温室効果ガス排出量の削減目標を達成することはできませんでした。国の温室効果ガス削減目標が明確に示されたことを踏まえ、今後さらなるエネルギー使用の効率化や省エネルギー技術の導入、低炭素なライフスタイルの浸透が課題となっています。
- 化石燃料によるエネルギー資源は、外国からの輸入に頼るところが多く、世界情勢に左右され、価格高騰などにより地域産業に多大な影響を及ぼします。また、そのほとんどは地域外にお金を流出させることになっています。今後は、再生可能エネルギーを活用して自らエネルギーを賄うなど、エネルギーの地産地消による地域産業の活性化を進めていく必要があります。
- 省エネルギーの推進と同時に、公共施設への太陽光発電システム導入や、住宅用太陽光システム設置補助事業をはじめとして、再生可能エネルギーの導入に努めてきました。今後も省エネルギーの推進とあわせて、再生可能エネルギーの利用を積極的に進めていく必要があります。

(2) 部門・分野別にみた課題

【産業部門】

産業部門からの温室効果ガス排出の約 90%は製造業から排出されています。

製造業については、2005年に比べ2013年には製造品出荷額が4.6%減少した一方で、温室効果ガス排出量が6.6%増加しました。これは、電力使用に係るCO₂排出係数が増加したことが大きく影響したものと考えられますが、設備の老朽化等により生産とエネルギー消費のバランスが悪化している可能性も否定できません。産業の発展と温室効果ガス排出量削減の両立を図ることが重要です。

【業務その他部門】

主要4部門のうち、本市では排出量が一番多い部門となっています。2013年のCO₂排出量は2005年に比べ6.4%減少しました。これは、事業所数の減少やLED照明等の高効率機器の導入、従業員の省エネ行動の浸透といった要因が考えられます。

小売業やサービス業では、市民のライフスタイルの多様化に対応して、

営業時間の長時間化が進む傾向にあります。また、オフィス等では、働き方改革などによって勤務形態の多様化が進んでいます。このため、従業員の省エネルギー行動の促進を図るとともに、機器の高効率化、建物自体の省エネルギー化などを通じて、エネルギーマネジメントを強化していく必要があります。

【家庭部門】

主要4部門のうち、業務その他部門に続いて排出量が2番目に多い部門となっています。家庭部門では、温室効果ガス排出量が2005年に比べ2013年には1.7%増加しました。これは、主要なエネルギーとなる電力のCO₂排出係数が増加したことが影響したものと考えられますが、世帯の小規模化やライフスタイルの多様化により、一人あたりの消費エネルギーが増加している可能性も否定できません。

これまでの取り組みにより、市民の節電・省エネに関する意識は高まっているといえますが、「省エネ＝我慢」という観念がその行動を妨げている場合があります。今後は、地球温暖化対策が生活水準の向上につながるという認識が浸透し、市民が楽しみながら省エネルギーを実践できる仕組みを構築していく必要があります。

【運輸部門】

運輸部門の排出のほとんどは自動車走行に起因するものです。本市における自動車の保有台数は2005年と2013年ではほぼ変わらないものの、CO₂排出量は減少しています。これは、自動車の低燃費化が進んだことやエコドライブの実践が浸透しているものと考えられます。

引き続き、ハイブリッド車や電気自動車といった次世代型自動車の普及やエコドライブの啓発により、自動車の低燃費化を促進していく必要があります。

また、高齢化社会に対応して、公共交通サービスの利便性のさらなる向上やコンパクトシティの形成など、まちづくりの視点から対策を講じる必要があります。

第3章 計画の目標

第1節 目指す将来像

(1) 目指す将来像（2030ビジョン）

2030年度に本市が目指す将来像（2030ビジョン）を、以下のとおり設定します。

省エネルギーと創エネルギーの両輪で
人と地域の元気を支え続けるまち

これは、温室効果ガス排出量の削減とエネルギーの地産地消を推進することで、地元経済や地域コミュニティが一層の活力を生み出す社会のことを意味します。

(2) 目指す具体的な姿

2030年度の浜田市において、以下の具体的な姿が実現することを目指します。

- ① 省エネ・再生可能エネルギーに配慮した住宅の建築（新築・リフォーム）が進んでいます。
- ② 多くの市民や事業者が省エネを徹底し、環境ビジネスや再生可能エネルギー事業が盛んになっています。
- ③ 低炭素な次世代自動車が普及しています。また、公共交通の利便性が向上し、歩行者や自転車利用者にとって安全・快適なまちになっています。
- ④ 地域住民による発電事業が盛んになり、その収益は地域のまちづくり活動に使われています。
- ⑤ 農林業を元気にする循環型の再生可能エネルギー利用が進んでいます。
- ⑥ エネルギーの自給率が高まり、災害にも強いまちになっています。
- ⑦ 市民一人ひとりのエネルギーに関する理解が深まり、それぞれのエネルギー特性を生かした賢いくらしが実現しています。



※ ここに 2030 ビジョンのイメージイラストを挿入する予定です
 (この画像は (公財) 自然エネルギー財団の資料を引用)

第4章 政策

本章では、前章に掲げた2030ビジョン及び目指す具体的な姿の実現に向けて、前期（2019～2024）において実行する具体的取組及び評価指標の一例を提示します。

政策は下図のとおり体系整理し、各政策に対し市民、事業者、活動団体、行政が主体的に取り組むとともに、積極的に協働して目標の達成を目指します。



図 政策の体系

第 1 節 省エネルギーの推進に関する政策

(1) 家庭部門

地球温暖化をはじめ、多様な環境問題を抑止し、環境に負荷の少ない生活や消費行動（グリーンコンシューマー）を市民一人ひとりに促すため、低炭素なライフスタイルの推進を図る各種施策を展開します。また、家庭におけるエネルギー消費の効率化を図るため、住宅の省エネ性能の向上について、地域の事業者と連携し、市民の行動を促します。

低炭素なライフスタイルの推進については、政府が掲げる地球温暖化対策の国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」の旗印のもと、クールビズやウォームビズの推進、「BUY はまだ運動」による地産地消の推進等に取り組みます。

住宅の省エネ性能の向上については、「うちエコ診断」によるエネルギー使用量の見える化を進めるとともに、照明の LED 化や家電製品の高効率機器への買い替え推進など、省エネ性能の高い機器の選択・転換を促進します。また、住宅の高断熱・高気密化によって、「夏涼しく、冬暖かい」健康で快適な住環境を実現できることから、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）をはじめとした省エネ性能の高い住宅の新築・リフォームを促進します。

◆ 主な事業・取り組み ◆

- ・ 環境負荷の少ない商品を選択する生活や消費行動の促進
- ・ 「COOL CHOICE（賢い選択）」の推進
- ・ クールビズ、ウォームビズの推進
- ・ BUY はまだ運動の推進
- ・ 家庭のエネルギー消費の効率化の促進
- ・ うちエコ診断の実施
- ・ 省エネ家電製品（LED照明等）への買い替え促進
- ・ 高断熱、高気密化住宅への新築、改修促進
- ・ これまでの取組の継続（マイバッグ持参・グリーンカーテンなど）

評価指標	現状値	目標値
クールシェア・ウォームシェア （しまエコスポット） 登録事業所数	2018 年度	2024 年度
	1 件	10 件
うちエコ診断実施件数（延べ件数）	2017 年度	2024 年度
	5 件	30 件
長期優良住宅認定件数	2017 年度	2024 年度
	7 件	48 件 （期間累計）

(2) 産業・業務その他部門

事業活動に伴うエネルギー消費の効率化を図るため、エネルギーマネジメントシステムの導入推進や高効率機器の導入促進に関する各種施策を展開します。

エネルギーマネジメントシステムの導入推進については、環境省が実施する「エコアクション 21」や島根県地球温暖化対策協議会事業者部会が実施する「しまねストップ温暖化防止宣言事業者」等の環境マネジメントシステムに取り組む事業者を支援します。

また、高効率機器の導入促進については、商工会議所や商工会と連携して省エネルギー診断や省エネ改修に関する補助事業等の情報発信に努めます。

家電販売店における省エネラベル等の表示を促進することにより、家庭での省エネに繋げていく取組のほか、Jクレジットの活用やグリーン購入推進を図ります。

◆ 主な事業・取り組み ◆

- ・ 省エネルギー診断事業
- ・ エコアクション 21 認証取得促進事業
- ・ 関係機関が実施する各種補助事業、支援事業の情報提供強化
- ・ 家電販売店における省エネラベル等の表示促進
- ・ Jクレジット制度活用の検討
- ・ グリーン購入の推進
- ・ クールシェア、ウォームシェア登録促進

評価指標	現状値	目標値
	2017 年度	2024 年度
エコアクション 21 登録事業者数	1 件	3 件
	2017 年度	2024 年度
しまねストップ温暖化防止宣言 賛同事業者数	328 件	450 件
	2017 年度	2024 年度
省エネルギー診断実施件数（累計）	19 件	40 件
	2017 年度	2024 年度

(3) 交通・運輸部門

環境負荷の低い交通・運輸への転換を図るため、自動車使用に伴う環境負荷の低減や公共交通機関の利用促進に向けた施策を展開します。

自動車使用に伴う環境負荷の低減については、エコドライブの推進や低炭素なエコカーの買い替え促進を図り、自動車から排出される温室効果ガスの排出削減に努めます。また、徒歩や自転車利用の促進、カーシェア・ライドシェアの推進により、エコな移動手段の選択の機運醸成を図ります。

公共交通機関の利用促進については、敬老乗車券交付事業や公共交通機関利用促進キャンペーン等の実施により、過度なクルマ利用を抑制するための公共交通活用施策を推進し、環境にやさしいまちづくりを目指します。

◆ 主な事業・取り組み ◆

- ・エコドライブの推進（市民・事業者）
- ・公共交通機関の利用推進
- ・カーシェア、ライドシェアの推進
- ・徒歩、自転車利用の推進
- ・エコカーの普及拡大
- ・電気自動車急速充電器の設置促進

評価指標	現状値	目標値
電気自動車急速充電器の設置箇所数	2017年度	2024年度
	15か所	20か所
エコカーの導入率（市民） ※ アンケート調査による集計	2017年度	2024年度
	13.5%	25%
エコカーの導入率（事業者） ※ アンケート調査による集計	2017年度	2024年度
	23.3%	35%

※ 本計画における「エコカー」とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV/PHEV）、ハイブリッド車（HV）と定義します。

第 2 節 再生可能エネルギー導入の推進に関する政策

(1) 再生可能エネルギーの導入拡大

再生可能エネルギー導入量の拡大を図るため、地域主導による再生可能エネルギー普及の基盤整備やエネルギー種別ごとの促進に関する施策を展開します。

地域主導による再生可能エネルギー普及の基盤整備については、再生可能エネルギーに関する情報や知見を積極的に提供・共有するとともに、地域主導型の再生可能エネルギー活用に関する人材の育成及び確保、小水力や太陽光等を活用した地域主導型再生可能エネルギー発電所設置の普及拡大に向けた支援を行います。

エネルギー種別ごとの促進については、太陽光、小水力、風力、バイオマス等の資源特性の理解を深めるとともに、地域の自然環境との調和及び住民生活への影響に配慮しつつ、地域特性を最大限生かした再生可能エネルギー事業の推進を図ります。

◆ 主な事業・取り組み ◆

- ・ 再生可能エネルギーの理解を深めるための普及啓発事業の実施
- ・ 地域主導型の再生可能エネルギー活用に取り組む人材の育成・支援
- ・ 地域主導型再生可能エネルギー発電所設置支援
- ・ 再生可能エネルギー設備設置補助金（小水力、バイオマス等）の導入
- ・ 民間主導によるバイオマス、小水力、風力、地熱等の再生可能エネルギーの設備導入の支援

評価指標	現状値	目標値
再生可能エネルギー普及啓発勉強会等の開催	2017年度	2024年度
	3件	33件
地域主導型再生可能エネルギー発電所の設置数	2017年度	2024年度
	0ヶ所	3ヶ所
再生可能エネルギー設備導入件数 (太陽光は50kW以上のみ対象)	2016年度	2024年度
	22件	44件

2) エネルギーの地産地消の推進

地域に必要なエネルギーを地域のエネルギー資源によってまかなう「エネルギーの地産地消」を推進するため、自然資源を活用した熱利用の普及促進を図るとともに、地域の自然資源によって発電された電力を地域内で消費する「電気の地産地消」に関する各種施策を展開します。

自然資源を活用した熱利用の普及促進については、太陽熱を利用した給湯システムの導入促進や林地残材を活用した熱供給の導入拡大を進めます。

「電気の地産地消」については、住宅用太陽光発電システムの普及を図ると同時に蓄電池設備の設置を推進するほか、地域内で生産された再生可能エネルギーを地域内で買い取り販売する「地産地消型電力小売事業」の導入に向けた調査、研究を行います。

◆ 主な事業・取り組み ◆

- ・住宅用太陽光発電システム設置補助金事業
- ・蓄電池設備設置補助事業
- ・太陽熱利用設備設置補助事業
- ・木質バイオマス熱利用の推進
- ・地産地消型電力小売事業に関する調査、研究

評価指標	現状値	目標値
住宅用太陽光発電システム設置件数 (10kW未満)	2016年度	2024年度
	1,049件	1,560件
太陽熱利用設備設置事業補助件数 (累積)	2017年度	2024年度
	2件	20件
蓄電池設備設置事業補助件数	2017年度	2024年度
	0件	10件

第3節 総合的な地球温暖化対策に関する政策

(1) 循環型社会の形成

限りある資源を効率的に利用し環境への負荷が少ない循環型社会の構築を図るため、「浜田市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、4Rによるごみ減量の推進や廃棄物の適正な処理を推進します。

4Rによるごみ減量の推進については、マイバッグ持参運動等余計なものを買わない・もらわない「Refuse（リフューズ）」、生ごみの水切り運動等ごみを減らす「Reduce（リデュース）」、リユース食器の普及促進等繰り返し使う「Reuse（リユース）」、ざつ紙のリサイクル等再生して使用する「Recycle（リサイクル）」の4つのRを統合的に推進します。

廃棄物の適正な処理の推進については、環境パトロールの強化や監視カメラの設置による不法投棄の削減に努めるとともに、廃棄物の処理量及び運搬量を減らし、焼却や最終処分等に伴う温室効果ガスの排出や、運搬に伴うエネルギー起源CO₂の排出削減を図ります。

◆ 主な事業・取り組み ◆

- ・マイバッグ持参運動
- ・生ごみの水切り推進
- ・リユース食器の利用促進
- ・ざつ紙のリサイクル推進
- ・ごみの適正な分別啓発
- ・不法投棄監視強化
- ・簡易包装の推進

評価指標	現状値	目標値
市民一人あたりのごみ排出量の減少	2017年度	2024年度
	955 g	940 g
ごみのリサイクル率の増加	2017年度	2024年度
	22.9%	24.6%

(2) 温室効果ガス吸収源活動の推進

本市が有する豊富な森林資源が温室効果ガスの吸収源としての機能を十分に発揮できるよう、浜田市総合振興計画及び浜田市森林整備計画書に基づき、積極的な森林経営の推進や持続可能な森林整備の推進を図ります。

積極的な森林経営の推進については、高性能林業機械の導入やコンテナ苗を利用した伐採から植栽までの一貫施業等の効率化及び地域木材の公共建築物等への利用や林地残材の有効活用をはじめとした木材の利用拡大を図り、木を「植える」「切る」「利用する」サイクルの円滑な循環による林業経営の安定化を促進します。

持続可能な森林整備の推進については、作業道等の路網整備を効率的に進め、間伐等の始業を適切に実施するとともに、マツ枯れ等の病害虫被害防止を図ります。

◆ 主な事業・取り組み ◆

- ・ 儲かる林業ビジネスモデルの構築
- ・ 森林整備地域活動支援事業
- ・ 保全松林健全化整備事業
- ・ 林地残材有効活用・地域活性化支援事業

評価指標	現状値	目標値
森林経営計画に基づく原木生産量の増加	2014年度	2024年度
	8,069 m ³	13,000 m ³
苗木生産量の増加	2014年度	2024年度
	22,550本	100,000本

(3) 環境保全に取り組む人材育成

地球温暖化問題をはじめとした様々な環境問題を多角的に捉え、持続可能な将来の実現に向けて身近なことから主体的に取り組む人材の育成を図るため、環境リーダーを育成するとともに、次世代を担う子どもたちをはじめ、多様な世代に対する環境教育の推進に取り組みます。

環境リーダーの育成については、はまだエコライフ推進隊会員の新規獲得及び定期的な研修会の実施等によるスキルアップに取り組むとともに、地域で積極的に地球温暖化防止活動に取り組む「島根県地球温暖化防止活動推進員」及び「しまねエコライフサポーター」の登録者数拡大に努めます。

多様な世代に対する環境教育の推進については、幼・保育園や小学校等、教育現場と連携し、児童・生徒向け出前講座の実施や未就学児向けワークショップ等、環境リーダーを活用した環境学習を実施します。また、多様な世代や主体が連携して取り組む ESD（持続可能な開発のための教育）学習プログラムの構築及び実践に取り組みます。

◆ 主な事業・取り組み ◆

- ・ はまだエコライフ推進隊の会員募集
- ・ 環境リーダー育成研修会の開催
- ・ しまねエコライフサポーターの登録促進
- ・ 環境 DVD を活用した出前講座の開催
- ・ 幼・保育園及び小学生向け省エネワークシートの実施
- ・ 幼・保育園児向け環境学習の実施
- ・ ESD 環境学習モデルプログラムの構築及び実践

評価指標	現状値	目標値
はまだエコライフ推進隊の会員数 (個人・団体)	2017 年度	2024 年度
	140 会員	200 会員
島根県地球温暖化防止活動推進員の 委嘱者数	2017 年度	2024 年度
	4 人	8 人
環境学習をした小・中学校及び幼・ 保育園の延べ校(園)数(累積)	2018 年度	2024 年度
	5 校(園)	35 校(園)
うちエコ診断士の有資格者数	2017 年度	2024 年度
	1 人	5 人

第 5 章 計画の推進

第 1 節 推進体制と各主体の役割

本計画に掲げた政策を着実に推進するためには、市民、事業者、民間団体、行政等、地域内外のステークホルダーの参画・協働が不可欠です。また、行政においても、環境部局のみならず、関係部局を含む全庁的な取組となることが重要です。このため、本計画の推進にあたっては、各主体がそれぞれの役割を踏まえ、以下の体制の下で連携・協力して取り組むこととします。

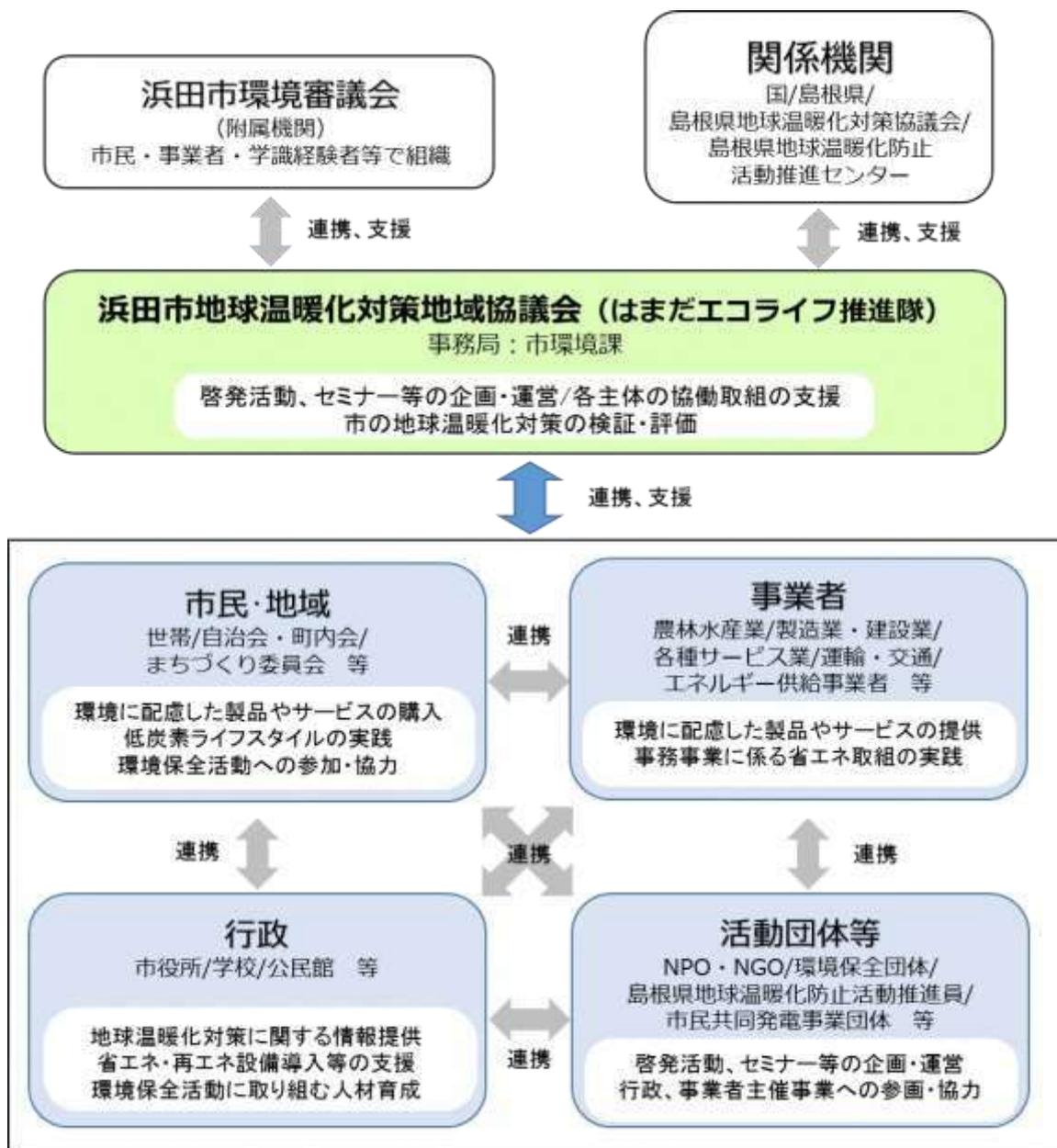


図 推進体制のイメージ

第 2 節 進行管理

本計画の進行管理については、その進捗状況について毎年確認し、必要に応じて改善を行うとともに、前期の最終年度となる 2024 年度に計画の見直しを行います。

毎年の進行管理については、浜田市地球温暖化対策地域協議会において政策の評価指標の確認、事業の評価及び改善等の提案を行い、次年度の事業へ反映していくとともに、浜田市環境審議会へ報告することとします。

また、後期、2025 年度以降に向けた計画については、市の附属機関である浜田市環境審議会において審議し、必要に応じて計画内容の見直しをすることとします。

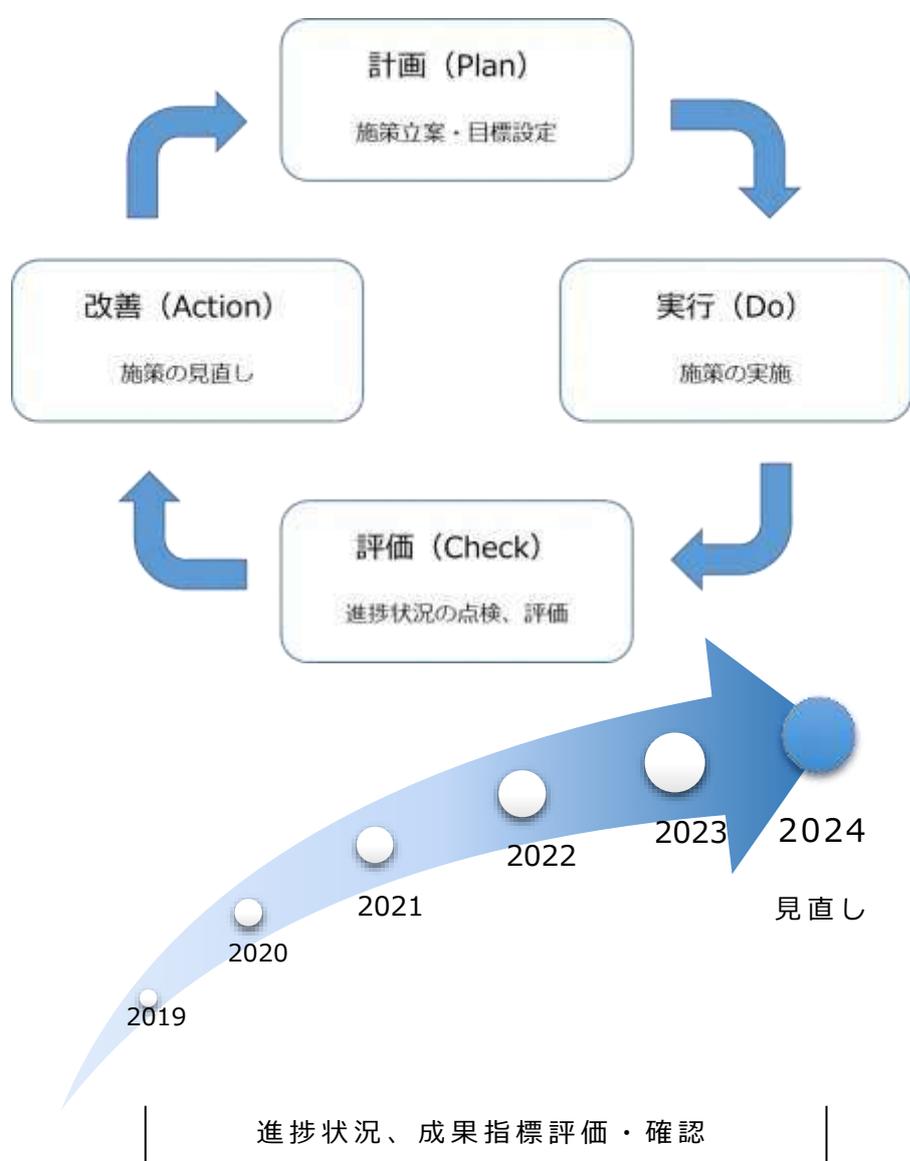


図 進行管理のイメージ

資 料 編

目 次

資料編 1 浜田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定	1
(1) 浜田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	
策定委員名簿	1
(2) 浜田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	
策定の経過	2
資料編 2 地球環境及び地球温暖化に関する意識調査（市民・事業者）	3
(1) 市民アンケートの結果	3
(2) 事業者アンケートの結果	14
資料編 3 温室効果ガス排出量の参考目標	28
資料編 4 再生可能エネルギーの導入に関する参考目標	31
資料編 5 用語の解説	32

資料編 1 浜田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

（1）浜田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定委員名簿

（順不同、敬称略）

役職名 （部会）	区分	氏名	所属、役職名等
委員長 （家庭）	住民代表	大橋 美津子	浜田市地球温暖化対策地域協議会会長
副委員長 （産業運輸）	有識者	沖村 理史	島根県立大学 教授
委員 （エネルギー）	有識者	南原 順	コミュニティエナジー株式会社 代表取締役
委員 （家庭）	有識者	葭矢 崇司	島根県地球温暖化防止活動推進センター 副センター長
委員 （家庭）	住民代表	賀戸 ひとみ	浜田市環境審議会 会長代理
委員 （家庭）	住民代表	前田 悠斗	島根県立大学環境倶楽部 しまえっこ部長
委員 （エネルギー）	事業者	矢口 伸二	中国ウィンドパワー株式会社 代表取締役
委員 （産業運輸）	事業者	植野 弘康	石央商工会 経営指導員
委員 （エネルギー）	事業者	渡辺 寿	石央森林組合 参事
委員 （産業運輸）	事業者	山根 真一郎	浜田商工会議所運輸部会 部会長
委員 （産業運輸）	事業者	植田 和広	島根県建築士会浜田支部 支部長
委員 （エネルギー）	事業者	櫛山 太介	浜田ガス株式会社 常務取締役
委員 （産業運輸）	行政	上野 里恵	島根県環境政策課しまね流エコライフ 推進スタッフ 調整監
委員 （エネルギー）	行政	岡田 泰宏	浜田市地域政策部 部長
委員 （家庭）	行政	斗光 秀基	浜田市市民生活部 部長

<部会長>

- 家庭部会 葭矢 崇司
- 産業運輸部会 沖村 理史
- エネルギー部会 南原 順

(2) 浜田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定までの経過

年 月 日	会議の内容等
2018年7月2日	浜田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定委員会設置要綱制定
2018年8月30日	第1回浜田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定委員会 【議題等】 <ul style="list-style-type: none"> ・委員長、副委員長の選出について ・計画策定の概要及びスケジュールについて ・計画策定に関する情報提供 情報提供者…一般社団法人 地域政策デザインオフィス ・前計画の振り返りについて ・目指す将来像の設定について
2018年10月30日	第2回浜田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定委員会 【議題等】 <ul style="list-style-type: none"> ・部会長の選出について ・課題、目標の共有について ・将来像及び政策の検討（部会形式）
2018年11月16日	浜田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定委員会部会長会議 【議題等】 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の構成について（目標設定等） ・政策の検討について
2018年12月21日	第3回浜田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定委員会 【議題等】 <ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について ・今後のスケジュールについて
2019年1月7日 ～2月8日	意見公募（パブリックコメント）

資料編 2 地球環境及び地球温暖化に関する意識調査（市民・事業者）

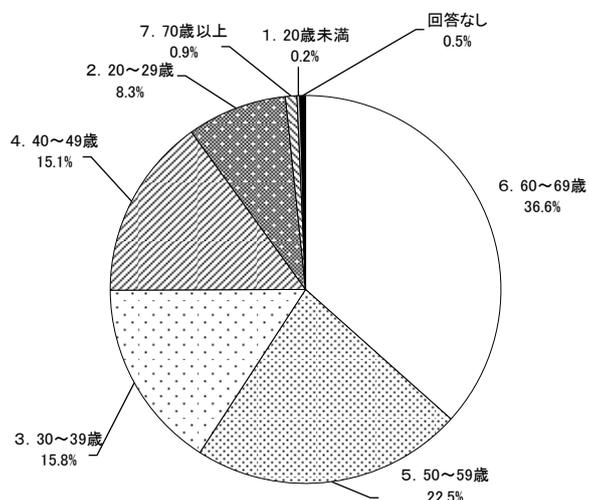
（1）市民アンケートの結果（回答数：423通/1000通 回答率：42.3%）

注）割合は、四捨五入処理により端数が合わない場合があります。

注）単位：人、%

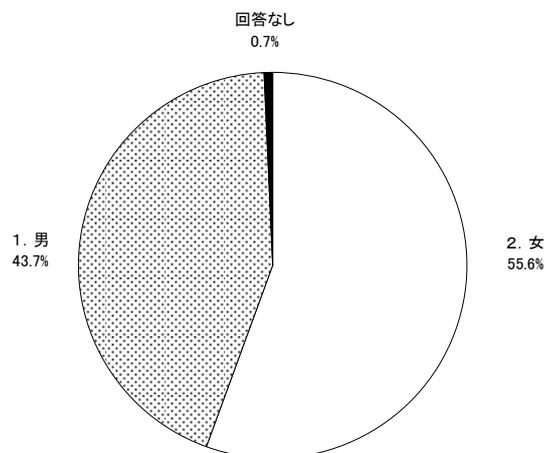
■ あなたの年齢をお答えください。

回答	回答者数	割合(%)
1. 20歳未満	1	0.2
2. 20～29歳	35	8.3
3. 30～39歳	67	15.8
4. 40～49歳	64	15.1
5. 50～59歳	95	22.5
6. 60～69歳	155	36.6
7. 70歳以上	4	0.9
回答なし	2	0.5
合計	423	100.0



■ あなたの性別をお答えください。

回答	回答者数	割合(%)
1. 男	185	43.7
2. 女	235	55.6
回答なし	3	0.7
合計	423	100.0



■ あなたのお住まいの建て方についてお答えください。

回答	回答者数	割合(%)
1. 一戸建て	347	82.0
2. 集合住宅	72	17.0
回答なし	4	0.9
合計	423	100.0

■ あなたのお住まいの延べ床面積についてお答えください。

回答	回答者数	割合(%)
50㎡未満	24	5.7
50～100㎡	69	16.3
101～150㎡	90	21.3
151～200㎡	62	14.7
201㎡以上	41	9.7
回答なし	137	32.4
合計	423	100.0

注) 1坪 = 3.31㎡として換算

■ あなたの家族構成をお教えてください。

回答	回答者数	割合(%)
1人	43	10.2
2人	128	30.3
3人	116	27.4
4人	80	18.9
5人	30	7.1
6人	17	4.0
7人	5	1.2
8人以上	1	0.2
回答なし	3	0.7
合計	423	100.0

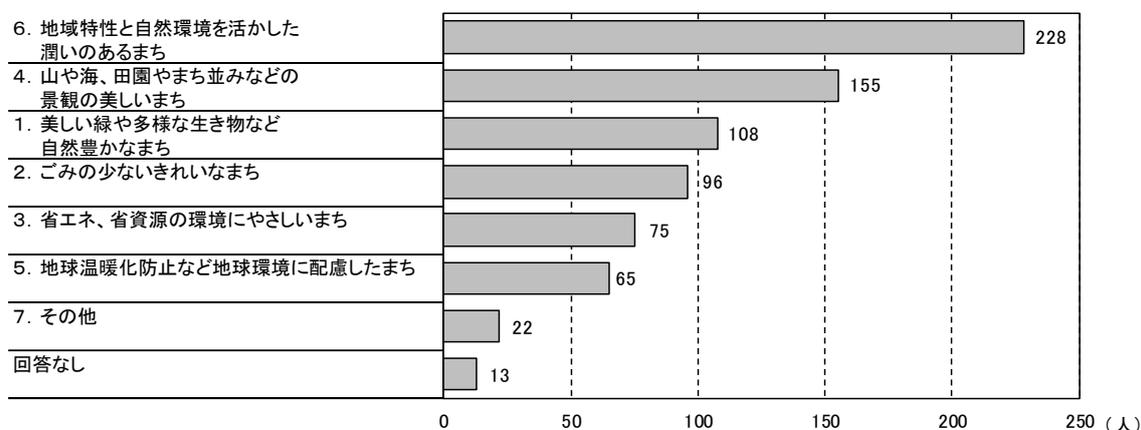
■ 回答者の家族構成と延べ床面積の関係

延べ床面積	家族構成							
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上
50㎡未満	8	6	5	3	1	0	0	0
50～100㎡	9	29	13	13	5	1	0	0
101～150㎡	5	32	26	16	5	2	1	0
151～200㎡	4	14	24	11	6	1	1	0
201㎡以上	1	8	10	6	8	5	1	1
回答なし	16	39	38	31	5	8	2	0
合計	43	128	116	80	30	17	5	1

注) 家族構成について回答がなかったものは除外

■ 環境の面から、浜田市はどのようなまちづくりを行っていけばよいと考えますか？（複数回答）

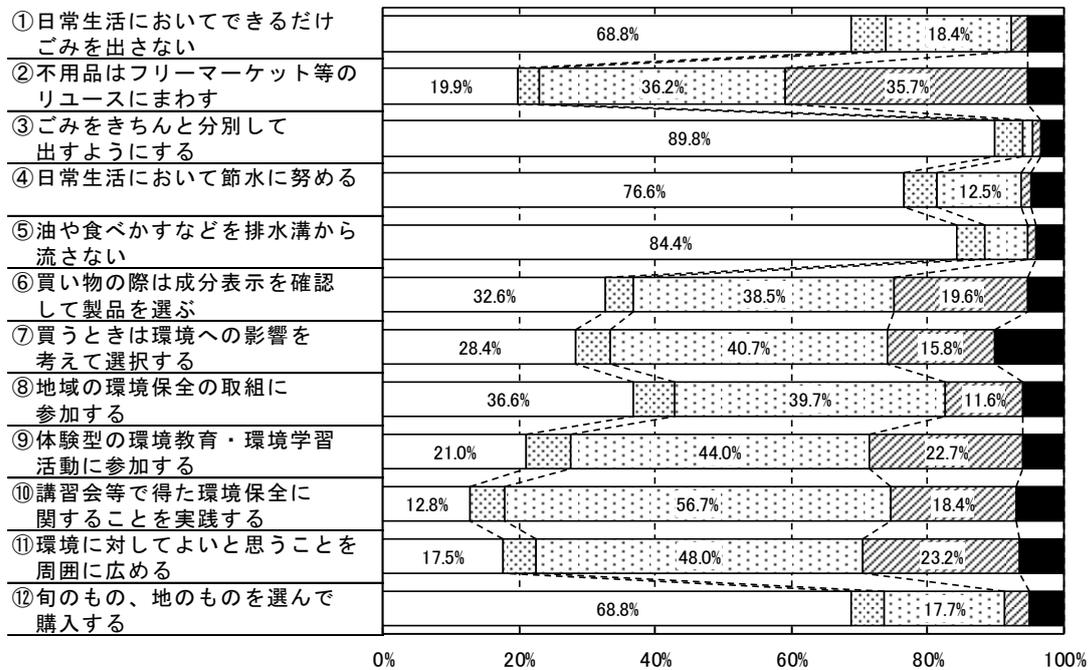
回答	回答者数	割合(%)
1. 美しい緑や多様な生き物など自然豊かなまち	108	25.5
2. ごみの少ないきれいなまち	96	22.7
3. 省エネ、省資源の環境にやさしいまち	75	17.7
4. 山や海、田園やまち並みなどの景観の美しいまち	155	36.6
5. 地球温暖化防止など地球環境に配慮したまち	65	15.4
6. 地域特性と自然環境を活かした潤いのあるまち	228	53.9
7. その他	22	5.2
回答なし	13	3.1
合計	762	-



■ あなたの日常生活における環境保全の取組状況についてお答えください。（複数回答）

項目	すでに行っており、今後も引き続き行いたいと思う	すでに行っているが、今後はあまり行いたいとは思わない	これまでに行ったことはないが、今後は行いたいと思う	これまでに行ったことはなく、今後は行いたいとは思わない	回答なし	小計
① 日常生活においてできるだけごみを出さないようにする	291	21	78	11	22	423
② 不用品をインターネットオークション、フリママーケット等のリユースにまわす	84	13	153	151	22	423
③ ごみを地域のルールに従ってきちんと分別して出すようにする	380	18	6	5	14	423
④ 日常生活において節水に努める	324	20	53	6	20	423
⑤ 油や食べかすなどを排水溝から流さない	357	17	27	5	17	423
⑥ 買い物のときは、製品に含まれる化学物質を成分表示で確認して選んでいる	138	17	163	83	22	423

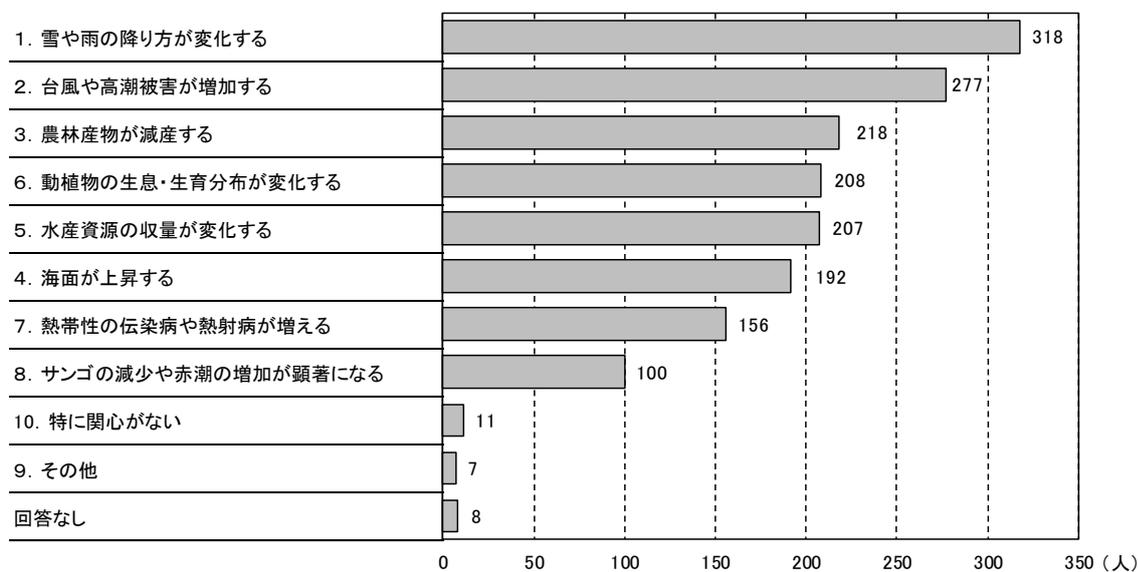
⑦ 物・サービスを購入するときは環境への影響を考えてから選択する	120	21	172	67	43	423
⑧ 地域における環境保全のための取組に参加する（緑化、美化、リサイクルなど）	155	26	168	49	25	423
⑨ 自然観察会や清掃活動など、体験型の環境教育・環境学習活動に参加する	89	27	186	96	25	423
⑩ 講習会等で得た環境保全に関することを実践する	54	21	240	78	30	423
⑪ 環境に対して良いと思うことを知人や友人に伝えたり広めたりする	74	21	203	98	27	423
⑫ 旬のもの、地のものを選んで購入する	291	20	75	16	21	423



すでに頻りに行っており、今後も行いたい すでに頻りに行っているが、今後はあまり行いたくない
これまでに行ったことはないが、今後は行いたい これまでに行ったことはなく、今後は行いたくない
回答なし

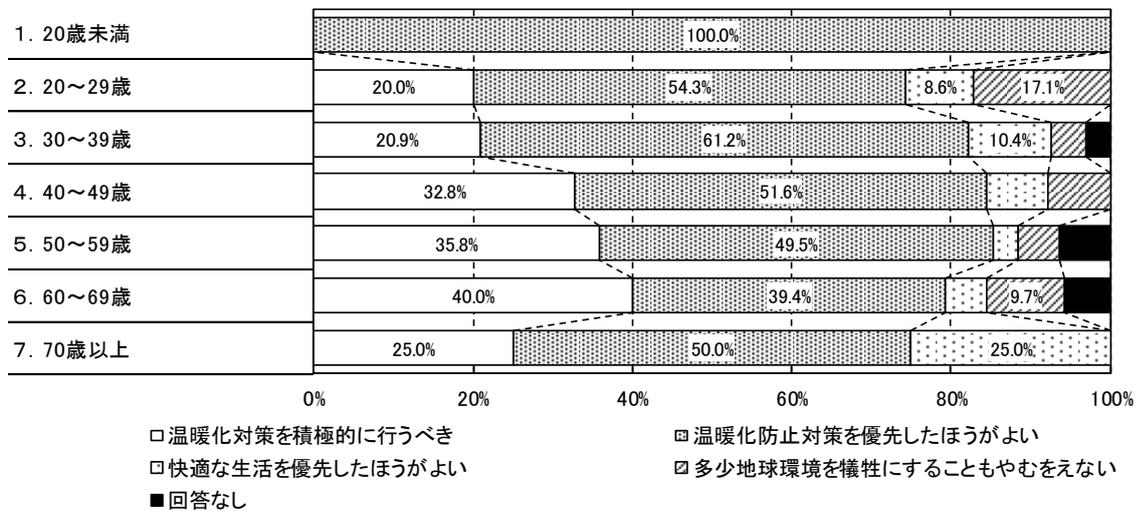
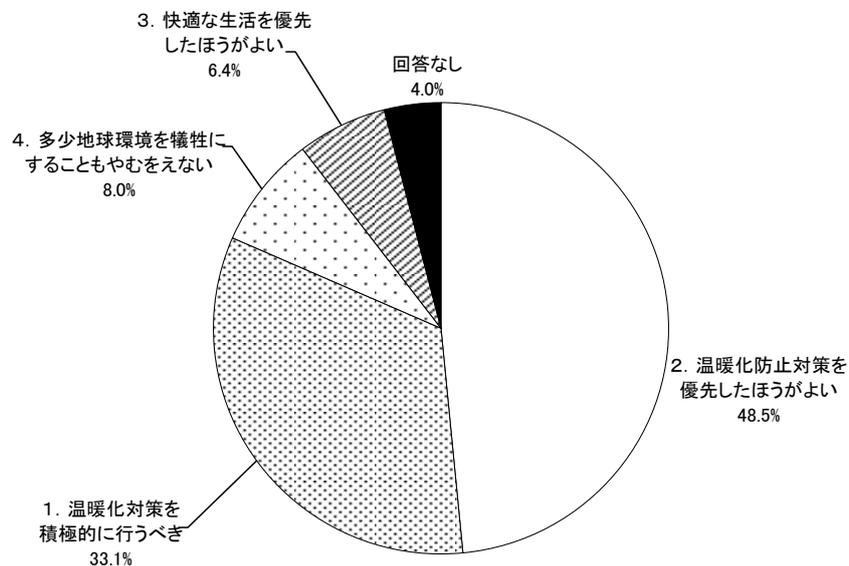
■ 地球温暖化は自然や人間社会に次のようなさまざまな影響を及ぼすと考えられています。あなたが関心のあるものをお教えてください。(複数回答)

回答	回答者数	割合(%)
1. 雪や雨の降り方が変化する	318	75.2
2. 台風や高潮被害が増加する	277	65.5
3. 農林産物が減産する	218	51.5
4. 海面が上昇する	192	45.4
5. 水産資源の収量に変化する	207	48.9
6. 動植物の生息・生育分布が変化する	208	49.2
7. 熱帯性の伝染病や熱射病が増える	156	36.9
8. サンゴの減少や赤潮の増加が顕著になる	100	23.6
9. その他	7	1.7
10. 特に関心がない	11	2.6
回答なし	8	1.9
合計	1702	-



■ 地球温暖化を防止するためには、現在の生活を犠牲にしなければならない場合もあります。地球温暖化を防止するための様々な対策とあなたの生活内容との関係について、あなたのお考えをお答えください。

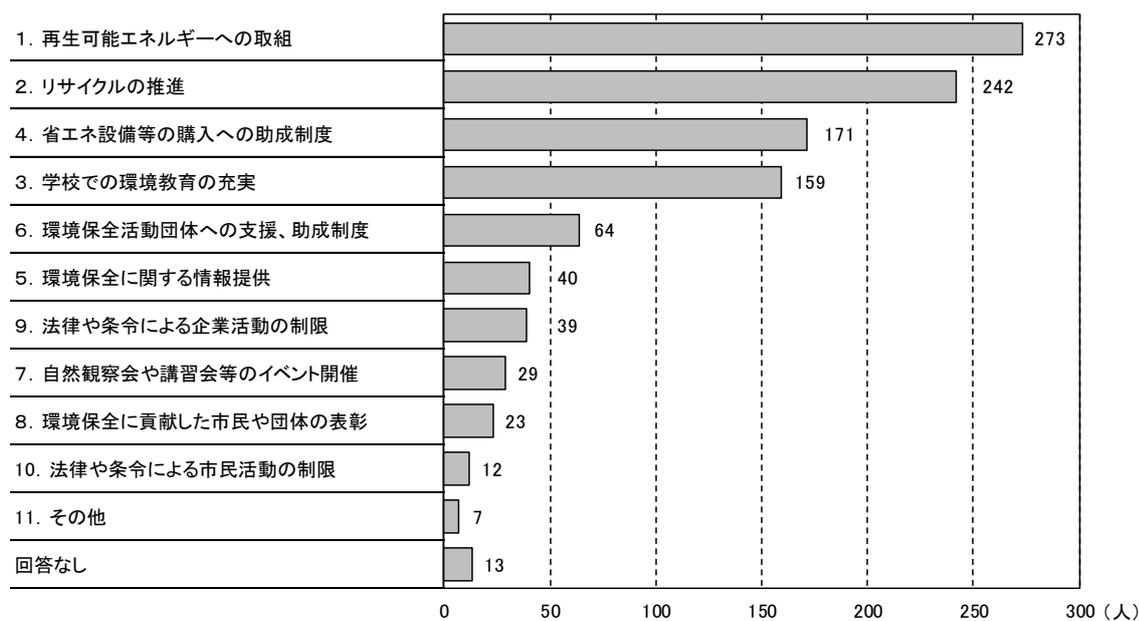
回答	回答者数	割合(%)
1. 多少不便になっても、地球温暖化防止のために積極的に対策を行うべきだ	140	33.1
2. どちらかという地球温暖化防止対策を優先したほうがよい	205	48.5
3. どちらかという現在の快適な生活を優先したほうがよい	27	6.4
4. 快適な生活を送るためには、多少地球環境を犠牲にすることもやむをえない	34	8.0
回答なし	17	4.0
合計	423	100.0



(上図) 地球温暖化防止対策と生活内容との関係についての考えと年齢の関係

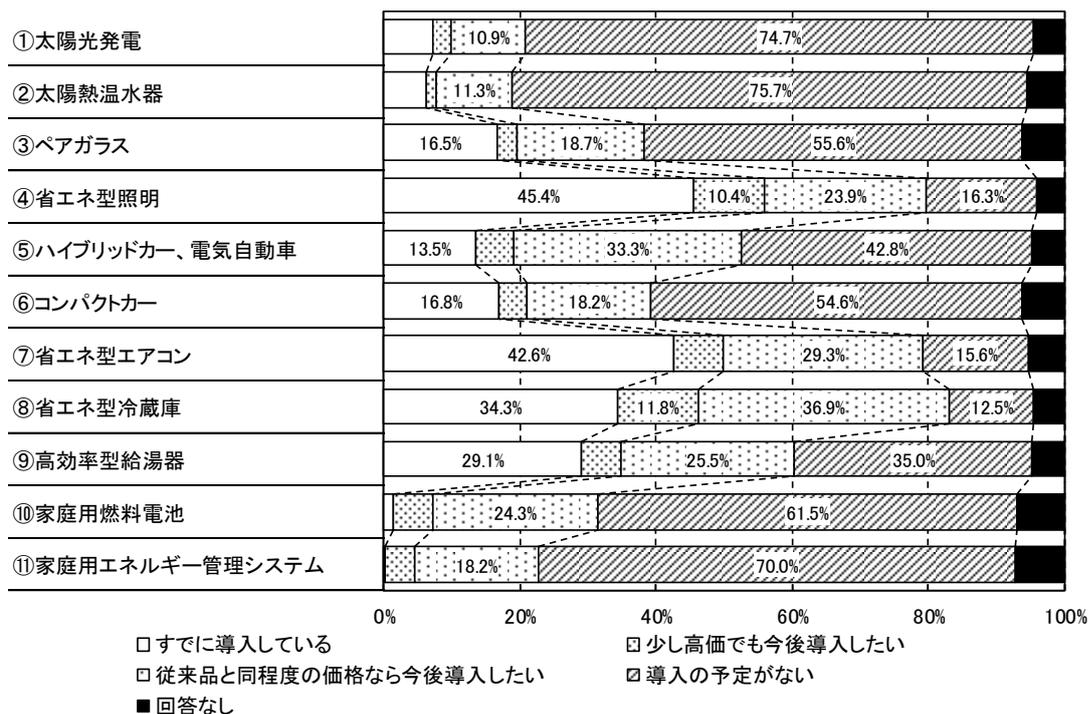
■ 地球温暖化防止のために、今後、浜田市が取り組むべき環境政策について
お答えください。(複数回答)

回答	回答者数	割合(%)
1. 再生可能エネルギーへの取組	273	64.5
2. リサイクルの推進	242	57.2
3. 学校での環境教育の充実	159	37.6
4. 省エネ設備や低公害車などの購入への助成制度	171	40.4
5. パンフレット等による環境保全に関する情報提供	40	9.5
6. 環境保全活動団体への支援、助成制度	64	15.1
7. 自然観察会や講習会等のイベント開催	29	6.9
8. 環境保全に貢献した市民や団体の表彰制度	23	5.4
9. 法律や条例による企業活動の制限	39	9.2
10. 法律や条例による市民活動の制限	12	2.8
11. その他	7	1.7
回答なし	13	3.1
合計	1072	-



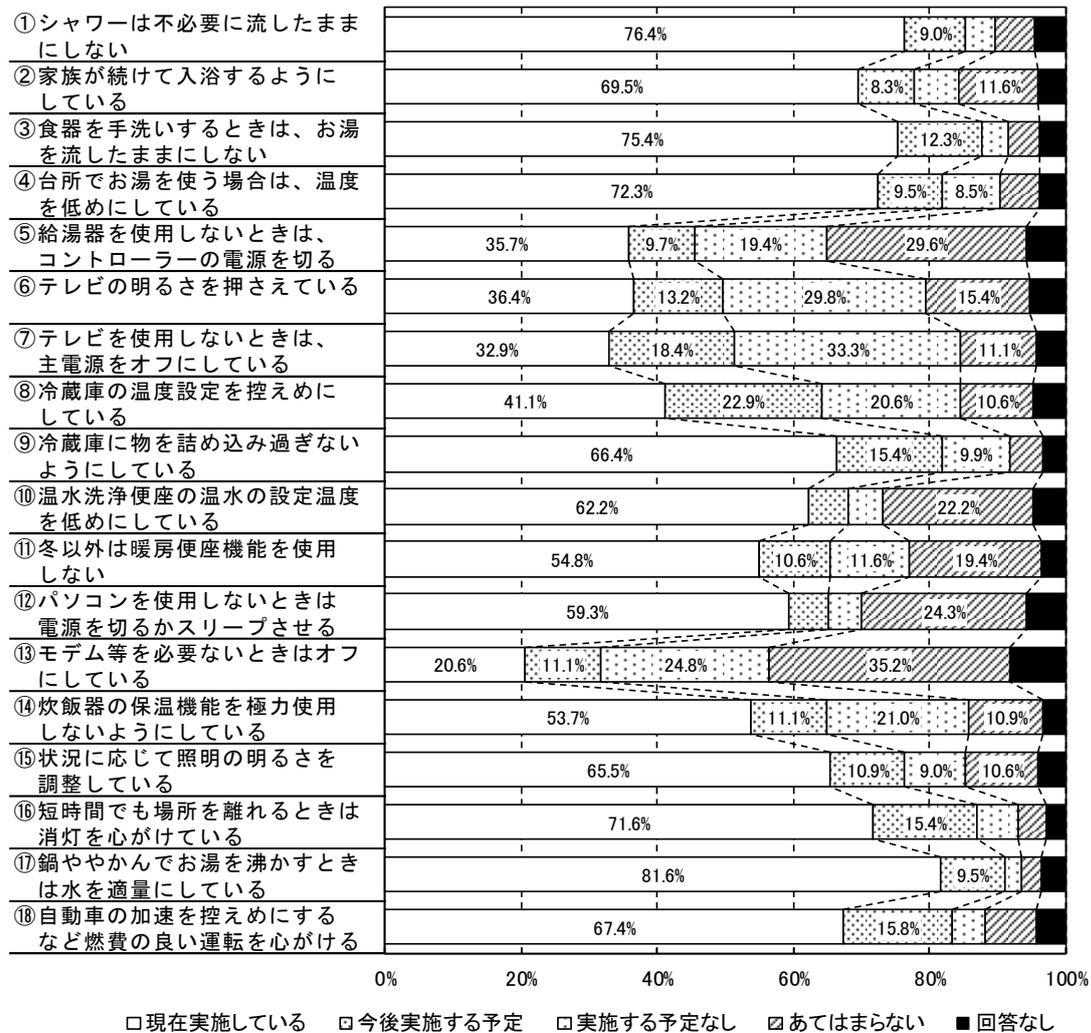
■ 省エネ設備の導入状況について、あなたのご家庭の状況をお答えください。

項目	すでに導入している	価格が少し高価でも今後導入したい	従来品と同程度の価格なら今後導入したい	導入の予定がない	回答なし	小計
① 太陽光発電	30	12	46	316	19	423
② 太陽熱温水器	26	6	48	320	23	423
③ ペアガラス	70	13	79	235	26	423
④ 省エネ型照明	192	44	101	69	17	423
⑤ ハイブリッドカー、電気自動車	57	24	141	181	20	423
⑥ コンパクトカー	71	18	77	231	26	423
⑦ 省エネ型エアコン	180	31	124	66	22	423
⑧ 省エネ型冷蔵庫	145	50	156	53	19	423
⑨ 高効率型給湯器 (エコキュートなど)	123	24	108	148	20	423
⑩ 家庭用燃料電池 (エネファームなど)	6	24	103	260	30	423
⑪ 家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	1	18	77	296	31	423



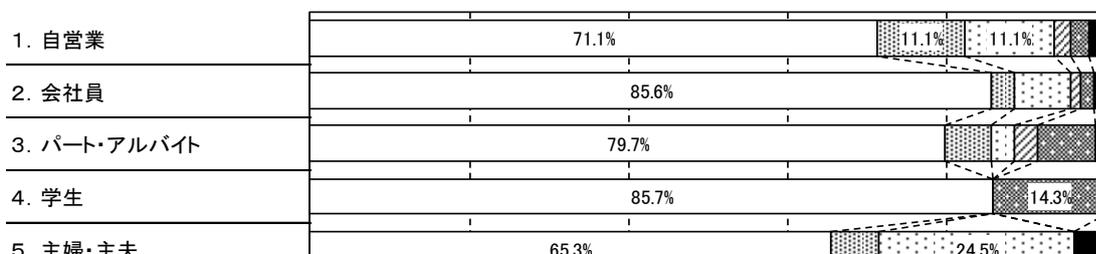
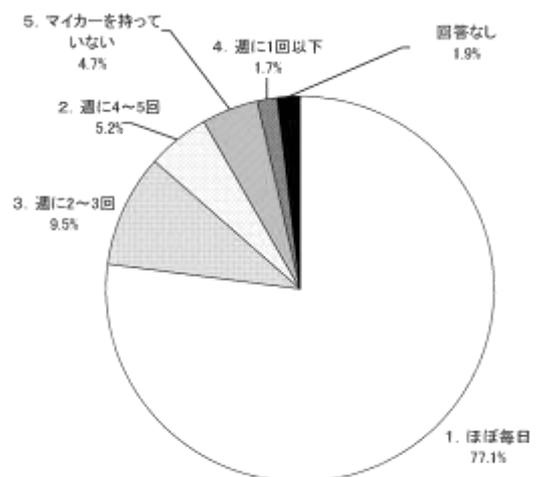
■ あなたのご家庭での省エネ行動の実施状況をお答えください。

項目	現在実施している	今後実施する予定	実施する予定なし	あてはまらない	回答なし	小計
① シャワーを使うときは、非必要に流したままにしない	323	38	18	25	19	423
② 家族が続けて入浴するようにしている	294	35	28	49	17	423
③ 食器を手洗いするときは、お湯を流したままにしない	319	52	16	20	16	423
④ 台所でお湯を使う場合は、温度を低めにしている	306	40	36	25	16	423
⑤ 給湯器を使用しないときは、コントローラーの電源を切るようにしている	151	41	82	125	24	423
⑥ テレビの明るさを抑えている	154	56	126	65	22	423
⑦ テレビを使用しないときは主電源をオフにしている	139	78	141	47	18	423
⑧ 冷蔵庫の温度設定を夏は"中"以下、他の季節は"弱"にしている	174	97	87	45	20	423
⑨ 冷蔵庫に物を詰め込み過ぎないようにしている	281	65	42	21	14	423
⑩ 温水洗浄便座の温水の設定温度を低めにしている	263	25	21	94	20	423
⑪ 冬以外は暖房便座機能を使用しない	232	45	49	82	15	423
⑫ パソコンを使用しないときは電源を切るか低電力モード("スリープ"など)に切り替えている	251	24	21	103	24	423
⑬ モデム・ルータ等を必要のないときはオフにしている	87	47	105	149	35	423
⑭ 炊飯器の保温機能を極力使用しないようにしている	227	47	89	46	14	423
⑮ 状況に応じて照明の明るさを調整している(減灯や自動調光機能の利用を含む)	277	46	38	45	17	423
⑯ 短時間でも場所を離れるときは消灯を心がけている	303	65	25	18	12	423
⑰ 鍋ややかんでお湯を沸かすときは水を適量にしている	345	40	11	12	15	423
⑱ 自動車をゆっくり加速させるなど、燃費の良い運転を心がけている	285	67	21	32	18	423



■ あなたの世帯では、マイカーをどの程度利用していますか？

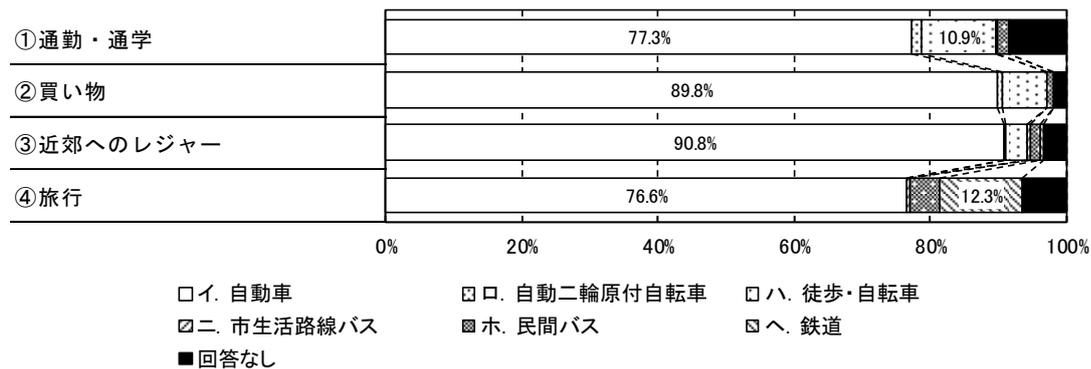
回答	回答者数	割合(%)
1. ほぼ毎日	326	77.1
2. 週に4~5回	22	5.2
3. 週に2~3回	40	9.5
4. 週に1回かそれ以下	7	1.7
5. マイカーを持っていない	20	4.7
回答なし	8	1.9
合計	423	100.0



(上図) マイカーの利用頻度と職業との関係

■ 以下に示す主な活動について、あなたのご家庭で、主に利用する交通手段をお教えてください。

交通手段	① 通勤・通学	② 買い物	③ 近郊へのレジャー (公園・外食など)	④ 旅行 (遠出・帰省など)
イ. 自動車	327	380	384	324
ロ. 自動二輪 原付自転車	6	3	1	0
ハ. 徒歩・自転車	46	28	14	0
ニ. 市生活路線 バス	1	0	2	2
ホ. 民間バス	7	4	6	18
ヘ. 鉄道	0	0	2	52
回答なし	36	8	14	27
小計	423	423	423	423



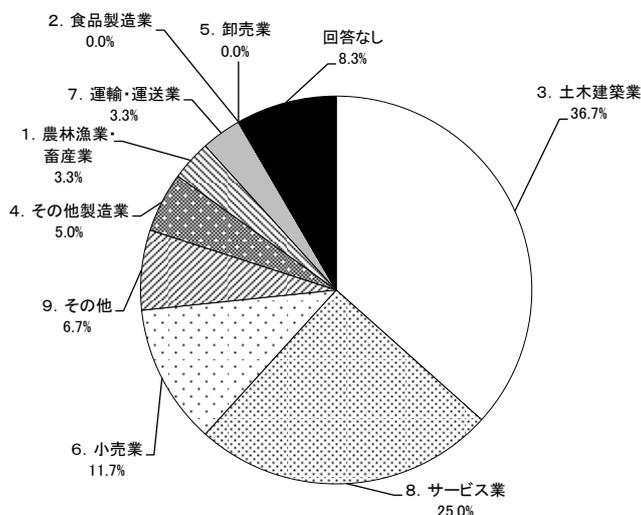
(2) 事業者アンケートの結果 (回答数: 60通/100通 回答率: 60.0%)

注) 割合は、四捨五入処理により端数が合わない場合があります。

注) 単位：事業所、%

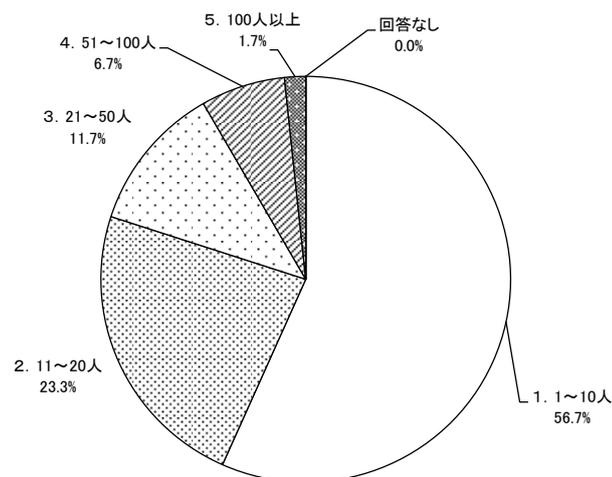
■ 貴事業所の業種をお答えください。

回答	回答者数	割合(%)
1. 農林漁業・畜産業	2	3.3
2. 食品製造業	0	0.0
3. 土木建築業	22	36.7
4. その他製造業	3	5.0
5. 卸売業	0	0.0
6. 小売業	7	11.7
7. 運輸・運送業	2	3.3
8. サービス業	15	25.0
9. その他	4	6.7
回答なし	5	8.3
合計	60	100.0



■ 貴事業所の従業員数をお答えください。

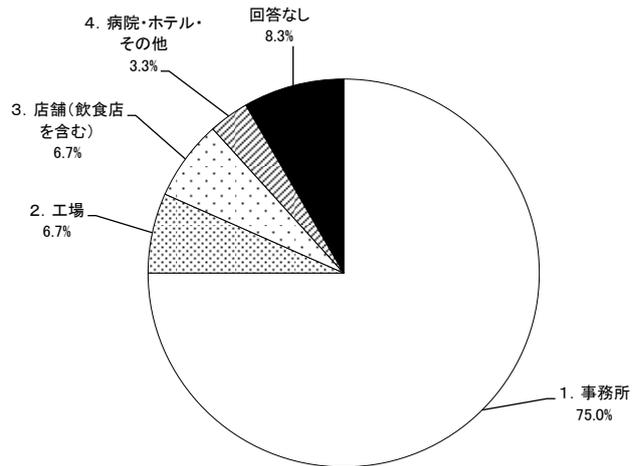
回答	回答者数	割合(%)
1. 1~10人	34	56.7
2. 11~20人	14	23.3
3. 21~50人	7	11.7
4. 51~100人	4	6.7
5. 100人以上	1	1.7
回答なし	0	0.0
合計	60	100.0



■ 貴事業所の業態及び床面積をお答えください。

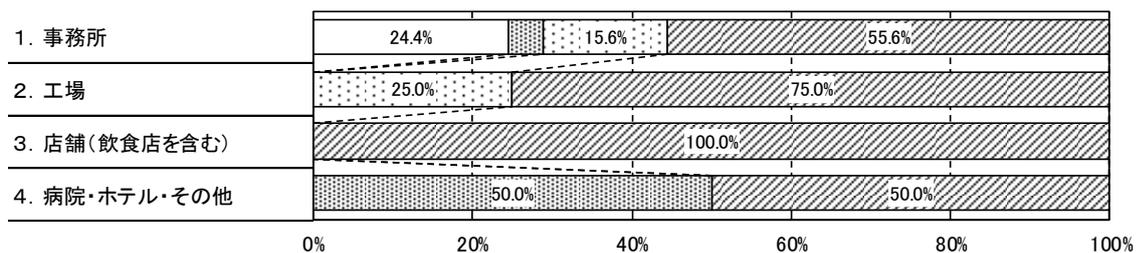
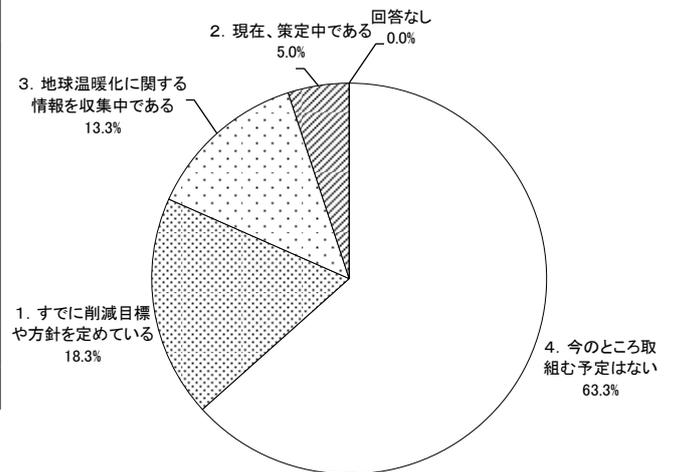
回答	回答者数	割合(%)
1. 事務所	45	75.0
2. 工場	4	6.7
3. 店舗（飲食店を含む）	4	6.7
4. 病院・ホテル・その他	2	3.3
回答なし	5	8.3
合計	60	100.0

床面積	回答数	割合(%)
100㎡未満	13	21.7
100～200㎡未満	6	10.0
200～300㎡未満	8	13.3
300～400㎡未満	4	6.7
400㎡以上	7	11.7
回答なし	22	36.7
合計	60	100.0



■ 貴事業所では、温室効果ガス排出量の削減に向けて、削減目標や方針を定めていますか？

回答	回答者数	割合(%)
1. すでに削減目標や方針を定めている	11	18.3
2. 現在、策定中である	3	5.0
3. 地球温暖化に関する情報を収集中である	8	13.3
4. 今のところ取組む予定はない	38	63.3
回答なし	0	0.0
合計	60	100.0

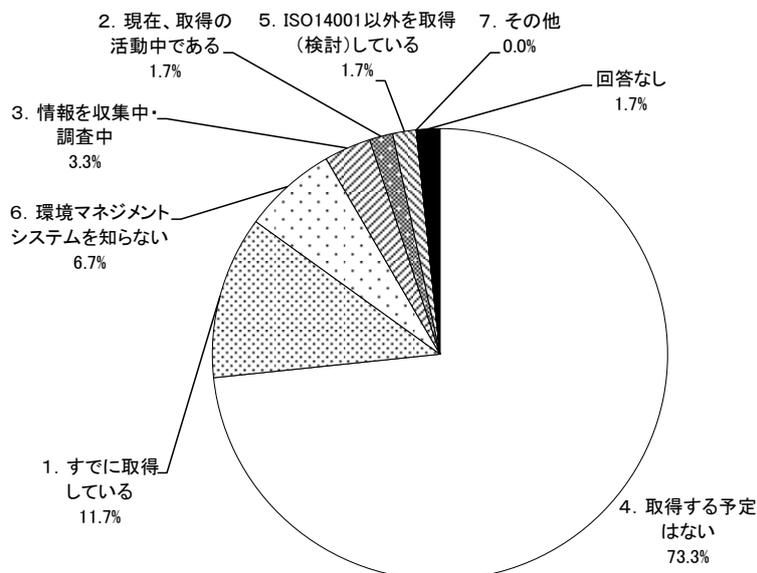


- 1. すでに削減目標や方針を定めている
- 2. 現在、策定中である
- 3. 地球温暖化に関する情報を収集中である
- 4. 今のところ取組む予定はない
- 回答なし

(上図) 温室効果ガス削減目標・方針の策定具合と業態の関係

■ 環境マネジメントシステムに関する一連の国際規格である「ISO14000 シリーズ」が制定され、企業活動を通して、地域環境や地球環境の保全への積極的な対応が求められるようになってきました。貴事業所の、ISO14001 認証取得への対応についてお答えください。

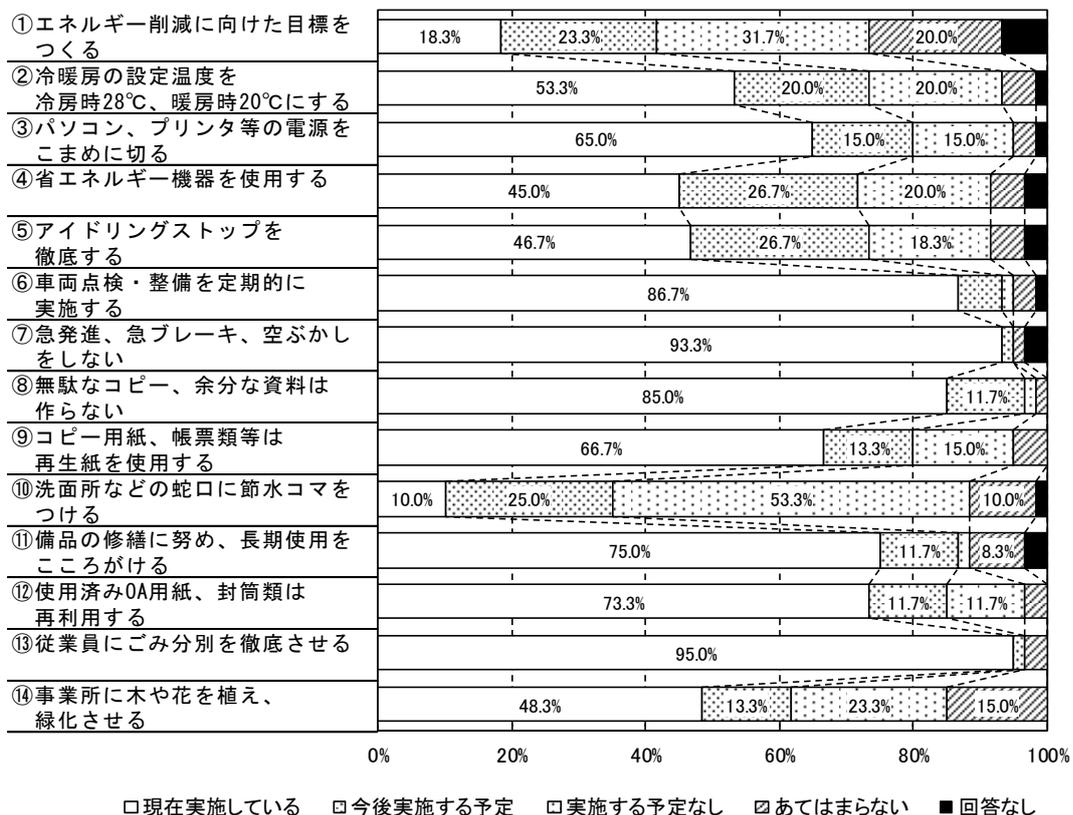
回答	回答者数	割合 (%)
1. すでに取得している	7	11.7
2. 現在、取得の活動中である	1	1.7
3. 取得のために情報を収集中・調査中である	2	3.3
4. 今のところ取得する予定はない	44	73.3
5. ISO14001 以外の環境マネジメントシステムを取得（もしくは検討）している	1	1.7
6. 環境マネジメントシステムについて知らない	4	6.7
7. その他	0	0.0
回答なし	1	1.7
合計	60	100.0



■ 貴事業所では、省エネルギーや省資源・リサイクル対策など地球温暖化防止のための取組を現在どのくらい実行していますか？

項目	現在実施している	今後実施する予定	実施する予定なし	あてはまらない	回答なし	小計
① エネルギーなどの削減に向けての具体的な目標をつくる	11	14	19	12	4	60
② 冷暖房の設定温度を冷房時にはおおむね 28℃、暖房時にはおおむね 20℃にする	32	12	12	3	1	60
③ パソコンやプリンタなどの電源をこまめに切る	39	9	9	2	1	60
④ 省エネルギー機器を使用する	27	16	12	3	2	60

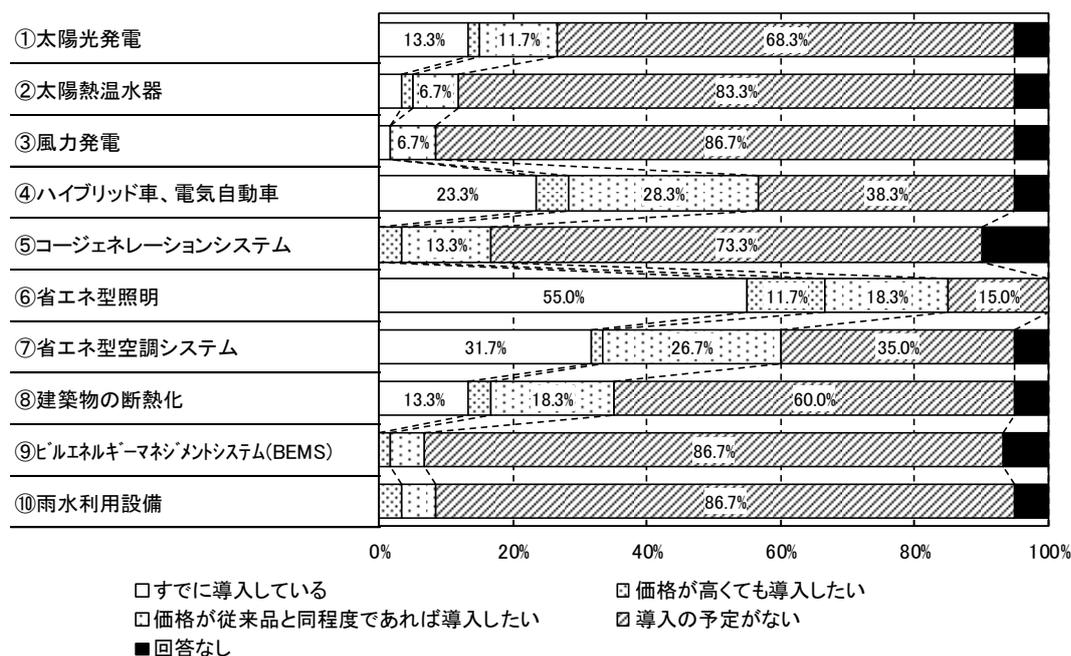
⑤ アイドリングストップを徹底する	28	16	11	3	2	60
⑥ 車両の点検、整備を定期的 に実施する	52	4	1	2	1	60
⑦ 急発進、急ブレーキ、空ぶ かしはしないようにする	56	1	0	1	2	60
⑧ 無駄なコピー、余分な資料 は、作らないようにする	51	7	1	1	0	60
⑨ コピー用紙、帳票類、封筒 などは、再生紙のものを使用 する	40	8	9	3	0	60
⑩ 洗面所などの蛇口に節水 コマをつける	6	15	32	6	1	60
⑪ 什器などの備品の修繕に 努め、長期使用を心がける	45	7	1	5	2	60
⑫ 使用済みの OA 用紙、封筒 類は、再利用する	44	7	7	2	0	60
⑬ 従業員にごみの分別を呼 びかけ、徹底する	57	1	0	2	0	60
⑭ 事業所に木や花を植え、緑 化する	29	8	14	9	0	60



(上図) 地球温暖化防止のための取組の実施状況

■ 以下の表に示した省エネ設備の導入状況について、貴事業所の状況をお教えてください。

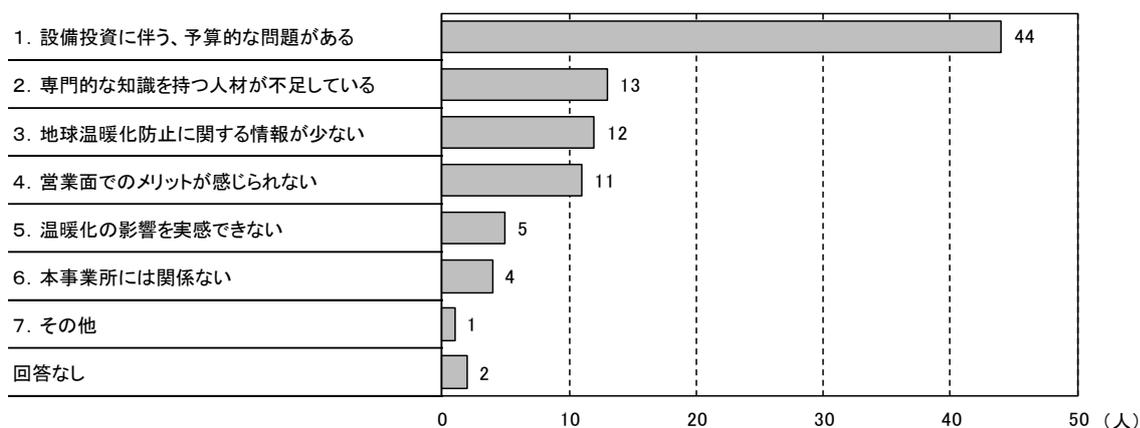
項目	すでに導入している	価格が高くて後導入したい	価格が少しも今よりも安いので導入したい	価格が従来品と同程度であれば導入したい	導入の予定がない	回答なし	小計
① 太陽光発電	8	1	7	41	3	60	
② 太陽熱温水器	2	1	4	50	3	60	
③ 風力発電	1	0	4	52	3	60	
④ ハイブリッド車、電気自動車	14	3	17	23	3	60	
⑤ コージェネレーションシステム	0	2	8	44	6	60	
⑥ 省エネ型照明	33	7	11	9	0	60	
⑦ 省エネ型空調システム	19	1	16	21	3	60	
⑧ 建築物の断熱化	8	2	11	36	3	60	
⑨ ビルエネルギーマネジメントシステム(BEMS)	0	1	3	52	4	60	
⑩ 雨水利用設備	0	2	3	52	3	60	



(上図) 省エネ設備の導入状況

■ 貴事業所で地球温暖化防止に関する取組を実施するにあたって障害となっている事項は何ですか？（複数回答）

回答	回答者数	割合(%)
1. 設備投資に伴う、予算的な問題がある	44	73.3
2. 専門的な知識を持つ人材が不足している	13	21.7
3. 地球温暖化防止に関する情報が少ない	12	20.0
4. 取組に営業面でのメリットが感じられない	11	18.3
5. 温暖化の影響を実感できないため、取組の必要性を感じない	5	8.3
6. 本事業所にはまったく関係ないと考えている	4	6.7
7. その他	1	1.7
回答なし	2	3.3
合計	92	153.3



(上図) 取組を実施する際に障害となっている事項

■ 貴事業所におけるエネルギー消費についてお教えてください。

ガソリンの消費状況

使用量	回答数	割合(%)
0~1,000 ℓ 未満	14	23.3
1,000~10,000 ℓ 未満	6	10.0
10,000~50,000 ℓ 未満	2	3.3
50,000~100,000 ℓ 未満	7	11.7
100,000 ℓ 以上	7	11.7
わからない	20	33.3
回答なし	4	6.7
合計	60	100.0

LPGの消費状況

使用量	回答数	割合(%)
0~100 m ³ 未満	18	30.0
100~1,000 m ³ 未満	2	3.3
1,000~10,000 m ³ 未満	7	11.7
10,000~20,000 m ³ 未満	1	1.7
20,000 m ³ 以上	3	5.0
わからない	15	25.0
回答なし	14	23.3
合計	60	100.0

都市ガスの消費状況

電気の消費状況

使用量	回答数	割合(%)
0～100 m ³ 未満	14	23.3
100～1,000 m ³ 未満	0	0.0
1,000～10,000 m ³ 未満	2	3.3
10,000～20,000 m ³ 未満	0	0.0
20,000 m ³ 以上	1	1.7
わからない	15	25.0
回答なし	28	46.7
合計	60	100.0

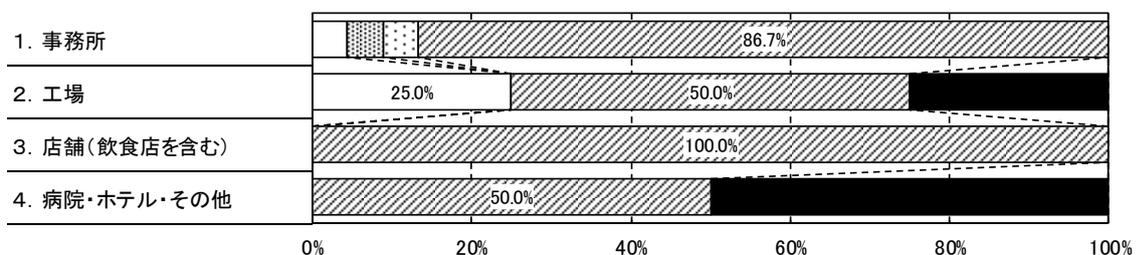
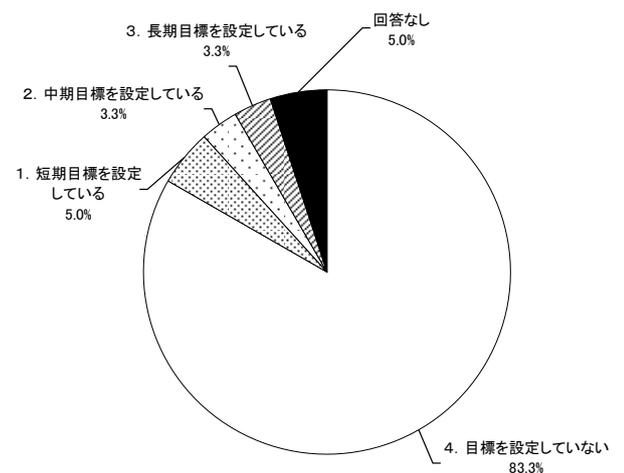
使用量	回答数	割合(%)
0～1,000kWh 未満	10	16.7
1,000～10,000kWh 未満	7	11.7
10,000～50,000kWh 未満	10	16.7
50,000～100,000kWh 未満	4	6.7
100,000kWh 以上	6	10.0
わからない	18	30.0
回答なし	5	8.3
合計	60	100.0

■ 2023年までに貴事業所において削減可能と思われるエネルギーはどのくらいですか？

割合	回答数	割合(%)
0～10% 未満	10	16.7
10～20% 未満	9	15.0
20～40% 未満	4	6.7
40% 以上	1	1.7
回答なし	36	60.0
合計	60	100.0

■ 我が国は、地球温暖化対策の長期的な目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしていますが、貴事業所では、温室効果ガス排出量について中長期的な目標を策定していますか？

回答	回答者数	割合(%)
1. 短期（おおむね1～2年）の目標を設定している	3	5.0
2. 中期（おおむね3～5年）の目標を設定している	2	3.3
3. 長期（おおむね10年以上）の目標を設定している	2	3.3
4. 目標を設定していない	50	83.3
回答なし	3	5.0
合計	60	100.0

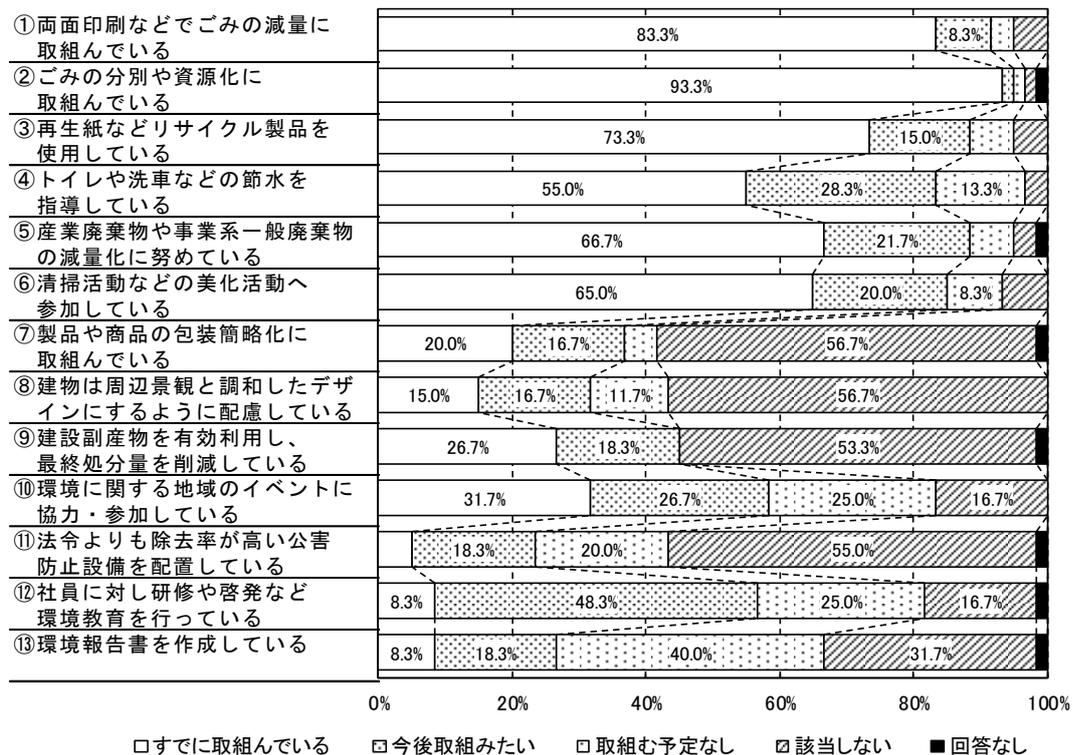


(上図) 温室効果ガス排出量についての目標の策定具合と業態の関係

■ 貴事業所の事業活動における環境保全の取組状況についてお答えください。

項目	すでに取り組んでいる	今後取組みたい	取組む予定なし	当事業所には該当しない	回答なし	小計
① 両面印刷などで紙の使用量を削減したり、使用済みの用紙や封筒を再利用したりして、ごみの減量に取り組んでいる	50	5	2	3	0	60
② ごみの分別や資源化に取り組んでいる	56	1	1	1	1	60
③ 再生紙などリサイクル製品を使用している	44	9	4	3	0	60
④ トイレや洗車などの節水を指導している	33	17	8	2	0	60
⑤ 産業廃棄物や廃棄紙等をリサイクルや再生利用にまわし、産業廃棄物や事業系一般廃棄物の減量化に努めている	40	13	4	2	1	60
⑥ 清掃活動などの美化活動へ参加している	39	12	5	4	0	60
⑦ 出荷・販売する製品や商品の包装簡略化に取り組んでいる	12	10	3	34	1	60
⑧ 建物の新築、増築、改築にあたっては、周辺景観と調和した色彩や高さにするように配慮している	9	10	7	34	0	60
⑨ 建設工事にあたっては、建設副産物を有効利用し、最終処分量を削減している	16	11	0	32	1	60
⑩ 環境に関する地域のイベントに協力・参加している	19	16	15	10	0	60

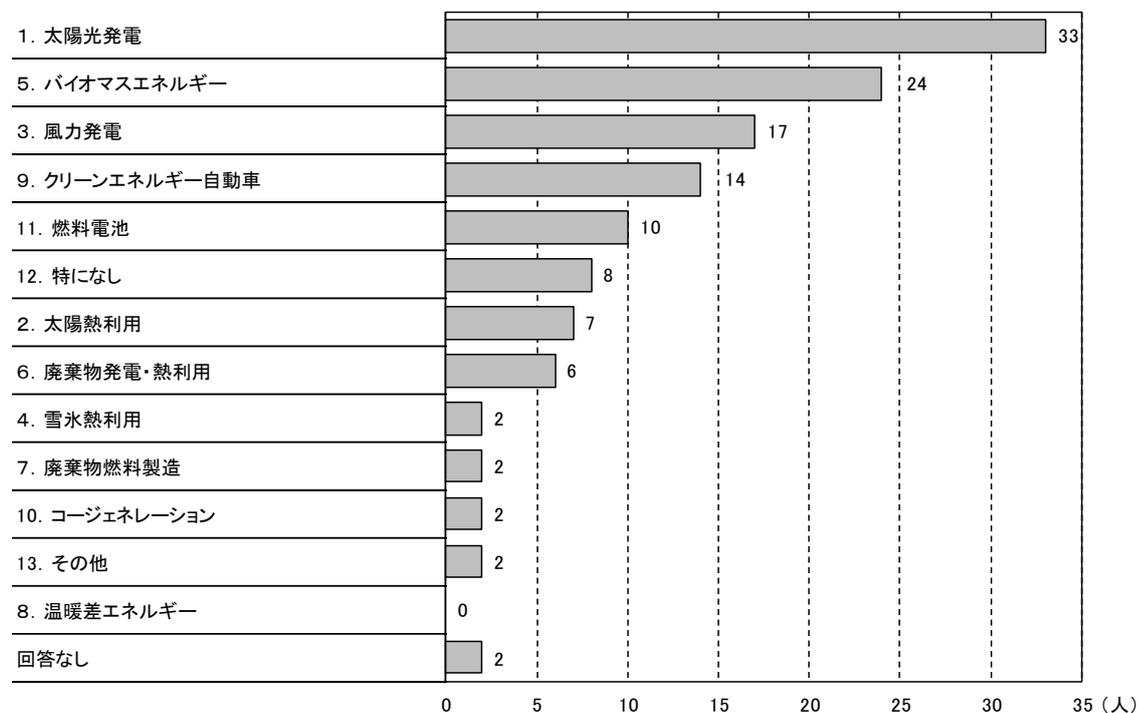
⑪ 汚水排水の高度処理を行うなど、法令を上回る水準（除去率が高い）の水処理設備、ばい煙処理設備、防音設備、脱臭設備等の公害防止設備を配置している	3	11	12	33	1	60
⑫ 公害防止活動や環境保全活動に直接携わらない社員も含めて、研修や啓発など環境教育を行っている	5	29	15	10	1	60
⑬ 環境報告書を作成している	5	11	24	19	1	60



(上図) 事業活動における環境保全の取組状況

■ どのような新エネルギー・省エネルギーに関心がありますか。(複数回答)

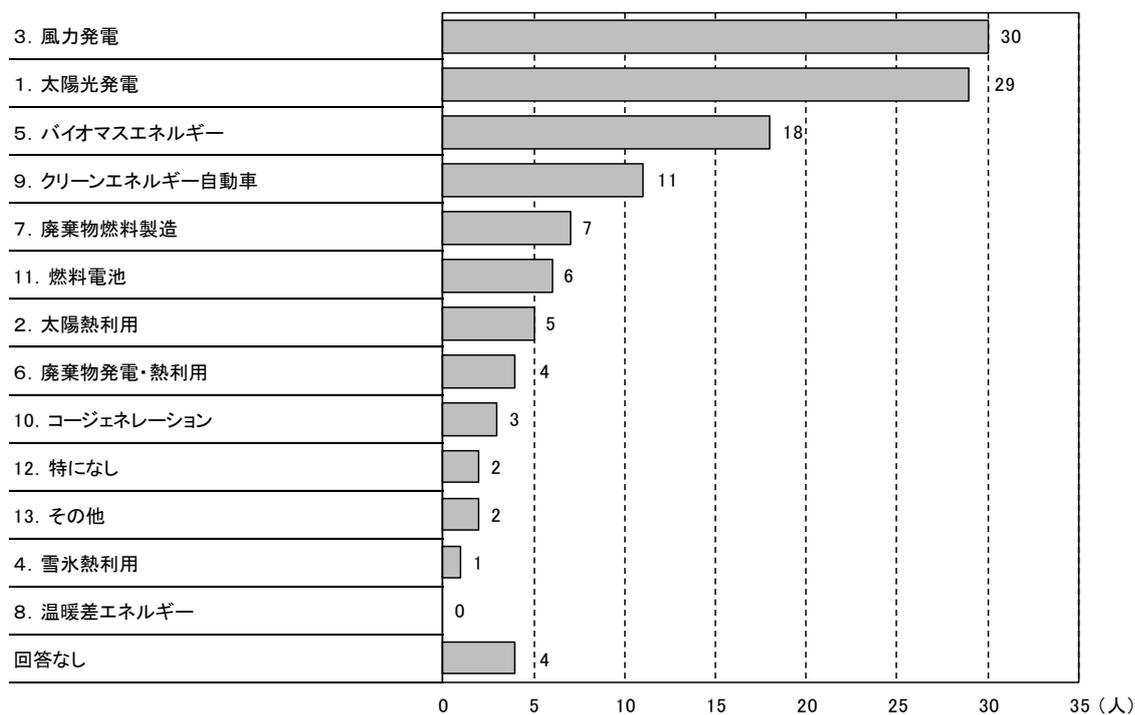
回答	回答者数	割合(%)
1. 太陽光発電	33	55.0
2. 太陽熱利用	7	11.7
3. 風力発電	17	28.3
4. 雪氷熱利用	2	3.3
5. バイオマスエネルギー	24	40.0
6. 廃棄物発電・熱利用	6	10.0
7. 廃棄物燃料製造	2	3.3
8. 温暖差エネルギー	0	0.0
9. クリーンエネルギー自動車	14	23.3
10. コージェネレーション	2	3.3
11. 燃料電池	10	16.7
12. 特になし	8	13.3
13. その他	2	3.3
回答なし	2	3.3
合計	129	-



(上図) 関心がある新エネルギー・省エネルギー

■ 浜田市に適した新エネルギー・省エネルギーはどれだと思いますか。(複数回答)

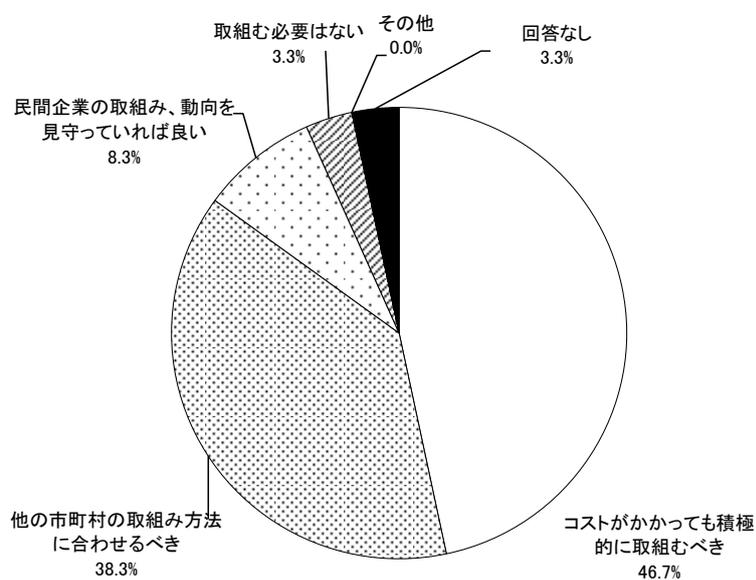
回答	回答者数	割合(%)
1. 太陽光発電	29	48.3
2. 太陽熱利用	5	8.3
3. 風力発電	30	50.0
4. 雪氷熱利用	1	1.7
5. バイオマスエネルギー	18	30.0
6. 廃棄物発電・熱利用	4	6.7
7. 廃棄物燃料製造	7	11.7
8. 温暖差エネルギー	0	0.0
9. クリーンエネルギー自動車	11	18.3
10. コージェネレーション	3	5.0
11. 燃料電池	6	10.0
12. 特になし	2	3.3
13. その他	2	3.3
回答なし	4	6.7
合計	122	-



(上図) 浜田市に適していると思う新エネルギー・省エネルギー

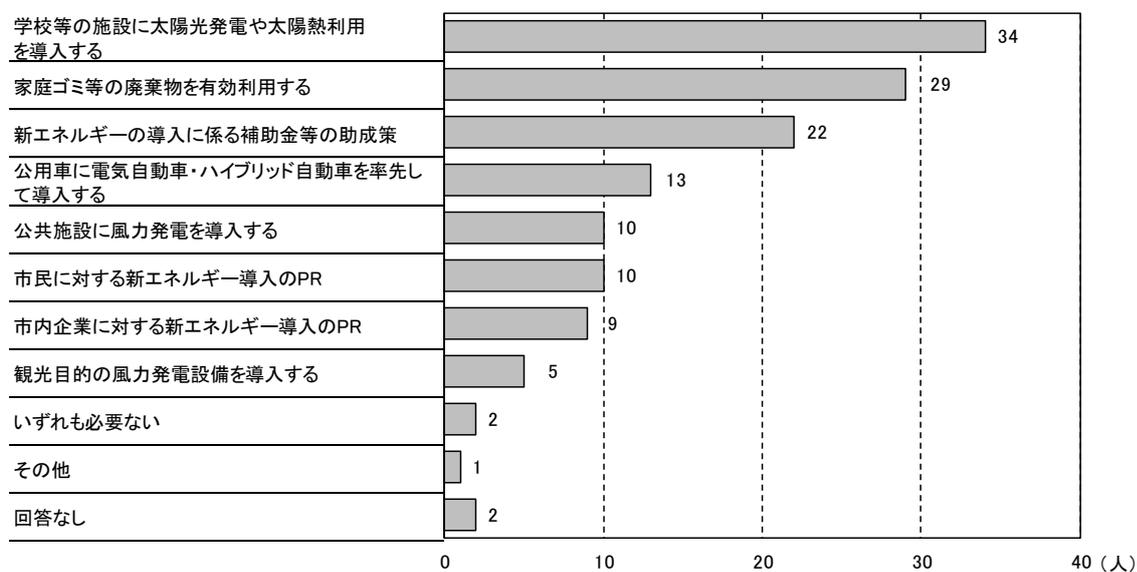
■ 新エネルギーについて、国や県、企業等が取組むエネルギー対策とは別に、浜田市はどのように取組むべきだと思いますか。

回答	回答者数	割合 (%)
1. 多少コストがかかっても、できるだけ積極的に取組み、環境にやさしいまちづくりを推進すべきである	28	46.7
2. 国や県の指導のもとに、他の市町村の取組み方法に合わせるべきである	23	38.3
3. 民間企業の取組みに併せ、動向を見守っていれば良い	5	8.3
4. 取組む必要はない	2	3.3
5. その他	0	0.0
回答なし	2	3.3
合計	60	100.0



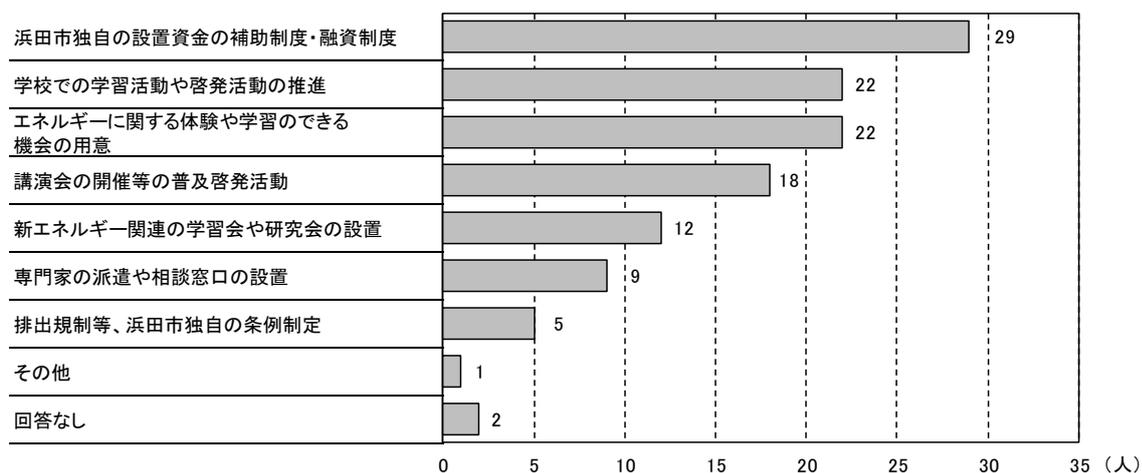
■ 新エネルギーの導入について、浜田市としてどのような施策に力を入れていくべきだと思いますか。(複数回答)

回答	回答者数	割合 (%)
1. 学校等の公共施設、防災拠点となる施設に太陽光発電や 太陽熱利用を導入する	34	56.7
2. 公用車に電気自動車やハイブリッド自動車を率先して 導入する	13	21.7
3. 公共施設に風力発電を導入する	10	16.7
4. 観光を目的とした風力発電設備を導入する	5	8.3
5. 家庭ゴミ等の廃棄物を有効に利用する	29	48.3
6. 市民に対する新エネルギー導入のPR	10	16.7
7. 市内企業に対する新エネルギー導入のPR	9	15.0
8. 新エネルギーの導入に係る補助金等の助成策	22	36.7
9. 上記のいずれも必要ない	2	3.3
10. その他	1	1.7
回答なし	2	3.3
合計	137	-



■ 新エネルギーを広めていくため、浜田市にどのような施策を期待しますか。
 (複数回答)

回答	回答者数	割合 (%)
1. 講演会の開催やパンフレットの配布等の普及啓発活動	18	30.0
2. 学校での学習活動や啓発活動の推進	22	36.7
3. 二酸化炭素の排出規制等、浜田市独自の条例制定	5	8.3
4. エネルギーに関する体験や学習のできる機会の用意	22	36.7
5. 浜田市独自の設置資金の補助制度や融資制度 (無利子または低利子)	29	48.3
6. 専門家の派遣や相談窓口の設置	9	15.0
7. 新エネルギーの導入及び利用するため、学習会や研修会 のような組織の設置	12	20.0
8. その他	1	1.7
回答なし	2	3.3
合計	120	-



資料編 3 温室効果ガス排出量の参考目標

温室効果ガス削減目標の設定にあたり、国の地球温暖化対策計画で定めている部門別削減目標を本市の基準年度における排出量に適用した場合、本市の温室効果ガス削減率は以下のとおりとなります。

部門	国の目標削減率	浜田市排出量（千 t-CO ₂ ）		国の目標を適用した場合の浜田市削減率
		基準年度（2013）	2030年度 国の目標適用	
産業部門	6.5%	136.2	127.3	
業務その他部門	39.8%	144.3	86.9	
家庭部門	39.3%	142.5	86.5	
運輸部門	27.6%	121.7	88.1	
廃棄物分野（※）	6.7%	5.6	5.2	
合計		550.3	394.0	

※廃棄物分野は、非エネルギー起源 CO₂全体の削減目標を準用する。

本市においては、国と同様の取り組みを行った場合、国の削減目標（26.0%）を上回る 28.4%の削減効果が期待できることとなります。

2030年度の温室効果ガス排出量の参考目標

浜田市全体で 28.4%削減

【部門別削減目標】

産業部門	6.5%削減
業務その他部門	39.8%削減
家庭部門	39.3%削減
運輸部門	27.6%削減
廃棄物分野	6.7%削減

浜田市における温室効果ガス排出量の現況推計方法（2013年度）

部門・分野		推進手法名		カテゴリー	推計手法名	推計手法の概要
産業部門	製造業	●	按分法（簡易型）	A	都道府県別按分法	都道府県別エネルギー消費統計の炭素排出量を製造品出荷額等で按分
					（標準的手法）	
			按分法（標準型）	C	都道府県別按分法	実績値が把握可能なエネルギー種から推計した炭素排出量 + その他のエネルギー種は、都道府県別エネルギー消費統計の炭素排出量を製造品出荷額等で按分
					（実績値活用）	
			積上法（標準型）	B	全国業種別按分法	総合エネルギー統計の業種別炭素排出量を製造品出荷額等で按分
		D			全国業種別按分法	
					（実績値活用）	
		積上法（詳細型）	D	事業所排出量積上法	特定事業所排出量 + 総合エネルギー統計と経済センサスから事業所数で按分	
	建設業・鉱業	●	按分法（簡易型）	A	都道府県別按分法	都道府県別エネルギー消費統計の炭素排出量を従業者数で按分
					（標準的手法）	
	按分法（標準型）	C	都道府県別按分法	実績値が把握可能なエネルギー種から推計した炭素排出量 + 都道府県別エネルギー消費統計の炭素排出量を従業者数で按分		
			（実績値活用）			
農林水産業	●	按分法（簡易型）	A	都道府県別按分法	都道府県別エネルギー消費統計の炭素排出量を従業者数で按分	
				（標準的手法）		
	按分法（標準型）	C	都道府県別按分法	実績値が把握可能なエネルギー種から推計した炭素排出量 + 都道府県別エネルギー消費統計の炭素排出量を従業者数で按分		
			（実績値活用）			
業務その他部門	●	按分法（簡易型）	A	都道府県別按分法	都道府県別エネルギー消費統計の炭素排出量を従業者数（延床面積）で按分	
				（標準的手法）		
		按分法（標準型）	C	都道府県別按分法	電気と都市ガスの実績値活用 + その他のエネルギーは、都道府県別エネルギー消費統計の炭素排出量を従業者数（延床面積）で按分	
				（実績値活用）		
		積上法（標準型）	E	用途別エネルギー種別原単位活用法	エネルギー種別用途別のエネルギー使用原単位に、用途別延床面積を乗じて推計	
E				用途別エネルギー種別原単位活用法		用途別エネルギー種別原単位活用法のエネルギー使用量に、実績が把握可能なエネルギー種を差し替えて推計
			（実績値活用）			
	積上法（詳細型）	D	事業所排出量積上法	特定事業所排出量 + 総合エネルギー統計と経済センサスから事業所数で按分		

家庭部門	●	按分法（簡易型）	A	都道府県別按分法 （標準的手法）	都道府県別エネルギー使用量の炭素排出量を世帯数で按分
		記載なし	C	都道府県別按分法 （実績値活用）	エネルギー種別のエネルギー使用量の実績値＋その他のエネルギーは、都道府県別エネルギー消費統計の炭素排出量を世帯数で按分
		按分法（標準型）	B	都道府県別エネルギー種別按分法	家計調査のLPG、灯油、都市ガスのエネルギー使用量＋都道府県別エネルギー消費統計の電気使用量を世帯数で按分
		積上法（標準型）	D	都道府県別エネルギー種別按分法 （実績値活用）	エネルギー種別のエネルギー使用量の実績値＋家計調査のLPG、灯油、都市ガスのエネルギー使用量、又は都道府県別エネルギー消費統計の電気使用量を世帯数で按分
運輸部門	自動車	● 按分法（簡易型）	A	全国業種別按分法 （標準的手法）	総合エネルギー統計から車種別保有台数で按分
		按分法（標準型）	B	都道府県別車種別按分法	自動車燃料消費統計年報から車種別保有台数で按分
		積上法（標準型）	E	道路交通センサス自動車起終点調査データ活用法	道路交通センサス自動車起終点調査データを活用
	鉄道	● 按分法（簡易型）	A	全国按分法 （標準的手法）	総合エネルギー統計の炭素排出量を人口で按分
		按分法（標準型）	B	事業者別按分法	環境報告書、特定排出者データ等から、営業キロ数で按分
	船舶	● 按分法（簡易型）	A	全国按分法 （標準的手法）	総合エネルギー統計の炭素排出量を入港船舶総トン数で按分
		按分法（標準型）		記載なし	記載なし
	航空	● 積上法（標準型）	B	全国エネルギー種別按分法①	空港管理状況調査の空港の燃料種別使用量を国内便着陸回数で按分
		積上法（詳細型）	B	全国エネルギー種別按分法②	全国国内・国際便別の着陸回数当たり燃料使用量より返の空港別原単位を推計し、空港管理状況調査の空港の燃料種別使用量を按分

※ 廃棄物分野は、按分ではなく、一般廃棄物処理実態調査結果の焼却施設ごとの処理量から推計している。

※ ● は、適用した推計方法を示している。

資料編 4 再生可能エネルギーの導入に関する参考目標

各部門の横断的な温室効果ガス削減対策として、再生可能エネルギーの導入が必要となります。

環境省が公表した「自治体排出量カルテ（簡易版）」によると、本市の再生可能エネルギー（電気）の導入容量及び、区域の FIT 制度による再生可能エネルギーによる発電電力量を区域の電気使用量で除した「区域の対消費電力 FIT 導入比」（本計画ではこれを「再生可能エネルギー自給率」とみなします。）の経年変化は下表のとおりです。



表 浜田市の再生可能エネルギー自給率の経年変化

これを踏まえ、2030年度における本市のエネルギー自給率の参考目標を以下のとおり設定します。

再生可能エネルギー自給率（電気）の参考目標

2030年度

100%

出典は、2018年12月現在で掲載しています。

あ行

■ うちエコ診断制度

受診されるご家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに、専用ソフトを用いて、お住まいの気候やご家庭のライフスタイルに合わせて無理なくできる省CO₂・省エネ対策をご提案するものです。受診時間は、1家庭50分程度です。

(出典：環境省ウェブサイト)

■ エコアクション 21

社会的な環境問題への取り組みとして、組織活動の経営改善などの環境経営及び環境への影響を低減・改善されることが期待されています。エコアクション 21は、中小企業等のあらゆる組織が環境への取り組みを効果的・効率的に実施するために、PDCAサイクルをベースとした環境経営システムを構築し、環境への取り組みを実施、その状況を公表するといった、中小企業でも取り組みやすい環境活動であり、また、その活動を認証・登録する制度です。

(出典：エコアクション 21 地域事務局しまねウェブサイト)

■ 温室効果ガス

温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。とりわけ、産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほか、フロンガスなどの人為的な活動より大気中の濃度が増加の傾向にある。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか HFC 類、PFC 類、SF₆ が削減対象の温室効果ガスと定められた。

(出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト)

■ 温暖差エネルギー

冷凍設備を用いて、海水、河川水その他の水を熱源として利用する熱エネルギーのこと。

(出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト)

か行

■ 家庭用エネルギー管理システム (HEMS)

家庭内のエアコンや給湯器などをネットワークでつなぎ、複数の機器を自動制御して省エネや発電を図るシステム。

(出典：改訂 6 版 環境社会検定試験 eco 検定公式テキスト 東京商工会議所)

■ 環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工事や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム（EMS-Environmental Management System）」といいます。

（出典：環境省ウェブサイト）

■ 気候変動枠組条約（FCCC）

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極名目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。1994年3月発効。温室効果ガスの排出・吸収の目標、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務とし、さらに先進締約国には、温室効果ガスの排出量を2000年に1990年レベルに戻すことを目的として政策措置をとることなどの追加的な義務を課している。

（出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト）

■ 気候変動枠組条約締結国会議（COP）

気候変動枠組条約（FCCC）の締約国による会議。1995年ドイツのベルリンで第1回締約国会議（COP1）が開催されて以来、毎年開催されている。1997年京都で開催されたCOP3では、各国の温室効果ガスの削減目標を規定した京都議定書が決議された。

（出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト）

■ 京都議定書

1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された、気候変動枠組条約の議定書。先進各国は、2008年～12年の約束期間における温室効果ガスの削減数値目標（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）を約束した。

（出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト）

■ クールシェア・ウォームシェア

クールシェアとは、オフィスや家庭での冷房時に室温28℃でも快適に過ごすことができる工夫「クールビズ」から、さらに一歩踏み込み、エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合うのがクールシェアです。家庭や地域で楽しみながら節電に取り組むことができます。

ウォームシェアとは、それぞれが暖房を使うのではなく、みんなでひとつの部屋に集まることや、公共施設や店舗等で過ごすことで、自宅等でのエネルギー使用を節約するという取組です。

（出典：環境省ウェブサイト）

■ COOL CHOICE（クールチョイス）

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で、26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

（出典：環境省ウェブサイト）

■ グリーン購入

企業や国・地方公共団体が、商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択するやり方。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」で基準などを取り決めている。

(出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト)

■ グリーンコンシューマー

商品を購入する際に、価格、品質、機能、デザインといった使用時の条件だけでなく、環境にも配慮して商品やサービスを選ぶグリーン購入を積極的に行う消費者。

(出典：改訂 6 版 環境社会検定試験 eco 検定公式テキスト)

■ 国連気候変動に関する政府間パネル (IPCC)

国連気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change) の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、化学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設立された組織。

(出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト)

■ コージェネレーション

発電に際し、電力に併せ同時に得られる熱も有効利用する方式。コージェネレーションにより熱効率が改善し、二酸化炭素の排出削減につながる。

(出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト)

■ コンパクトシティ

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

(出典：国土交通省ウェブサイト)

さ行

■ 再生可能エネルギー

自然環境の中で繰り返し補給される太陽光、風力、水力、波力、潮力、流水・潮汐、地熱、地中熱利用、温度差熱利用、雪氷熱利用、バイオマスなど。

(出典：改訂 6 版 環境社会検定試験 eco 検定公式テキスト 東京商工会議所)

■ しまエコスポット

一人一人がエアコンを使うのではなく、家族で一つの部屋に集まったり、家のエアコンを止めて街に出かけたりすることで、家庭の電気使用量を削減する地球温暖化防止の取組をクールシェア・ウォームシェアといいます。そのクールシェア・ウォームシェアを推進するために、気軽に集まって涼（暖）をとることのできる島根県内の公共施設や商業施設などを「しまエコスポット」として登録します。

（出典：島根県環境政策課ウェブサイト）

■ しまねストップ温暖化宣言事業者

地球温暖化対策あるいは環境配慮型経営等に関する独自目標を設定し取り組む企業・団体等を「しまねストップ温暖化宣言事業者」として募集し、設定された目標を宣言していただくとともに公表する事業。

（出典：島根県地球温暖化対策協議会 事業者部会ウェブサイト）

■ 省エネラベル

省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度です。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示しています。

（出典：環境省ウェブサイトから引用）

■ J-クレジット

国が認証するJ-クレジット制度とは、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用により、ランニングコストの低減や、クレジットの売却益、温暖化対策のPR効果が見込めます。

（出典：環境省ウェブサイト）

■ 新エネルギー

太陽光、風力、地熱などの再生可能エネルギーのほか、廃棄物利用などによるリサイクルエネルギー、燃料電池やクリーンエネルギー自動車などの従来型エネルギーの新利用形態などからなるエネルギーの新しい概念。新エネルギーは、通商産業省により、「石油危機によって問題となった石油への高度な依存を減らすため、従来型以外のエネルギーを利用する」という思想から定義づけられた。

（出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト）

■ ステークホルダー

企業・行政・NPOなどの組織の利害と行動に直接的・間接的な利害関係を有する者。社会的な課題を議論する場面などでは、ステークホルダーとは、その課題にかかわる“問題当事者”という意味で使われる。

（出典：改訂6版 環境社会検定試験 eco 検定公式テキスト 東京商工会議所）

■ 雪氷熱利用

冬の間以降った雪や、冷たい外気を使って凍らせた氷を保管し、冷熱が必要となる時季に利用するものです。寒冷地の気象特性を活用するため、利用地域は限定されますが、資源は豊富にあることから注目される取組です。

(出典：経済産業省資源エネルギー庁ウェブサイト)

■ Z E H (ゼッチ)

Z E H (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) とは、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」です。

(出典：環境省ウェブサイト)

た 行

■ 地球温暖化対策計画

COP21 でパリ協定が採択されたことを受け、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、約束草案の達成に向けた取組を含む総合的かつ計画的な温暖化対策の推進のため、「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。(平成 28 年 5 月 13 日)

温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量に関する目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について記載されています。

(出典：経済産業省ウェブサイト)

■ 地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策の推進に関する法律(通称：地球温暖化対策推進法)は、1998 年 10 月に成立した地球温暖化対策を目的に、国・自治体・事業者・国民の各主体の取組を促進するための環境省所管の法律です。全国及び都道府県の地球温暖化防止活動推進センターもこの法律により、設置が定められました。京都議定書の締結に伴い、2002 年に改訂されました。

(出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト)

■ 長期優良住宅

長期優良住宅認定制度とは、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の建築・維持保全に関する計画を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき認定するものです。大きく分けて、A.長期に使用するための構造及び設備を有していること B.居住環境等への配慮を行っていること C.一定面積以上の住戸面積を有していること D.維持保全の期間、方法を定めていることの措置が講じられている住宅を指します。新築の認定を受けた住宅は、補助金、住宅ローンの金利引き下げ、税の特例や地震保険料の割引等を受けることができます。

(出典：一般社団法人住宅性能評価・表示協会ウェブサイトから)

は行

■ バイオマス

エネルギー源として活用が可能な木製品やし尿などの有機物のこと。再生可能エネルギーの一つ。発酵させ発生するメタンガスを燃料として利用することもある。

(出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト)

■ B U Y はまだ運動

浜田市内で生産・製造・加工された商品を多くの市民の皆さんに買っていただき、消費を増やすことで地元の中小企業に潤いを与え、所得を増やし、雇用が生まれます。そして、消費を増やすという地域内の経済循環をつくり、域外へお金が出ていくのを抑えることで地域経済の活性化を目指します。

(出典：浜田市ウェブサイト)

■ 廃棄物発電・熱利用

廃棄物の燃焼で得られる熱を利用した発電方式。ごみ焼却場などで広く採用されてきている。

(出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト)

■ P D C A サイクル

1.方針・計画 (Plan)、2.実行 (Do)、3.点検 (Check)、4.是正・見直し (Act) というプロセスを繰り返すことにより、方針・計画のレベルを継続的に改善していくこと。

(出典：環境省ウェブサイトから引用)

■ F I T 制度

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部を電気をご利用の皆様から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。この制度により、発電設備の高い建設コストも回収の見通しが立ちやすくなり、より普及が進みます。「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」の5つのいずれかを使い、国が定める要件を満たす事業計画を策定し、その計画に基づいて新たに発電を始められる方が対象です。発電した電気は全量が買取対象になりますが、住宅の屋根に載せるような10kW未満の太陽光の場合は、自分で消費した後の余剰分が買取対象となります。

(出典：資源エネルギー庁ウェブサイト)

■ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）

建物に設置された設備や機器の運転データ、エネルギー使用量を蓄積・解析することでエネルギー消費量の最適化・低減を図るシステム。

（出典：改訂6版 環境社会検定試験 eco検定公式テキスト（東京商工会議所）

ら行

■ライドシェアリング

ドライバーがアプリ等を用いた仲介により、他人を有償・無償またはガソリン代等コストの範囲で自分の車に同乗させること。

（出典：国土交通省ウェブサイト）

(仮称) 杵束コミュニティ施設の整備について

浜田市弥栄老人福祉センターと浜田市老人憩いの家は、建設後約 40 年が経過しており耐震化も行われていません。このため、公共施設再配置実施計画に基づき、この 2 施設を複合化し (仮称) 杵束コミュニティ施設として整備を予定しています。

なお、杵束公民館と弥栄図書館は、老人憩いの家の複合施設であるため、今回の建替えに併せ新たに整備を行います。

1 (仮称) 杵束コミュニティ施設の概要

予 定 地	浜田市弥栄町木都賀イ 526 番地 4
建築予定年月	平成 33 年 1 月 (2021 年 1 月)
構 造	鉄骨造平屋建て
延床面積	既存施設延床面積の 7 割以下を予定
主 な 用 途	杵束公民館、弥栄図書館、弥栄支所杵束出張所

2 既存施設の概要

(1) 浜田市弥栄老人福祉センター

所 在 地	浜田市弥栄町木都賀イ 526 番地 3
建 築 年	昭和 55 年 (1980 年)
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
延床面積	579.54 m ²

(2) 浜田市老人憩いの家

所 在 地	浜田市弥栄町木都賀イ 528 番地 1
建 築 年	昭和 48 年 (1973 年)
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
延床面積	514.27 m ² (杵束公民館、弥栄図書館を含む)

3 平成 31 年度当初予算要求

実施設計、地質調査に関する予算を要求予定

4 整備予定地



5 整備スケジュール

平成 31 年度（2019 年度）

設計業務、地質調査

平成 32 年度（2020 年度）

建物工事、備品購入

平成 33 年度（2021 年度）

供用開始（4 月）、既存施設解体、外構工事

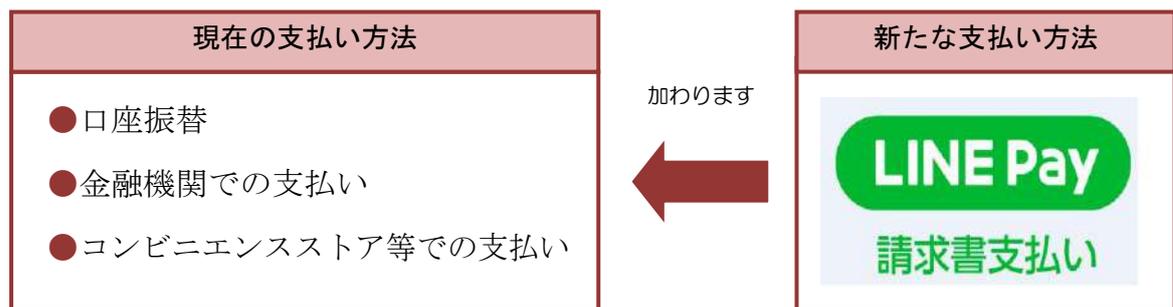
「^{ライン} Pay 請求書支払い」を導入します

水道料金・下水道使用料の支払方法として、LINE Pay 株式会社が提供するモバイル送金・決済サービス「LINE Pay 請求書支払い」を導入し、平成 31 年 2 月 1 日（金）からサービスを開始します。

平成 30 年 8 月 1 日に神奈川県企業庁が国認可の水道事業者として全国初で導入しました。中国地方では初の導入となります。

1 導入の目的

水道料金・下水道使用料の支払いについて、新たな支払い方法を増やすことによりお客様の利便性を図ります。



なお、「LINE Pay」請求書支払いの収納手数料は、現在導入しているコンビニエンスストア支払いと変わりません。また、水道料金及び下水道使用料の管理システムの改修も不要です。

2 LINE Pay とは

日本国内最大級のコミュニケーションアプリ「^{ライン}LINE」が提供する支払いサービスです。

3 モバイル決済サービスとは

様々な店舗やショッピングサイトなどにおいてキャッシュレスで支払いが可能なサービスで、支払いできる水道料金・下水道使用料は、納入通知書 1 枚あたりの金額が 5 万円未満ですが、上下水道部が発送する納入通知書のバーコードをスマートフォンのカメラで読み込むことで、納入期限内であればいつでもどこでも支払うことが可能となります。

風しん対策について

2018 年の全国の風しん患者数は 2,917 人で、風しんの全数届出が始まって以降、2 番目の流行となりました。妊婦が感染することによって、赤ちゃんに難聴・心臓病・白内障などが起きる先天性風しん症候群の発生が心配されています。

平成 31 年 1 月 11 日に島根県の予防接種担当者説明会が開催され、下記のとおり国の対応状況が示されましたので報告します。

【国の風しん対策】

風しんは、ワクチン接種により予防できる感染症である。妊娠を希望する女性にワクチン接種で抗体を増やしておくことが重要であるとともに、抗体のない世代に対しワクチン接種を早期に実施し、急激な患者増大を防ぎ効果的にワクチンを行き渡らせることで、流行が小規模に押さえ込まれ、よって、妊婦の感染及び先天性風しん症候群の発生を防ぐことができる。

(基本的な方向性)

○風しんの感染拡大自体を防止することにより、**妊婦の感染**、先天性風しん症候群を防止する。

(今般の風しん増加に対する対応)

○対象を抗体保有率が低い世代（**39 歳から 56 歳の男性**）に絞って重点的に対応し、この世代の抗体保有率 85% を目指す。抗体検査とワクチン接種を組み合わせる実施（市町村事業）。

○新規事業（追加的対策）

- ・対象者：1962 年（昭和 37 年）4 月 2 日から 1979 年（昭和 54 年）4 月 1 日までの間に生まれた男性。
- ・実施内容：抗体検査を前置し、結果が陰性だった者に対してワクチンの定期接種（注 1）を行う。
- ・実施主体：市町村（中核市含む）
- ・補助制度：抗体検査は国の 1/2 補助、ワクチンの定期接種は国の 9/10 地方交付税措置。
- ・実施期間：平成 31 年から平成 33 年度末までの 3 年間。（平成 30 年度中の前倒し実施可）

○既存事業

- ・対象者：妊娠を希望する女性とその同居者、風しん抗体価の低い妊婦の同居者。
- ・実施内容：抗体検査を行う。
- ・実施主体：県、中核市
- ・補助制度：国の 1/2 補助。
- ・島根県は、平成 25～28 年度実施した。平成 31 年 2 月から開始予定。

		対 象 者					対 象 外
		女 性		男 性			
		妊娠を希望する者等	同居者（注 3）	同居者（注 3）		同居者していない	
実施主体	抗体検査	県 （国 1/2、 県 1/2）	県 （国 1/2、 県 1/2）	県 （国 1/2、 県 1/2）	1962/4/2～1979/4/1 生まれ 市町村 （国 1/2、市 1/2）		市町村 （国 1/2、市 1/2）
	ワクチン接種	個人 任意接種 （注 2）	個人 任意接種 （注 2）	個人 任意接種 （注 2）	市町村 定期接種（交付税） （注 1）	市町村 定期接種（交付税） （注 1）	

注 1：定期接種：自己負担なし。（予防接種法に基づく市町村事業：9 割地方交付税措置）

注 2：任意接種：全額自己負担。（但し、一部市町村で接種費用の助成制度あり）

注 3：妊娠を希望する女性の同居者、風しん抗体価の低い妊婦の同居者